

関西学院大学審査 博士学位論文

近世フランス貴族の女性相続人

— 貴族家系の継承における女性の役割 —

滝澤 聡子

## (要旨)

フランスの貴族階級が実践した相続の方法は、男系の長子相続を原則においていた。しかし、家系に男性がいなくなっても、それで「家門」が終わりとはならない。貴族は残された娘に長男と同等の権限を与えていたからである。それが「女性相続人 (héritière)」という制度である。

本稿が関心を寄せたのは、こうした貴族の女性、とりわけ女性相続人の存在である。男系原理の相続システムに支配されている貴族社会のなかにおいて、貴族の女性は実際にどのような存在であり、どのような役割を果たしていたのだろうか。本稿では、この問題意識をもとに、中世から近世への転換期にあたる15世紀から17世紀半ばにおける、フランス貴族家系の継承のなかにも占める女性相続人の存在とその意味を、当時の史料をもとにできるかぎり正確に描き出すことを目的においた。

上記の目的を達するため、本論は2部構成をとった。まず、第1部では、貴族の相続と継承の基本的類型を考察した。そこからは、どの貴族層も「貴族の相続」と呼ばれる、相続の実践をおこない、それによって自らの家系のアイデンティティを築きあげている姿が浮かびあがってきた。さらには、この時期に特徴的である貴族の人口動態の危機という現象を前に、女性相続人を輩出した家系が護ろうと必死になったのも、こうした家系のアイデンティティであった。とりわけ、家名や家紋といった象徴的な財が「家門」を表象するとみなされ、そのため男性を欠くことになった多くの家系では、「代襲相続」という手段で自らの「象徴財」を保ち続けようとした。ただし、女性相続人家系の代襲に対しては、代襲を要求された側が、拒否反応を示す。己の家系アイデンティティが脅かされると感じたからである。

代襲相続が、あまり上手く機能しなくなってきたことに気づいた貴族たちは、象徴財の相続を工夫し、家系の垂直のラインに固執するのをやめていくようになった。かわって、家名や家門の継承のされ方に、共系で継ぐという選択が多くみられるようになる。象徴財を維持させることで、家系の存続をはかろうとする貴族にとって、より確実な継承方法を求めて、意識を変えていくことは苦もなかったのである。

第2部では、貴族の相続の基本類型から判明した家系存続の複雑な問題を、女性相続人の結婚を通して再度、考察する。姻戚関係を結ぶ両家系ともに家系意識があり、その意識は結婚にどう反映されてくるのかを探るため、まず、女性相続人と結婚する側の立場から、貴族家系にとっての女性相続人との結婚の意味をみていった。ここで垣間見えた事例から

は、女性相続人との結婚によって、家系を発展させていく貴族の姿が浮かびあがると同時に、そうした「幸運」を求めて、違法に近いやり方で女性相続人に近づく貴族が少なからず存在したことが明らかになった。ただ、結婚相手となる女性相続人側の家系のほうも、それへの対処法は擁していた。たとえば、女性が「誘拐」されたことにして、結婚を無効にするなど、親族側の結婚への介入が強化されてくるのも対処の一環である。

最終章では、こうした女性相続人側の立場から、彼女たちの行動様式を明らかにしていく。より具体的に女性相続人の結婚政策を確認していくことで、家系の一員としての立場を彼女性相続人たちは、どのように理解していたのか分析し、貴族家系の継承における女性の役割をみていくことにする。

## 目 次

序章 近世フランスの貴族と女性	(1)
第1節 貴族家系のなかの女性	(1)
第2節 貴族研究の発展と展開のなかで	(5)
(1) 貴族史研究の流れ	(6)
(2) 貴族家系とその存続の問題	(7)
(3) 貴族の相続理念	(8)
(4) 貴族女性の研究	(10)
(5) 本論の課題	(11)
第3節 本論の構成と使用する史料	(13)

### 第1部 近世フランス貴族の相続と継承の基本的類型

第1章 近世フランス貴族の家系再生産—継承の理想と現実・メグリニ家の場合—	(20)
第1節 「貴族の相続」にみる男系の原理	(20)
第2節 メグリニ家	(22)
第3節 継承からみる貴族の家系意識	(27)
第4節 メグリニ家の結婚	(31)
小括	(33)
第2章 代襲相続という選択—人口動態にみる貴族の危機意識を前に—	(39)
第1節 人口動態にみる貴族の危機意識	(39)
第2節 カステルノー＝ラ・ルベール家の相続と結婚	(41)
第3節 女性相続人の結婚契約書にみる家系存続政策としての代襲相続	(45)
(1) マルグリット・ド・フォワ＝カンダルの結婚契約書 (1587年)	(45)
(2) ジレット・ド・ラ・ウッセの結婚契約書 (1509年)	(47)
(3) カトリーヌ・ド・ケディヤックの結婚契約書 (1512年)	(49)
小括	(51)



第3章 家名と家紋—14世紀から17世紀フランス貴族の象徴財継承の成立過程—	(55)
第1節 象徴財	(55)
第2節 家名と家紋の規範	(57)
(1) 名のルール	(57)
(2) 紋章のルール	(59)
第3節 表象としての家名と家紋	(61)
(1) 領地の要求	(61)
(2) 姻戚関係	(62)
第4節 女性相続人の家名と家紋の継承	(64)
小括	(71)
紋章図版	(75)

## 第2部 近世フランスにおける「女性相続人 (héritière)」

第4章 15世紀から17世紀におけるフランス貴族の結婚戦略—誘拐婚—	(81)
第1節 貴族身分間にある壁	(81)
第2節 誘拐の事例	(83)
第3節 誘拐婚に関する法的解釈	(86)
第4節 貴族の結婚戦略としての誘拐婚	(88)
小括	(92)
第5章 スダン公国宗主シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書 (1594年)	
—女性相続人と家門の継承—	(96)
第1節 遺言書をめぐる謎	(96)
第2節 ラ・マルク家—女性宗主の誕生—	(97)
第3節 女性宗主の結婚	(101)
第4節 シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書	(104)
小括	(108)

第6章 近世フランス貴族の女性相続人	(113)
第1節 「実質財」か、「象徴財」か	(113)
(1) 女性相続人との結婚による貴族家系の発展：混成型の所領	(113)
(2) ラヴァル家当主「ギィ・ド・ラヴァル」の場合	(114)
第2節 女性相続人の結婚と象徴財の継承	(116)
(1) 代襲相続	(116)
(2) 同族婚	(117)
(3) 分離型相続	(118)
第3節 女性相続人の結婚と混成型相続	(119)
(1) 相続人同士の結婚の増加と降嫁婚の変化	(119)
(2) アンリエット・ド・クレーヴとルイ・ド・ゴンザーグの結婚	(120)
第4節 混成型相続の増加と象徴財との関係	(124)
小括	(127)
終章	(133)
史料・参考文献一覧表	(138)

## 序章

### 近世フランスの貴族と女性

#### 第1節 貴族家系のなかの女性

家柄の古さを誇る近世フランス貴族の家系図をフランスの古文書館で閲覧すると、男系で垂直に家系が脈々と継承されてきたことが一目瞭然で、その強烈な祖先意識に驚かされる。次頁の史料は、南フランスのガスコーニュ地方の貴族、モンテスキュー (Montesquiou) 家の家系史書<sup>1</sup>の冒頭に掲載されている家系図であるが、数えると27代にわたって、男系で家系が受け継がれていることがみてとれる。

『アンシアン・レジーム期の結婚生活』を著したフランソワ・ルブランが、「貴族階級では、長子の結婚は、男子の誕生によって家系と家名を存続させることを主たる目的とする」<sup>2</sup>と述べているように、近世フランスの貴族においては、男系それも長男によって家系が継承され、維持されていくと一般的に考えられている。しかし、その当時の多産多死の人口動態を想定すれば<sup>3</sup>、家系は本当に長男にしか託し得ないものだったのかという疑問がわいてくる。「家名の誇りと、それを永遠に継承し、それにとまなう財産、領地、特権、官職、地位を子孫に遺し、さらにもし可能ならばそれらを増やしてゆく」<sup>4</sup>という荷の重い使命の頼みの綱が、男子の誕生という、いうなれば偶然の要素が多く働く出来事だけというのでは、あまりに心許ないのではないだろうか。

たしかに、貴族階級が実践した相続の方法は、男系の長子相続を原則においていた。しかし、家系に男性がいなくなっても、それで終焉とさせないために、貴族は残された娘に長男と同等の権限を与えている。それが「女性相続人 (héritière)」という「制度」である。後述するように、女性相続人という存在によって、存続の危機に陥った家系は息を吹き返すことになる。いくつか例をあげてみよう。

西フランスに位置するブルターニュ公国では、1341年ブルターニュ公ジャン3世が亡くなると、1335年にすでに公国の推定相続人に指名されていた一人娘のジャンヌ (ジャンヌ・ド・パンチエーヴル) が、ブルターニュ女公にたった。彼女は一介の伯家の、それも長男でない男性、シャルル・ド・ブロワと結婚する。シャルル・ド・ブロワは女公と結

TABLE GÉNÉALOGIQUE DE LA MAISON DE MONTESQUIOU-FEZENSAC.

GARSIÉ SANCHE, de la Comté, Duc de Gascogne par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.

I.	Garcié Sanche, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
II.	Sanche I. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
III.	Sanche II. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
IV.	Sanche III. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
V.	Sanche IV. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
VI.	Sanche V. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
VII.	Sanche VI. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
VIII.	Sanche VII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
IX.	Sanche VIII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
X.	Sanche IX. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XI.	Sanche X. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XII.	Sanche XI. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XIII.	Sanche XII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XIV.	Sanche XIII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XV.	Sanche XIV. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XVI.	Sanche XV. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XVII.	Sanche XVI. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XVIII.	Sanche XVII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XIX.	Sanche XVIII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XX.	Sanche XIX. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXI.	Sanche XX. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXII.	Sanche XXI. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXIII.	Sanche XXII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXIV.	Sanche XXIII. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXV.	Sanche XXIV. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXVI.	Sanche XXV. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			
XXVII.	Sanche XXVI. de Gascogne, Duc de Gascogne, par son père Doublé avec ses frères fils Page 1. de la Généalogie précédente.			

モンテスキュー家 家系図 (1784年)

出典: CHERIN (L.N.H.) et VERGES (Abbé de),

Généalogie de la maison de Montesquiou-Fezensac,

suivie de ses preuves, Paris, 1784、見開きの折り込み。

婚したあと、1342年からは自身の紋章をブルターニュ公家のものへと変更している<sup>5</sup>。公国は女系で受け継がれることの明確な意思表示である。ただ実際の公国君主<sup>6</sup>として表舞台に立つのは、(夫の) シャルル・ド・ブロワであった。彼はブルターニュ公の有する諸権利のひとつである貨幣鑄造権を行使して、1358年には金貨を発行させている<sup>7</sup>。

さらに、そのおよそ百年後、ブルターニュ公国はまたもや家系に男子を欠くこととなった。そこで、1486年2月、ブルターニュ公フランソワ2世は、公国三部会において、家系に2人だけ残された娘たちの公国相続権を承認させ、長女のアンヌを宗主として認めることを誓わせたのである<sup>8</sup>。女公としてのアンヌが鑄造させた貨幣も現存している。1498年の年号が打たれたこの貨幣には、表面の縁を「神のご加護によりフランス王妃でありブルターニュ女公たるアンヌ」とラテン語で銘打ち、真ん中には、王冠をかぶり、ブルターニュの紋であるアーミンとフランスの紋である百合花模様のマントを羽織って玉座に座り、左手に王杖、右手に剣を携えた最高権力者としての装いに身を包んだアンヌの姿が彫られている(第3章 紋章図版の図12を参照)。彼女はフランス国王シャルル8世と結婚し、のちに寡婦となったが、この貨幣の銘文は、それでも公国は独立した国家であること、彼女はその独立公国の主として行政に関与していく方針であることを強く打ち出した決意表明と受け取れる<sup>9</sup>。

ここで注目したいのは、アンヌがフランス王妃の立場にあることも、ブルターニュ女公であることと同じように強調されている点である。これは、フランス王妃の立場にあるということが、以後ブルターニュの独立を維持していこうとするブルターニュ公家に有利に働くと考えられたからではないだろうか。1498年の時点で、フランス王家はどの大諸侯の家系より強大になっていた。ブルターニュ公国の独立と維持に、他のどこからも横槍を入れられないためには、公国の主自らがフランス王妃であることが最大の盾となり、問題を回避できると考えられたと考えられる。その心証をより確かなものにしたのが、前夫シャルル8世の死から1年とたたないうちにアンヌが新しくフランス国王に即位したルイ12世と再婚し、再び王妃の座に返り咲いたことである。ルイ12世はアンヌの古くからの友人であり<sup>10</sup>、アンヌの描いた独立したブルターニュ公国の維持という構想にも理解を示していた<sup>11</sup>。彼らの結婚契約書には、「ブルターニュ公国の名が続き、廃止されることなきよう、(中略)くだんの結婚から誕生する次男が、あるいは男子に欠く場合は女子が(中略)この国の君主とならんことに同意する」と明記されている<sup>12</sup>。すなわち、ブルターニュ公国はフランスから独立したまま、女系で受け継がせる選択をとったのである。その政策を

担保するうえで、「フランス王妃」というポストにいることは最良であっただろう。したがって、アンヌ・ド・ブルターニュとルイ 12 世の結婚は、いわば「連合王国」体制を確かなものにするための布石となり、アンヌの公国行政への関与は、次世代のためのモデルを示すものだったのである。

王族や大諸侯といった上層の貴族だけが、女性相続人を介して家産（所領）を安定・維持させていたわけではない。たとえば、ノルマンディ地方にあるフェリエールという所領も、5 世代のあいだに 3 度、女性によって相続されている。1604 年時のフェリエール女性領主シャルロット・デ・ジュールサンの臣従誓書がそれを物語っている。

「私、オーシーの領主夫人かつ副伯夫人であり、フェリエール女性領主でユスタッシュ・ド・コンフラン様の妻であり配偶者であるシャルロット・デ・ジュールサンは（中略）生前のアルマンチエール領主で、今は亡きジル・デ・ジュールサン様と生前のフェリエール女性領主で、今は亡きシャルロット・ダルス様、私の父と母の娘であり女性相続人である。くだんの女性アルスも、生前のフェリエール領主で、今は亡きニコラ・ダルス様の娘であり女性相続人である。くだんのニコラも同様に、ご両親で、生前のバスチ領主であり騎士身分であったアントワーヌ・ダルス様と女性領主フランソワーズ・フェリエール様の息子であり相続人である。くだんのフランソワーズも同様に、生前はくだんのフェリエール領の領主(baron)であったジャン・ド・フェリエール様の娘であり女性相続人である」<sup>13</sup>

さらに、シャルロット・デ・ジュールサンは、この誓書の後半で「家産は彼（夫）と分けている」<sup>14</sup>と述べていることから、フェリエールの所領は、夫の家産と混合されないように、財産分置の措置がとられていることも確認できる。このように、アンヌ・ド・ブルターニュが公国のレヴェルでおこなった所領の独立と維持を、地方にいる中小の貴族レヴェルの女性相続人までもが、規模が異なるとはいえ、実践していたことになる。こうした女性相続人を介して家産が守られ、代々受け継がれていく方策は、むしろ貴族一般のものではなかっただろうか。

たとえば、ブルターニュ地方の中部ガエルのアラドン司教区内にあるラ・シェネの城館は、1541 年に作成されたその地の小貴族ジル・ギボンの財産目録から、彼の妻であり女性城主であるジュアンヌ・ギルモが相続したことがわかっている<sup>15</sup>。1464 年の彼女の父祖

と思われるジャン・ギヨ<sup>16</sup>の年収は、ブルターニュの軍役台帳によって 60 リーヴルだったことが判明しているので、軍役台帳に載るブルターニュ貴族の収入をもとにした序列からみると、ギルモ家は小貴族に分類できるだろう<sup>17</sup>。ジュアンヌ・ギルモとジル・ギボンの結婚からは一人娘しか誕生しなかった。この女性もまた、ラ・シェネ城の女性城主として、ヴァンヌの管理官 (capitaine) と結婚している<sup>18</sup>。ここで注目したいのは、小貴族であるゆえに、ギルモ家が貴族であることの何よりの証として重要視したはずの城館という家産が、相続する男性がいないため、女性で受け継がれているという事実である。

このようにみると、近世フランスの貴族の家産相続には、もちろん男系原理が強く働いているにせよ、女性による家産の相続・継承も実際にあったことで、逆にいえば、女性が一定の範囲内で機能していたのではないと思われるほどである。もっとも、女性相続人を輩出した家系が不安定な危機状態に陥ったことは間違いないだろう。けれども、それがただちに家系消滅へとつながるわけではなく、家系の消滅が決定的となるのは、その家系の血を受け継ぐ人がまったくいなくなる時である。その意味で、貴族家系にとって、唯一の女性相続人は、家系の存続の鍵を握る存在であったと考えられる。現にアンヌ・ド・ブルターニュは、周辺の大諸侯の領国が相次いで消滅していくなかであって、父から受け継いだ公国を維持するのに成功している。

本稿が関心を寄せるのは、まずはこうした貴族の女性、とりわけ女性相続人の存在である。男系原理に支配されている貴族社会のなかであって、貴族の女性は実際にどのような存在であり、どのような役割を果たしていたのだろうか。一般にネガティブな存在とみられがちな貴族女性だが、当時の貴族社会のなかによりポジティブな形で位置づけることはできないだろうか。このような問題意識をもとに、本稿では、中世から近世への転換期にあたる 15 世紀から 17 世紀半ばにかけての時期を主たる対象とし、フランス貴族家系の継承のなかにも占める女性相続人の存在とその意味を明らかにすることを通じて、当時の貴族の女性像や彼女たちの生き方 (マンタリテ) に迫っていきたい。もっとも、本稿の問題意識や研究の方法をより詳しく論じるにあたっては、先行する近世フランス貴族の研究動向をふまえる必要がある。

## 第2節 貴族研究の発展と展開のなかで

## (1) 貴族史研究の流れ

アンシアン・レジーム期の本格的な貴族研究は、意外と思われるほどに遅く始まり、ようやく最近になって、まとまって研究の対象となっている。たとえば、近世社会史研究で草分け的な位置を占めるグベール『ポーヴェとポーヴェジ地方』(1960年)<sup>19</sup>、ル・ロワ・ラデュリ『ラングドックの農民』(1966年)<sup>20</sup>では、おもに非特権階級である都市民や農民の活動が取り上げられており、領主階級としての貴族層は「領主＝農民」という支配・従属関係から論じられることはあっても、貴族の実態を直接的な焦点としたものではなかった。1960-70年代まで、フランスの研究者のなかで、とりわけ民衆史に力点をおくアナル学派の研究において、特権階級たる貴族への関心はきわめて低かったのである。

その点で、貴族研究に新たな活力を吹き込んだのは、メイエールの大著『18世紀のブルターニュ貴族』(1966年)<sup>21</sup>であった。その冒頭の研究史紹介で、メイエールは従来の貴族研究を以下のように批判している。「貴族研究は広がりすぎていて、かつわずかな例外を除いては凡庸である。広がりすぎ、というのは、経済史、社会史、政治史の分野で多少なりとも、貴族の問題を扱わない研究はないからであり、凡庸というのは、そうした作品のうち、ごくごく僅かなものだけが貴族の『内部』に向き合うか、あるいは第二身分の研究に焦点を合わせているにすぎないからである」<sup>22</sup>。この文章からわかるように、メイエールは、フランス一般の抽象的な貴族イメージではなく、また、エピソード・物語的な歴史ではなく、より具体的に、18世紀のブルターニュ地方に特有のさまざまな貴族身分の実態を、地方の古文書館に埋もれている史料を駆使することによって解明しようとしたのである。

メイエールの研究の影響・刺激のもとに、貴族研究においても、地域を限定した、より実証的なモノグラフィが増加してきた。たとえば、それぞれオーヴェルニュ地方、ポース地方、ブルターニュのヴァンヌ地方に関するシャルボニエ(1980年)、コンスタン(1981年)、ガレ(1983年)の研究である<sup>23</sup>。メイエールが提唱した「新貴族(anobli)」についても、ロラン・ムーニエの指導のもとにソルボンヌ大学(現在のパリ第4大学)を中心に「官職貴族＝法服貴族(noblesse de robe)」の研究として進められた。グルッセによるブザンソンの法服世界の研究(1978年)<sup>24</sup>、ディウォールドによるルーアン高等法院官僚の研究(1980年)<sup>25</sup>はその代表的なものである。こうした法服貴族の研究は、現在、社会科学高等研究院(EHESS)のデシモンのもとで精力的に展開されている。「剣の貴族」についても、その後、宮廷貴族の一翼を担った大貴族である「公爵同輩衆(duc et pair)」



がラバテュによって<sup>26</sup>、中央（宮廷）と地方をつなぐ中間的・媒介的な貴族がブルカンによって明らかにされた<sup>27</sup>。ブルカンはそうした政治的にたちまわる貴族層を「第二の貴族（noblesse seconde）」と呼んでいる。

その一方、貴族のアイデンティティの問題にも大きな関心が払われるようになった。この方面の研究の第一人者であるジュアンナは「種族（race）」という語に着目し、そこに世代を超えて（世襲的に）貴族層に受け継がれていく血や名誉の観念を見出している<sup>28</sup>。16世紀の「種族」とは「父系集団（patrilignage）」のことであって、その集団のなかで貴族特有の「資質（qualité）」も育成され継承されていくと考えられた。世襲で受け継がれていくこの「種族」の観念は、本稿が対象とする15-17世紀の貴族の支配階級としての意味や役割を正統化するものだった。なお、こうした貴族のアイデンティティについては、フランスよりも英米の研究者によって盛んに取り上げられており、シャークをはじめとする優れた研究がある<sup>29</sup>。貴族間や官僚間の紐帯を示す「忠誠関係（fidélité）」はムーニエが提起した概念だが<sup>30</sup>、これもケタリングの「クリアンテル」論などおもに英米系の研究者によって採り入れられた<sup>31</sup>。

## （2）貴族家系とその存続の問題

このように紹介すると、貴族研究はかなり進展しているような印象を与えたかもしれないが、実際には、かなり空白になっている部分が多い。その最大の原因は、実証研究に足りる貴族史関係の史料が、通時的に、まとまって古文書館等に存在しないからである。また、貴族には宮廷の大貴族から地方の貧しい貴族まで、さらに貴族か平民かよくわからない人々（＝「擬似貴族」）まで、非常にさまざまな集団を含んでいる。貴族かどうかを識別する指標も、時期によって曖昧なままなので、研究自体がとても難しい。

それでも、近年では、そうした貴族の生成・上昇・継続・（そして衰退）をめぐる実証的な研究がなされるようになった。そこでは、市民や農民などの平民がどのように貴族に成り上るのか、どのようにして貴族として認知されるのか、王権はそれにどのように対処したのか、などが重要なテーマとなっている。この点では、阿河雄二郎がルイ14世時代の「貴族改め」をもとに、貴族への上昇のプロセスを検証している<sup>32</sup>。それとは逆に、ナシエは貧しい貴族がどのように体面を維持し、没落（あるいは身分の喪失）を免れようとしたかを、ブルターニュ地方を対象とした『貴族と貧困』（1993年）<sup>33</sup>で解明した。この著作には、ブルターニュでは貧しい貴族が圧倒的に多いこと、そうした貧しい貴族が商

業や手工業などに従事した場合に適用される「貴族位失格 (dérogeance)」という禁止が現実にどのように適用されていたかなど、興味深い指摘がなされている。

その後、ナシエは前述した貴族の家系意識の問題に本格的に取り組むようになり、とくに未開社会や民俗社会の研究に用いられる文化人類学的・人口学的な手法をフランス貴族家系の分析に大胆に応用しようとした点で注目されるようになった。その一連の研究<sup>34</sup>からは、後述するような、貴族家系の存続のためのさまざまな「戦略」が浮き彫りにされている。そのような問題関心をさらに発展させて、ナシエは最近の著作『親族、貴族、王朝国家 (15-16 世紀)』(2000 年)<sup>35</sup>で、父系や母系などによる親族関係を貴族意識の核と位置づけ、貴族の「家」や「血統」の意識が社会の紐帯関係にどのような形で作用したかを論じた。ナシエによれば、そうした親族関係が 15-16 世紀の大貴族による「王朝国家 (état dynastique) = 領邦国家 (principauté)」を成立させていたひとつの要素だったのである。

ナシエと同様に、貴族家系の生成と継続の問題を社会学的な分析手法を用いて考察しているのが、デシモンとアダである。その場合、デシモンは、おもにパリ高等法院などのいわゆる法服貴族層を扱い<sup>36</sup>、アダは古い家系出身の貴族層を対象に、それぞれ「貴族の再生産」という視点からの解明をはかっている<sup>37</sup>。彼らの用いる「再生産」という用語は、周知のように社会学者のブルデューからの転用だが、つねに反復され、繰り返される家系という貴族の抱く観念を「再生産」という用語から理解しようとする手法はとても斬新である。なお、こうした方法論はナシエが用いる文化人類学的な方法とも近い。

それでは、貴族の家系意識とはどのようなものであったのだろうか。より具体的にいえば、ジュアンナやナシエが指摘する「父系集団」や、それを基盤とする貴族の親族関係、さらに、貴族が継承される場合に常用されたとされる相続制度はどのようなものであったのだろうか。

### (3) 貴族の相続理念

貴族の「再生産」を考察する場合、もっとも重要な課題は貴族の基本的な相続のありようを理解することである。

さて、中・近世のフランスでは、相続に関する法制度は、家族、結婚、後見などの人に関する事柄と、不動産、所有権などの財に関する事柄に分かれる「私法 (droit privé)」のもとに位置づけられ、機能していた<sup>38</sup>。中・近世の私法は、フランス南部では成文法、そ

の他の地方では慣習法の影響力が強い<sup>39</sup>。また、12、13世紀に封建制が確立されるにつれて、臣従制と封土授与の産物としての封建法が私法の領域にも影響を及ぼすようになった<sup>40</sup>。したがって、10-16世紀においては、成文法、慣習法、封建法、教会法、同業組合法といったさまざまな法が、各人が所属する地域や身分に従って適用されていたのである。その際、おもに貴族に関する身分、財産制度、相続を取り決めていたのは封建法である。封建法における相続のあり方をみていこう。

封建法の主たる目的は、上級領主への軍役奉仕と、封土の細分化を防止することにあった。軍役をきちんと実施するには、一定の所領（封土）や財産の保持が不可欠である。そこから、長子相続権、男子優先、父祖除外という3つの原則が出てくる<sup>41</sup>。まず、長子相続権は、10世紀の封土授与契約条項に「封土は分割してはならず、相続人一名に帰属する」と記されたのが起源とされる。それは、封建法にも各地の慣習法にも影響を及ぼしていった。もっとも、その法は各地方によって差異がある。たとえばノルマンディ地方では、公領など上級封土は分割不可で、長子による独占と決められていたが、多くの地方では、長子が全相続財産の3分の2～2分の1を取得し、残りを弟たちで等分する相続がおこなわれていた<sup>42</sup>。貴族の世界においても、一定の平等志向が働いていたとみられる。

次に男子優先であるが、当初、女性はすべての封土相続から完全に排除されていた。その理由としては、女性は軍役奉仕がおこなえないのではないかなど、性を理由に臣従奉仕の不可能を懸念する声あげられる。しかし、11世紀には南フランスで女性の封土取得が確認されており、受封者の上級領主への軍役奉仕には夫（や部下）が代理となれば問題がないので、女性領主は一般化してゆく。そのため、自身の臣従となり得る女性領主の結婚をめぐって上級領主が介入することも頻繁になった<sup>43</sup>。

最後に父祖除外については、年齢による奉仕が不可能な点が問題とされた。それが封建法の原則として「封土はさかのぼらない」という有名な法諺を生み出すこととなるのだが、実践面において、子孫が不在の場合、土地財産が傍系親族に継承される事例はたびたび確認されている<sup>44</sup>。

以上、相続に関する封建法の原則を見てきたが、理念的な面では男系原理が色濃く打ち出されていることがよくわかる。ただし、実践面に関しては、必ずしも原則一辺倒というわけではなく、臨機応変に、あるいは弾力的に運用されていただろう。「男子優先」の原則が支配的ななかにあっても、11世紀以降には女性領主の存在が確認されるなど、原則通りにはいかない事情が早くから認められるからである。おそらくそれは、軍役奉仕をきちん

と果たしうる成人男子を確保しえない人口動態的な要素の反映でもあったのだろう。キリスト教の厳格な一夫一婦制度のもとで、男系長子相続の原則は、そもそも家系を存続させていくことを不可能にした<sup>45</sup>。そのような状況のもとで、貴族はどのような手段で「家」を存続させ、発展（あるいは「再生産」）へとつなげていけたのだろうか。その点で、重要で積極的な役割を担ったのが貴族の女性だったはずである。

#### （4）貴族女性の研究

「16世紀は女性が歴史にあふれ出た時代である」とベルチエールが述べているように、15-17世紀のフランスでは、フランス国王の母（母后）をはじめ、王家の女性が摂政に就任するなど、国政に影響を与えた女性は何人も登場した。たとえば、シャルル8世の姉アンヌ・ド・ボージュ、フランソワ1世の母ルイーーズ・ド・サヴォワ、姉のマルグリット・ダングレームなどである。彼女たちは、とても知的であり、政治の表舞台だけでなく、宮廷社会の構築やフランス文化の発展にもおおきな貢献を果たした。そのあと、ベルチエール『ヴァロワ朝のフランス王妃たち』<sup>46</sup>は、王妃のみならず、王女やナヴァール女王など王のまわりを取り巻く女性たちを描きだし、そこからこの時代（フロンドの乱以前）が女性によって動かされていたと結論づけている。1990年代からは、近世のフランスで社会的な影響力を有した女性が、どのように考え、行動していたかを考察するための伝記的な書物が多く出版されるようになった。たとえば、ル・モエル『グランド・マドモワゼル』<sup>47</sup>は、ルイ14世の従姉妹であるモンパンシエ女公の生涯を対象に、この時代における行動力と経済力に満ちた女性を描き出している。また、メルシオル＝ボネは16世紀のフランス宮廷に隠然たる影響力を行使したアンリ2世の寵姫ディアヌ・ド・ボワチエの暮らしぶりを<sup>48</sup>、デュシェーヌは17世紀に大貴族だけを相手に高級娼婦として名を馳せたニノン・ド・ランクロをとりあげた<sup>49</sup>。さらにフランス革命史の研究で知られるモナ・オズーフは、フランス史を彩った女性たちの書簡をもとに、書き手である女性の人物像を浮かび上がらせた『女性たちの言葉』<sup>50</sup>を1995年に出版した。ただし、こうした研究に共通するのは、自由奔放で個性的なこれら女性の伝記という性格が強く前面に出てくることである。

こうした傾向への反動であろうか、2000年頃からは、近世の女性全体を扱った研究書が相次いで出版されるようになった。注目される作品には、ボヴァレ＝ブートウイリ『近世の女性たち（16～18世紀）』<sup>51</sup>とゴディノー『16～18世紀のフランス社会における女

性たち』<sup>52</sup>がある。それらはいずれも2003年に出版されている。ボヴァレ＝ブートゥイリは、2001年にも『アンシアン・レジーム期に寡婦であること』<sup>53</sup>を刊行した。なかでも注目されるのは、フランスの王妃論をトータルに論じたコサンディ『フランス王妃—象徴と権力（15～18世紀）—』<sup>54</sup>で、そこでは君主理論に裏打ちされたフランス王妃の制度的な役割が詳細に展開されている。また、宗教戦争に集約される暴力的な時代背景にあって、フランスの貴族女性たちが、宗教対立を回避させようと、平和を求める行動を起こしていたことに注目したのが、ランバンの『平和なる女性—フランスにおける宗教の共存とフランスの貴族女性（1520～1630年）』である。ここでも、貴族女性の政治的立ち回りが注目されている<sup>55</sup>。

とはいえ、残念なのは、女性史がかなり注目されるようになっても、その対象は歴史に特別に名を残した、もしくは身分の高い女性に限られていることで、特権階級に属する貴族の女性についてさえ、その大半は貴族家系の一員として存在するにとどまり、その実像が描かれることはめったにない。それでも、今年（2013年）に入って、本稿とほぼ同じ問題意識を有する研究書が刊行された。すなわち、アナイス・デュフル『《貴婦人》の権力——ノルマンディ地方における女性と所領管理（1580—1620）』<sup>56</sup>である。デュフルは考察対象をノルマンディ地方に限定したうえで、さまざまな境遇にある女性領主による所領経営の実態を明らかにしようと試み、女性であれ男性であれ、領主としての実態に性差がなかったと結論づけたのである。管見のかぎり、この研究は女性の領主としての意味や役割に限定して論じたフランスで最初の業績である。もっとも、本書の対象の時期は約40年間と短いので、家系の継続における女性の役割にまで考察の射程は及んでいない。それでも本稿では、この書物をも参考にしつつ、議論を組み立てていきたい。

#### （5）本論の課題

繰り返して述べてきたように、これまでの近世フランスの貴族史研究のうえで、貴族女性の存在には十分なスポットライトがあたってはおらず、ましてや彼女たちと貴族家系との関係の研究はほぼ手つかずの状態にある。ただし、貴族女性を対象とした研究はそれ自体として増加しているので、いずれ本稿と類似した（あるいはそれを超越した）問題意識に基づく研究も出てくるだろう。

本論は、これまでほぼ研究の外におかれていた貴族女性を、当該社会のなかにポジティブに位置づけようとするひとつの試論である。ここでは、中・近世フランスの貴族社会に

おいておこなわれていた貴族の相続慣行や家系存続のための結婚政策のなかで、女性がどのような意味や役割を果たしていたかを、当時の史料をもとにできるかぎり正確に描き出すことを目的としている。

その際、貴族女性の家門・家系の存続への関わり方をみていくにあたって、本稿でもっとも注目するのは「女性相続人」の存在である。というのも、貴族社会全体に男系原理が働くメカニズムにあったとはいえ、中世末期から近世にかけての時代背景をみると、貴族男子の死亡率は非常に高かったからである<sup>57</sup>。結局のところ、女性を抜きに結婚政策を展開することは、初めから無理がある。逆説的にいえば、兄弟のいない娘はすべて女性相続人とみなされうる。貴族女性が女性相続人であるかないかは、同時代の人々のあいだでも、はっきりと認識されていた。結婚契約書や臣従誓書などの公文書に女性が顔をのぞかせるとき、その女性が相続人なら必ず明記されることは、シャルロット・デ・ジュルサンの臣従誓書からも明らかである。また、そうした史料からは、件の女性領主が女性相続人であることを確認できるだけでなく、彼女の母親も、またその祖母も女性相続人であったかがわかる。父系と母系の家産を一身に相続する貴族の女性相続人という存在は、家産の集中を生み出すメカニズムの要因となるが、そうした財産の移動のプロセスを辿ると、両親のみならず、女性相続人であった母親が受け継いだ祖父母の家産も相続し得る構造が垣間見えてくる。言葉を換えると、こうした動きのなかに貴族家系の戦略を読み取ることさえできる。

本稿で徐々に明らかにすることだが、この時期に女性相続人が頻繁にみられること、とりわけ女性相続人への家産の一極集中化は、地方貴族から諸侯レヴェルの大貴族、あるいは王族まで、すなわち、第二身分に分類される貴族層に一般的かつ本質的な現象であったと考えられる。女性相続人の誕生は、彼女への家産の集中を生み、しかもその家産は彼女の結婚によって、自由に移動し得るものである(=所有者を変える)。とすれば、そのような事態は何を意味しているのだろうか。また、こうした現象を貴族層はどう捉えたのだろうか。後述するように、当然考えられるのは、家系を発展させるために、長男を女性相続人と結婚させようと奔走する姿である。それと同時に、女性相続人を輩出することになった家系は、近い将来の家産の移動を考えて娘の結婚をコントロールしようとするだろう。このように考えると、貴族家系の継承のなかで女性のはたす意味や役割は決して消極的なものではなく、場合によっては大きな政治的な意味合いをもつことになる。ともあれ、本稿では、近世フランス貴族の家系の存続に女性相続人がどう関わってくるかをおもに検討

することで、貴族女性全体を考える場合の端緒としたい。

### 第3節 本論の構成と使用する史料

以上のような問題意識のもとに、本論では15世紀から17世紀半ばまでの時期を中心に考察するが、より一般的に、貴族の家門・家系の存続や、その具体的な表れとしての家産の相続、継承に焦点をあわせて貴族の実相に迫っていく第1部と、より具体的に、女性相続人の問題に絞って、その実態を検証する第2部とに分ける2部構成とし、全体として近世フランスにおける貴族家系の継承における女性の役割をさぐっていききたい。

第1章では、貴族に特有の相続形態であった「貴族の相続 (partage noble)」に現れる原理とメカニズムをさぐるため、シャンパーニュ地方に拠点を置く、典型的な男系長子相続で家系が続いていった貴族家系であるメグリニ家の例をとりあげ、貴族の家系継承の実践をみていきたい。また、そこからあらわれでる貴族の家系意識や、結婚の実践から見える女性相続人の姿の意味をさぐりたい。

使用する史料としては、従来からよく使用されてきたラ・シェネ・デ・ボワの『貴族辞典』(La Chesnaye des Bois, *Dictionnaire de la noblesse contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de France*, 15 vols., Paris, 1770-1787.) やアンセルムの『フランス家系史書』(Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la Maison royale de France, des Pairs, grands officiers de la Couronne et de la Maison du Roy et des anciens barons du royaume, avec les qualitez, l'origine et le progrès et les armes de leurs familles...*, 9 vols., Paris, 1721-1733.) を軸に、クールセルやモルリらによる『家系辞典』(Chevalier de Courcelles, *Histoire généalogique et héraldique des Pairs de France, des grands dignitaires de la couronne, des principales familles nobles du royaume*, 12 vols., Paris, 1822-1833; L. Moreri, *Le Grand Dictionnaire Historique, ou le Mélange curieux de l'Histoire Sacrée et profane...*, 10 vols., Paris, 1759.) で補足しながら男系長子相続の実態を明らかにする。さらに、フランス国立図書館に「メグリニ家」としてまとめて保管されている手稿を用い、特に結婚契約書から、親族関係を読み解き、それが家系意識にどのように反映されているのかをさぐる。

次いで第2章でも引き続き、貴族家系の相続と結婚をみていくが、ここでは、家系に男子を欠くようになってきた貴族層に一般的な現象に焦点をあて、この状態に貴族はどのように対処していったのかを、おもに成文法地域の相続に特徴的な「代襲」による相続を、家産の継承のされ方と女性相続人の結婚の両面から捉えていく。相続と結婚の流れをみていくのには、対象とした家系（南フランスのカステルノー家）の歴史がまとめられたル・ラブルール『モヴィシエール領主、ミシェル・ド・カステルノー殿回想録』（J. Le Laboureur, *Les mémoires de messire Michel de Castelnau, Seigneur de Mauvissière*, Paris, 1659.）を、また、代襲相続の現れ方を捉えるのには、フランス国立図書館、およびレンヌにあるイル＝エ＝ヴィレヌ県立公文書館と、ナントにあるロワール＝アトランティック県立公文書館に所蔵されている女性相続人の結婚契約書を使用する。

第3章では、女性相続人が要求する代襲相続で、常に問題の核心となる貴族の家名や家紋といった「象徴財」に焦点をあて、その受け継がれ方を詳しくみていく。具体的には、家名と家紋の継承の法則を述べたうえで、貴族が家名や家紋の継承にもとめた「意味」をさぐる。また、その前提のもとに、女性相続人の家名と家紋の継承の実態を明らかにし、父系の原理が働く貴族の相続において、象徴財の相続はどのような役割を果たしたのかを考察する。ここで使用する史料はおもに紋章図形であり、それが記されているアンセルムの上述した『フランス家系史書』や19世紀の紋章学者であったド・クーシーの『プルトーニュ紋章辞典』（Potier de Courcy, *Nobiliaire et armorial de Bretagne, 2 vols.*, Mayenne, 1846 (2000) ; *Dictionnaire héraldique de Bretagne*, Rennes, 1895 (2000).）を参照にする。それと同時に、ここでも女性相続人の結婚契約書にみる代襲の要求の事例を数点あげ、実際に家系で受け継がれていく紋章と照らし合わせて、「象徴相続」の実態を確認していく。

ここまで、第1部は、対象とする地域や対象とする貴族層を変えながら、貴族の相続と結婚の形態が一般化できることを提示し、同時に家系の存続に関わってくる女性相続人の存在を浮かび上がらせることを目的とする。

次いで第2部では、近世フランスの女性相続人に絞り込み、彼女たちのとった結婚政策から貴族家系の存続の問題を扱いたい。その際、結婚によって女性相続人を取り込もうとする、夫側の家系と、女性相続人そのものを輩出することになった家系の、双方向の家系の動きから、この問題を立体的に浮かび上がらせる。

そこで第4章では、この時代の暴力的な雰囲気背景に、女性相続人がしばしば拉致、



誘拐の標的となった事実をとりあげ、「誘拐婚」と呼ばれる結婚形態の実態を明らかにしたい。第5章でも、前章と同様に、女性相続人を取り込むことで発展していく家系の事例をあげる。ここでは第2章でも扱った、成文法地域に特有の、遺書による財産相続をとることで可能となる「代襲」のシステムを一例にあげ、そこから家系の存続という社会的な問題を、宗教戦争を背景にした政治的、宗教的な問題と連動させて、女性相続人を取り巻く環境を明らかにする。使用する史料は、おもに女性相続人が代襲相続を認めたとされる遺言書であり、これはフランス国立公文書館に所蔵されているものである。

続く第6章は、前章とは当事者の立場を一転させ、女性相続人を輩出した家系の視点から、家系の継承の問題を総合的に論じる。その際、時代とともに結婚形態が変化していく過程をとりあげ、そこから女性相続人の結婚の意味の変化や家系における役割を読み取りたい。使用する史料は、なるべく女性相続人を輩出した家系側の心情が読みとれるものにする。ここでも結婚契約書は、雄弁だろう。また、彼女たちはどのように動いたのか、何を語ったのかを知る必要もある。行動の一部は、フランス国立公文書館に所蔵されているブルボン家の会計史料集などからも分かるだろうし、発言は、研究書に記載されていることもある。そうした女性相続人の主体性を表すものを、家系の発展と衰退の状況と関連させてみていくことにする。

以上のような検討を通じて、貴族家系における女性相続人の意味と、彼女たちの存在が家系の存続にどういう役割をはたしてきたのかさぐることを本論文の目的とする。

〈註〉

- <sup>1</sup> L.N.H. Cherin et Abbé de Verges, *Généalogie de la maison de Montesquiou-Fezensac, suivie de ses preuves*, Paris, 1784.
- <sup>2</sup> F.ルブラン (藤田苑子訳)『アンシアン・レジーム期の結婚生活』慶應義塾大学出版会、2001年、27頁。
- <sup>3</sup> 当時の人口動態についての考察は、J.Houdaille, « La noblesse française 1600-1900 », *Population*, 44<sup>e</sup> année, n°3, 1989, pp.501-513; « La noblesse française avant 1600 », *Population*, 45<sup>e</sup> année, n°6, 1990, pp.1070-1074.および C. Lévy et L. Henry の« Ducs et pairs sous l'Ancien Régime. Caractéristiques démographiques d'une caste », *Population*, 15<sup>e</sup> année, n°5, 1960, pp.807-830.に詳しい。
- <sup>4</sup> ルブラン前掲書、83頁。
- <sup>5</sup> M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIIe siècle*, Paris, 2000, 248.
- <sup>6</sup> 当時、公国君主の座をめぐっては、シャルル・ド・ブロワとジャン3世の異母弟にあたるジャン・ド・モンフォールがフランスとイギリスを巻き込んで争っていた (ブルターニュ継承戦争)。
- <sup>7</sup> D. Le Page et M. Nassiet, *L'union de la Bretagne à la France*, Morlaix, 2003, p.27.
- <sup>8</sup> *Ibid.*, p.67.
- <sup>9</sup> *Ibid.*, pp.118-121.
- <sup>10</sup> オルレアン公ルイ (ルイ12世) は、アンヌの父方の祖母にあたるマルグリト・ドルレアンを介して親族同士にあたる。
- <sup>11</sup> D. Le Page et M. Nassiet, *op.cit.*, p.125.
- <sup>12</sup> *Ibid.*
- <sup>13</sup> Aveu de Charlotte des Ursins, baronne de Ferrières (Archives départementales de Seine-Maritime 2 B 431, pièce 36, 25 juin 1604) cité par A. Dufour, *Le pouvoir des « dames » femmes et pratiques seigneuriales en Normandie (1580-1620)*, Rennes, 2013, p.118.
- <sup>14</sup> *Ibid.* 原文では「d'avec lui separee quant aux biens」となっている。
- <sup>15</sup> M.Nassiet, « Inventaire du manoir breton de La Chesnaye(1541) », *Histoire et Sociétés Rurales*, n°2, 2<sup>ème</sup> semestre 1994, p. 193.
- <sup>16</sup> Jean Guillot と記入されているが、おそらく Guillemot のつづり間違いと思われる。
- <sup>17</sup> M. Nassiet, *Noblesse et pauvreté : La petite noblesse en Bretagne : XVe-XVIIIe siècles*, Rennes, 1993, p.48.
- <sup>18</sup> M. Nassiet, *Parenté,...*, p.221.
- <sup>19</sup> P. Goubert, *Beauvais et la Beauvaisis de 1600 à 1730*, Paris, 1960.
- <sup>20</sup> E. Le Roy-Ladurie, *Les paysans de Languedoc*, 2 vols., Paris, 1966.
- <sup>21</sup> J. Meyer, *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Paris, 1985(1966).
- <sup>22</sup> *Ibid.*, p.21.
- <sup>23</sup> P. Charbonnier, *Une autre France : La seigneurie rurale en Basse-Auvergne du XIVe u XVIe siècle*, 2 vols., Clermont-Ferrand, 1980 ; J.-M. Constant, *Nobles et paysans en Beauce aux XVIe et XVIIe siècles*, Lille, 1981 ; J. Gallet, *La seigneurie bretonne(1450-1680) : L'exemple du Vannetais*, Paris, 1983.
- <sup>24</sup> M. Gresset, *Le monde judiciaire à Besançon de la conquête de Louis XIV à la Révolution française (1674-1789)*, Paris, 1978.
- <sup>25</sup> J. Dewald, *The Formation of a Provincial Nobility: the Magistrates of the Parlement of Rouen, 1499-1610*, Princeton, 1980.
- <sup>26</sup> J.-P. Labatut, *Les ducs et pairs de France au XVIIe siècle*, Paris, 1972.
- <sup>27</sup> L. Bourquin, *Noblesse seconde et pouvoir en Champagne aux XVIe et XVIIe siècles*,

- Paris, 1994. et *Les nobles, la ville et le roi: L'autorité nobiliaire en Anjou pendant les guerres de Religion (1560-1598)*, Paris, 2001.
- <sup>28</sup> A. Jouanna, *L'Idée de race en France au XVIe siècle et au début d XVIIe siècle*, Montpellier, 1981.
- <sup>29</sup> E. Schalk, *L'épée et le sang: Une histoire du concept de noblesse (vers 1500-vers 1650)*, Seyssel, 1996 ( traduit de l'anglais *From Valor to Pedigree*, 1986).
- <sup>30</sup> R. Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue 1598-1789*, t.1, livre I, chapitre III « La société de fidélité », Paris, 1972.
- <sup>31</sup> R. Harding, *Anatomy of Power Elite : The Provincial Governors of Early Modern France*, New Haven and London, 1978 ; S. Kettering, *Patrons, Brokers and Clients in Seventeenth-century France*, Oxford, 1986.
- <sup>32</sup> 阿河雄二郎「ルイ十四世時代の「貴族改め」の意味」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、2000年、49-73頁。
- <sup>33</sup> M. Nassiet, *Noblesse et pauvreté : La petite noblesse en Bretagne : XVe-XVIIIe siècles*, Rennes, 1993.
- <sup>34</sup> ナシエの研究に関しては、文末の参考文献リストに1990年から2013年間の彼の業績をほぼ網羅的に記載している。
- <sup>35</sup> M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècle*, Paris, 2000.
- <sup>36</sup> R. Descimon et E. Haddad(éd.), *Epreuves de noblesse : Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010.
- <sup>37</sup> E. Haddad, *Fondation et ruine d'une «maison» : Histoire sociale des comtes de Belin(1582-1706)*, Limoges, 2009.
- <sup>38</sup> J. Imbert, *Histoire du droit privé*, Paris, 1950, p.3.
- <sup>39</sup> *Ibid.*, pp.17-18, 22-24. 成文法地域の相続に関してはプマルドの研究がよく知られている。J. Poumarede, *Les Successions dans le Sud-ouest de la France au Moyen Age : géographie coutumière et mutations sociales*, Paris, 1972. 慣習法地域の貴族の相続に関しては、ブルカンの研究が目覚ましい。L. Bourquin, « Partage noble et droit d'aînesse dans les coutumes du royaume de France à l'époque moderne » dans Université du Maine (éd.), *L'identité nobiliaire ; dix siècles de métamorphoses (IXe-XIXe siècles)*, Le Mans, 1997, pp. 136-161.
- <sup>40</sup> J. Imbert, *op.cit.*, pp.31-32.
- <sup>41</sup> *Ibid.*, pp.41-42.
- <sup>42</sup> *Ibid.*, p.42.
- <sup>43</sup> *Ibid.*, pp.43-44.
- <sup>44</sup> *Ibid.*, pp.44-45.
- <sup>45</sup> カトリック教会は、10世紀頃より結婚に関する法的権限を有するようになる。教会法(カノン法)と呼ばれるそれは、結婚の形態や解消、義務について定めている。カノン法では、神の前でおこなった正式な契約である結婚ではない内縁関係(concubinage)は、固く禁じられ、破れば厳罰に処せられた。また、婚外子についても認めておらず、彼らは相続からは完全に除外された。
- <sup>46</sup> S. Bertièrre, *Les Reines de France au temps des Valois « Les années sanglantes »*, Paris, 1994.
- <sup>47</sup> M. Le Moël, *La Grande Mademoiselle*, Paris, 1994.
- <sup>48</sup> S. Melchior-Bonnet, *L'Art de vivre au temps de Diane de Poitiers*, Paris, 1998.
- <sup>49</sup> R. Duchêne, *Ninon de Lenclos : La courtisane du Grand Siècle*, Paris, 1987.
- <sup>50</sup> M. Ozouf, *Les Mots des femmes : essai sur la singularité française*, Paris, 1995.
- <sup>51</sup> S. Beauvalet-Boutouyrie, *Les Femmes à l'époque moderne (XVIe-XVIIIe siècles)*, Paris, 2003.
- <sup>52</sup> D. Godineau, *Les Femmes dans la société française : 16<sup>e</sup>-18<sup>e</sup> siècle*, Paris, 2003.

- 
- <sup>53</sup> S. Beauvalet-Boutouyrie, *Etre veuve sous l'Ancien Régime*, Paris, 2001.
- <sup>54</sup> F. Cosandey, *La Reine de France : Symbole et pouvoir (XVe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2000.
- <sup>55</sup> R.A.Lambin, *Femmes de paix : La coexistence religieuse et les dames de la noblesse en France 1520-1630*, Paris, 2003.
- <sup>56</sup> A. Dufour, *Le pouvoir des « dames » : femmes et pratiques seigneurales en Normandie (1580-1620)*, Rennes, 2013.
- <sup>57</sup> M. Nassiet, *Parenté,...*, pp.175-193.

## 第1部

### 近世フランス貴族の相続と継承の基本的類型

## 第1章

### 近世フランス貴族の家系再生産 —継承の理想と現実・メグリニ家の場合—

#### 第1節 「貴族の相続」にみる男系の原理

一般に、近世フランスの貴族は、過去の伝統を誇り、血統の意識を有し、所領・官職・金銭などの実質財と、身分・家名・家紋などの象徴財の継承によって結び合わされた親族・家系集団であった。もっとも、そうした貴族家系をつくりあげるにあたって、貴族は、同じ家系の一員であるという意識と、それに見合った形での継承を繰返して実践したはずである。それはどのような内容を持ち、具体的にどのようにおこなわれていたのだろうか。

制度的な面からみると、中世以来、フランスの貴族は、一般に「貴族の相続 (partage noble)」と呼ばれる、男系の長子相続により地位や財を受け継いでいく方法がとられていた<sup>1</sup>。「貴族の相続」とは、究極のところ、「ごく少人数に富を集中させ、弟たちとその子孫を犠牲にしながら家長に権力を与える」<sup>2</sup>仕組みである。そのため、相続人（おもに長子）以外は、女性を含めて、財産相続から排除されるばかりか、多くの場合、結婚の機会さえ奪われていたのである。

このような慣行が初めて成文化されたのは12世紀後半で、その当時フランス西部地域を支配していたアンジュー伯ジョフロワ2世によって編纂された『ジョフロワ伯の法 (l'Assise au comte Geoffroy)』(1185年)に遡る<sup>3</sup>。それによれば、領主は、自己のすべての所領を不分割とし、「長子 (ainé)」に委譲すること(これを長子の「先取権 (préciput)」という)、また、「弟たち (puînés)」には、長子から「終身年金 (viager)」という形で家産の一部が譲られることが定められていた。弟たちの取り分については、家産の3分の1を人数で等分するのが13世紀前半から一般的になっていたようである<sup>4</sup>。終身年金という制約がある以上、弟たちの家系が途絶えれば、彼らの財は長兄かその継承者に持ち戻されることになる。この相続法を実践する限り、家産は永遠にひとつの家系内に留まるはずであった。

けれども、長い時間の経過のなかで、貴族家系の存続はそう簡単なものではなかったこ

とがわかる。とくに中世末から近世初頭にかけては、百年戦争やイタリア戦争など戦乱や疫病の蔓延を背景に、生物学的な家系の消滅がいたるところで認められ、女性しか相続人が残されないケースが非常に多い。いつ起こるかもしれない危機的な状況に、貴族はどのように対応したのだろうか。

この問題に関して、ナシエは、貴族家系による家産保存の意志と、その所有権の世代ごとの譲渡は、ひとつの定まった手段に捉われることなく、状況に応じて戦略的に実践されていたと指摘している<sup>5</sup>。それを裏返せば、貴族家系を長く存続させるためには、柔軟で周到な何らかの規範やルールが作用していたことになる。これは、今後とも考察を重ねてゆくべき課題であるが、さしあたって、この問題を解く鍵として、ラ・フォンテーヌやブラウン、デシモンなど近年の研究者は、社会学者ピエール・ブルデューが提起した「家族戦略概念」のひとつとしての「再生産のメカニズム」の理論に注目している<sup>6</sup>。ちなみにブルデューは、その著作『結婚戦略—家族と階級の再生産—』<sup>7</sup>において、「家系の継続性と不可分な家産保護」を目的とした「再生産のメカニズム」を次のように述べている。

「家族の経済的基礎を構成している動産および不動産の総体は、世代を通じて一体的に維持されなければならない家産であり、その家族成員の各人は自らの利益や感情を家産という集合的実体に対して服従させなければならないのである。かかるものとしての「家」は最も重要な価値をなしており、これを中心に全てのシステムが組織化されているのである」<sup>8</sup>。

もちろん、ブルデューが論じる「再生産のメカニズム」は近現代のフランス社会を対象にしたものであるが、時代を遡って、近世フランスの貴族家系の継承を検討する場合にも有効な概念であると考えられる。

本章では、フランスの貴族がどのような意識をもって家系を存続させたか、相続と結婚の実践過程で浮かびあがってくる、15世紀から18世紀まで約300年間にわたって家系を継承することに「成功」した貴族家系の「再生産のメカニズム」を考察したい。その典型的な例として選んだのが、シャンパーニュ地方を地盤とするメグリニ家である。というのも、後述するように、15～16世紀に貴族身分に成りあがったメグリニ家は、史料が比較的多く残っていることもあって、家系の系譜や再生産のプロセスが読み取りやすく、また、具体的に家系図を再現しやすいからである。こうした分析の上に、貴族家系の結婚戦略の

意図も明らかになるはずである。本稿では、ナシエやアダの研究<sup>9</sup>をも参考にしながら、考察を進めたい。

## 第2節 メグリニ家

メグリニ家はシャンパーニュ地方の都市トロワの近辺に中心的な所領をもつ貴族家系であり、ラ・シェネ・デ・ボワの『貴族辞典』によれば、その始祖は「1349年に（シャンパーニュ）伯領で貴族だったピエール・ド・メグリニ」とされる<sup>10</sup>。ただし、ルイ14世時代の1667年に実施された「貴族改め (recherche de la noblesse)」において貴族身分を「確認 (maintenue)」されたはずのこの家系は、よりにもよって、フランス革命直前の1789年に実施された調査で14世紀にまで遡る「古い家系の貴族」ではなく、15世紀後半の新興の家系であること、したがって、1400年以前に貴族であることを証明できない家系は宮廷に参内することはできないとする1760年の規定に抵触すると判定された<sup>11</sup>。ここからは、貴族という身分の不安定性が垣間見えてくる。本来の貴族でないと批判されて一番驚いたのは、メグリニ家自身ではなかっただろうか。なぜなら、メグリニ家は、すでに1世紀以上にわたって貴族らしい生活をおくり、肩書きにおいても姻戚関係においても、自他ともに認める「剣の貴族」だったからである<sup>12</sup>。事実、メグリニ家は、前述した「貴族改め」の結論に徹底抗戦の構えをみせ、調査結果を撤回させている<sup>13</sup>。なお、近年のアダの研究によると、メグリニ家は15世紀後半頃に勃興した、いわゆる「時効による貴族」の典型で、16世紀から17世紀にかけて、まずは「官職貴族」として、次いで「剣の貴族」として社会的上昇をとげていったことがわかる<sup>14</sup>。

さて、このメグリニ家の本家は「ヴィルヌーヴ家」と称される。家系図（以下、次頁図1を参照）でいえば、Aの家系に相当する。ジャン5世（図1のA①）は、1536年にカトリーヌ・ダンボワーズという有力貴族の未亡人からヴィルヌーヴの所領を購入した<sup>15</sup>。それ以後、この家はヴィルヌーヴの所領を継承し、「ヴィルヌーヴの領主」を名乗る人物が本家の家長とみなされたのである。以下では、家長の肩書きに注意しつつ、再生産のプロセスをたどっていこう<sup>16</sup>。

ジャン5世は、この所領のほか、トロワの上座裁判所の裁判長の官職をも獲得した。そして、彼はヴィルヌーヴの所領を長男のジャン6世（図1のA②）に、上座裁判所の裁判



# Mesgrigny家

## 家系図A Villeneuve本家

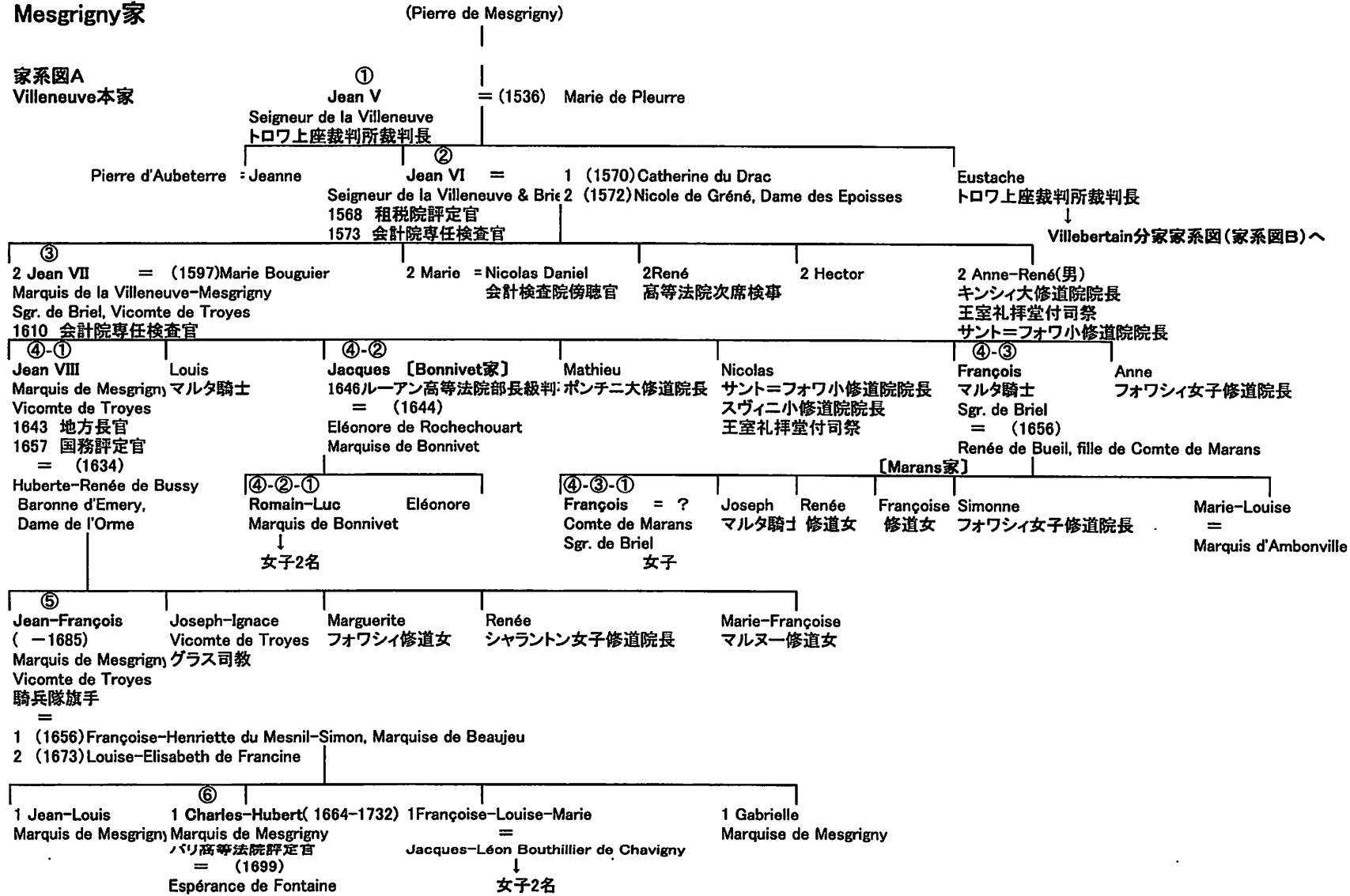


図1

長の官職を次男のウスタシュに譲渡したので、家系は2つに分かれることとなった。まずヴィルヌーヴ本家から見ていこう。父からヴィルヌーヴの本領を受け継いだ長男のジャン6世は、パリに出て行き、1568年に租税法院評定官の官職を購入した。その後、彼は1570年にパリ高等法院評定官の娘と結婚し、彼自身、パリ高等法院の次席検事の官職を得たあと、1573年に会計法院の検査官のポストについた。この官職は1610年に長男のジャン7世(図1のA③)に継承されている。さらにヴィルヌーヴの所領は、1646年に侯爵領に格上げされた。所領名も「ヴィルヌーヴ=メグリニ侯爵領」と変更され、筆頭所領に家名を冠することとなっている。

ジャン7世は所領の拡大にも力を注ぎ、プリエル領やトロワ子爵領の獲得は彼の代でなされた。次のジャン8世(図1のA④-①)は、宮廷のさまざまな官職を経て、最終的には国務評定官という高位の官職に昇りつめた(1657年)。また彼の代からは、家長はメグリニ侯爵を名乗る。1634年、ジャン8世は伝統的な「剣の貴族」の家系に属するピュシイ家出身でエムリとロルムの女性領主と結婚した。彼女の両親はピュシイとソー=タヴァンヌといういずれもコンデ親王の軍団の要職を担う家系の出身者だったので、ジャン8世もコンデ親王と主従関係を築いていたと想定できる<sup>17</sup>。この二人の子どもであるジャン=フランソワ(図1のA⑤)は、ヴィルヌーヴ家の家長のなかで初めて、官職をもたない人物となった。ジャン=フランソワは1656年にやはりコンデ親王軽騎兵隊隊長の娘と結婚し、騎兵隊旗手の軍職を得て、行政職には生涯つかなかった。ここにおいて「剣の貴族」の世界に入ったかにみえたヴィルヌーヴ家であるが、次の代で、兄の死により家系の筆頭相続人となったシャルル=ユベール(図1のA⑥)は、パリ高等法院評定官の官職を購入し、再び「法服貴族」の世界に舞い戻った。

ヴィルヌーヴ本家からは、ジャン8世の2人の弟が結婚して自立し、それぞれ分家をつくった。まずジャック(図1のA④-②)は1641年にルーアンの高等法院評定官のポストについたあと、1644年ポワトゥ地方の大貴族家系であるロシュシュアール家の一員でポニヴェ侯爵家の女性相続人エレオノールと結婚した。彼女が相続した財産は70万リーヴルであった<sup>18</sup>。ただし、ジャックはポワトゥ地方に大所領を購入し、ポニヴェ家の一員として暮らすことで、メグリニ家とは距離が生じたようである。ジャン8世のもう一人の弟フランソワ(図1のA④-③)もまた、軍事貴族として著名なピュエイユ家のマラン伯爵の4女と結婚した。のちに彼女はマラン伯領を相続したので、フランソワの相続したプリエル領と合わせて長男(図1のA④-③-①)に受け継がれている。しかし、この家はこ

ここで断絶した。ヴィルヌーヴ本家の方も、シャルル＝ユベールに子どもができなかったため、メグリニ家の家長の座はヴィルベルタン分家へ移ることとなった。

ここからは、家系図 B（次頁図 2 を参照）のヴィルベルタン分家をみていこう。父からトロワ上座裁判所の裁判長のポストを譲られたウスタシュ（図 2 の B①）は、結婚して分家を構えた。彼は筆頭所領としてヴィルベルタンの所領をもったので、それ以後、この家系は「ヴィルベルタン分家」と呼ばれ、基本的にこの所領を所有する人物が分家の家長とみなされている。ウスタシュの長男イエロズム<sup>19</sup>（図 2 の B②）は父の跡を継がず、おもに国王軍のなかで軍職を歴任し、最終的には 1636 年に歩兵隊隊長の職を得た<sup>20</sup>。彼の息子ニコラ（図 2 の B③-①）も父同様に軍務を重ねていった。最初は王妃の護衛隊旗手に（1652 年）、そして最終的には国王軍の野戦軍司令官となった（1656 年）<sup>21</sup>。したがって、フロンドの乱の時期、本家当主はコンデ派、分家当主は国王軍に分かれていたことになる。

ニコラの弟ジャン（図 2 の B③-②）も国王軍に入り、功績をあげ、サン＝ルイ勲章を受けた<sup>22</sup>。このジャンの才能を高く買ったのが、フランス要塞総監だったヴォーバン元帥であった<sup>23</sup>。ヴォーバンはジャンの甥にあたるジャック＝ルイ（図 2 の B④-①）に自分の娘を嫁がせた。ジャック＝ルイは母親からオネ伯領を継承し、オネ伯爵を名乗った。ヴィルベルタンの所領は、弟で聖職者となったジャン＝イエロズムへ渡り、さらに別の弟ジャン＝ニコラ（図 2 の B④-②）へと移った。当初ジャン＝ニコラはマルタ騎士団に入っていたので、結婚する意志がなかったと考えられる。けれども彼は 1694 年に結婚し、「サヴォワ＝ヴィルベルタン家」と称される分家をつくった。さらに、もう一人の弟フランソワ（図 2 の B④-③）も、子どものなかった叔父ジャンのスローとサン＝プアンジュの所領を代襲し、新たな分家を構えた。ただこの家系は、長男が殺人で逮捕されるなど醜聞をふりまいたため<sup>24</sup>、家系図はスロー分家について最小限の構成員の記載にとどめている。

ところで、ジャック＝ルイは長男ジャン＝シャルル（図 2 の B⑤）に長子相続させた。ジャン＝シャルルは父からオネ伯領を、母からエピリィ領を相続した。彼は母方の祖父にあたるヴォーバン元帥の副官として従軍したあと、1732 年にヴェクサン連隊長となり軍歴を重ねていった<sup>25</sup>。ジャン＝シャルルの息子ジャンも父からヴェクサン連隊長の職を譲り受けたが、1738 年に 21 歳で早世したため、ヴィルベルタン分家はここで断絶することとなった。すなわち、1732 年に男系が絶えたヴィルヌーヴ本家に次いで、16 世紀中後半にジャン 5 世から枝分かれした 2 家系が 18 世紀前半には途絶えたわけである。

家系図B  
Villebertain分家

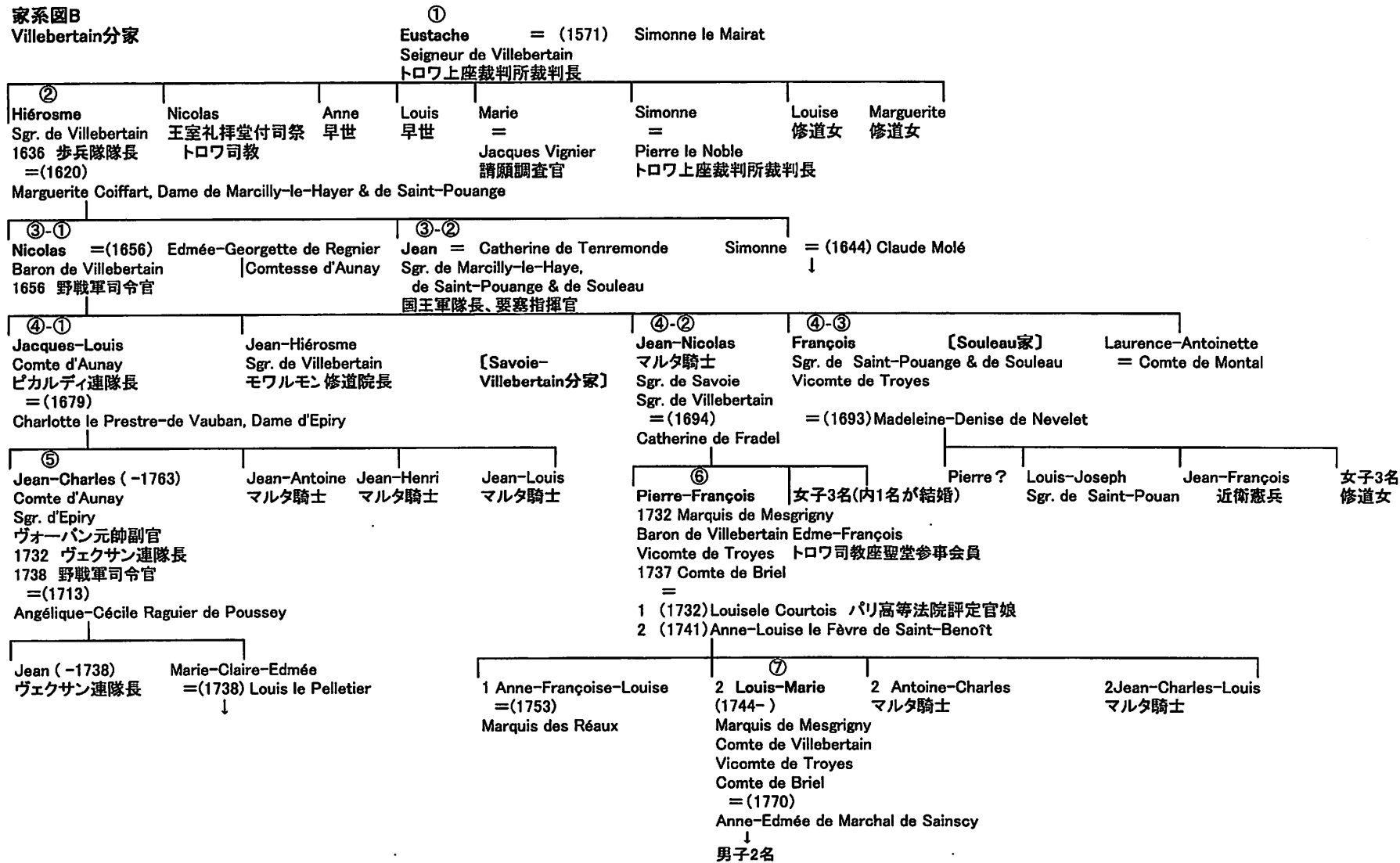


図2

E. Haddad, "Les Mesgrigny ou le coût social et moral des prétentions à l'épée", in *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne(XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010, pp.229-231を基に作成。

このメグリニ家の家系の再生産の役割を担ったのがサヴォワ＝ヴィルベルタン分家のピエール＝フランソワ（図2のB-⑥）であった。彼は、1741年11月に再婚したが、その結婚契約書に「高貴で有力な領主であり、騎士、メグリニ侯爵、ヴィルベルタン領主、トロワ子爵である（ピエール＝フランソワ）」と肩書きが列挙されている<sup>26</sup>ことから、これまで本家の家長が有してきた主要な肩書きは1741年までに、彼に移ったことがわかる。これらはすべて、1744年に生まれた長男ルイ＝マリに受け継がれていった<sup>27</sup>。

### 第3節 継承からみる貴族の家系意識

前節では300年間に及ぶメグリニ家の系譜をたどってきたが、今一度、家系の再生産の特色を整理しておきたい。第一に確認できるのは、メグリニ家の場合、男系長子相続によって貴族の地位や財産が順当に受け継がれていることである。長子以外の子どもたちは、ほとんどが聖職者や修道女、あるいは妻帯が禁止されているマルタ騎士団員となり、結婚しないで、相続からも排除されている。家系図からもわかるように、平民から貴族に成り上がっていく初期の段階では、メグリニ家は「貴族の相続」を実践していなかった。けれども、貴族としての基盤が固まってくる16世紀以降、メグリニ家は「貴族の相続」をおこなうようになっている。たとえば、ジャン8世（図1のA④-①）は息子2人、娘3人の5人の子どもに恵まれるが、結婚したのは長男のジャン＝フランソワだけだった。

もちろん、メグリニ家に限らず、当時の貴族は「貴族の相続」を再生産の拠り所としていたのである。17世紀の前半、ブルゴーニュ地方の貴族であるジャン・ド・ソー＝タヴァンヌ（1555-1629）は、自身の父親についての『回想録』を著したが、そのなかで「子どもを3人もつ貴族は、裕福なら2人を、そうでなければ1人を軍職につけ、長子が子どもをもたない場合を除いて、残りは聖職者にするか法律を学ばせる。娘たちはあまり結婚させない。家が傾くからである」と、貴族の家族戦略の基本を指南している<sup>28</sup>。彼自身、弟の一人として生まれ、長兄は「家を継ぐために父の側にとどめおかれる」一方で、弟である彼は「(軍人としての) 名誉を求めません」と戦場へと送り出された。もう一人の弟は聖職者となっている。2人の姉妹は「家を破産させるから」と修道院へ入れられたが、その一人はのちに結婚している<sup>29</sup>。

宮廷に出入りする国王の側近くに仕える大貴族も例外ではなかった。アンジュー地方に

ブリサック公領を有するコセ家の場合、8代目当主のフランソワ・ド・コセ（1581－1651）には5男4女があった。長子ルイ（1625－1661）は、父が祖父から譲り受けたように、ブリサック公領と、「公爵同輩衆」の肩書き、「王室陪膳官」の職を受け継いだ。だが次子チモレオン（1626－1675）は、フランドル地方の砲兵連隊指揮官として故郷からもパリからも遠く離れた北フランスで15年以上にわたり軍務に携わった。彼は女性相続人と結婚することでコセ伯爵家という分家を誕生させることができたが、残りの弟たちは2人が聖職者、1人はマルタ騎士として独身のまま一生を終えている。4人の娘のうち3人が結婚し、1人が修道女となった<sup>30</sup>。娘たちが結婚できたのは、コセ家が非常に豊かな大貴族だから可能だったのだろうが、それでも家系の継承に関わる領域においては、徹底して「貴族の相続」の原則が適用されたのである。

こうした相続の実践は、相続人を限定することから、相続や結婚ができる子どもとそうでない子どもの差別を生み出すこととなる。その際、こうした差異化を子どもたちに受け入れさせることが、再生産のもうひとつの重要な要素となってくる。この点について、近世ヨーロッパのエリートの子孫を研究するブラウンは、個々の性別と年齢に応じた「家系の掟」とでもいふべき集団的規律があったと指摘している<sup>31</sup>が、この掟は、「貴族の相続」を円滑に進めるにあたって表裏の関係にあったと考えられよう。

メグリニ家の人々も、それに類した行動をとっている。たとえば、ヴィルベルタン分家を見ると、1624年3月7日、マリとシモーヌの姉妹は、トロワ司教であった次兄の死のとき、彼女たちが主張できるはずの相続権をすべて放棄し、長兄のイエロズム（図2のB②）に譲渡している<sup>32</sup>。もっとも、家系構成員の誰もが自己犠牲の精神に則った振る舞いをとったわけではない。マラン分家（図1のA④－③－①）では、母方のピュエイユ家の相続をめぐる訴訟騒ぎとなった。1667年に勃発した紛争が終息したのは1733年と、半世紀以上が経過してのことであった<sup>33</sup>。マラン分家の再生産がうまくいかなかったのは、家系構成員に集団的規律が機能しなくなり、兄弟間の争いへと発展したためである。家系間での対立が再生産を困難にする要因であることは、デシモンも指摘するところである<sup>34</sup>。

家系の再生産を危うくする要因は、何も親子・兄弟といった近親間の争いに限られるわけではない。世代を経るごとに親族の意識が徐々に薄まっていくなかで、一族（本家と分家）の距離間はどのように変化したのだろうか。メグリニ家の場合も、本家筋にあたる家系図Aのジャン5世の長男ジャン6世の子孫たちは、法服貴族としてパリに居を構えた。その一方、分家筋にあたる家系図Bのジャン5世の次男ウスタシュとその子孫は、父祖の

地であるシャンパーニュ地方にある所領を中心とし、軍事貴族に活路を見出した。両家からは、さらに分家がいくつか派生している。空間的、時間的、職業的な距離感が存在するなかで、一族のあいだに家系に関する共通意識は保たれたのだろうか。

メグリニ家の家系意識を探るのに適した史料は、結婚契約書である。結婚の立会人として、家系の代表者が名を連ねるからである。名前が記されることは、家系の一員であることを自他ともに認めることにほかならない。たとえば、1656年2月15日に交わされたヴィルベルタン分家の長男ニコラ（図2のB③-①）の結婚契約書には、父であるヴィルベルタン分家家長のイエロズムのほか、ヴィルヌーヴ本家の当主ジャン8世の弟で、分家を構えるリエル領主フランソワ（図2の④-③）の名があがっている<sup>35</sup>。さらにこのフランソワは、ニコラの4男の代父にもなっている<sup>36</sup>。それゆえに、ニコラの4男で後のスロー領主（図2のB④-③）はフランソワと名づけられたのである。

この事例からは、メグリニ家の家系が分かれてほぼ1世紀が経過し、住む場所や職業が異なっても、共通の祖先と同じ名前を有するものは一体であるという家系意識は失われていないことが垣間見えてくる。ニコラの結婚の時期に関していえば、フロンドの乱の終結から3年後であり、それまで本家と分家は対立陣営に分かれていたという背景があった。それでも、両家が決定的に分裂することはなかったのである。

こうした両家共通の家系意識は、家系の再生産にも大きな影響を与えている。トロワ子爵領は、本家のジャン7世（図1のA③）が1640年に国王へ臣従礼をおこなって獲得したものである。この所領は、本家の最後の当主であるシャルル＝ユベール（図1のA⑥）が分家のスロー領主、フランソワ（図2のB④-③）に売却することでメグリニ家に留まることとなった。フランソワは、さらにこの所領を甥でありサヴォワ＝ヴィルベルタン家のピエール＝フランソワ（図2のB⑥）に代襲させたのである<sup>37</sup>。

家系の再生産は、地位や肩書きの譲渡にも顔をのぞかせている。前述したように、メグリニ家の本家当主は「ヴィルヌーヴ領主」の肩書きを有し、ヴィルヌーヴ領がメグリニ侯爵領へ格上げされてからは、メグリニ侯爵領とそれに付随する侯爵位を継承した。さて、本家最後の当主シャルル＝ユベール（図1のA⑥）が1732年に子どもを残さないまま亡くなったため、メグリニ家の中心的な所領であったメグリニ侯爵領は妹のガブリエルとサヴォワ＝ヴィルベルタン分家のピエール＝フランソワ（図2のB⑥）に分割して譲渡された。ガブリエルは1741年に結婚をしないまま亡くなったので、彼女がもつ侯爵領はガブリエルの姪たちに渡るようになってしまった。しかし十数年後、メグリニ家の当主となっ

たピエール＝フランソワの息子ルイ＝マリ（図2のB⑦）は、他家に渡った残りのメグリニ侯爵領を買い戻した<sup>38</sup>。それによって、彼はようやく祖先たちと同じメグリニ侯爵と名乗ったのである。

メグリニ家の場合、共通の家系意識が確認できる事例はほかにもある。プリエルの所領は、ジャン6世（図1のA②）の時代から家系にとって重要な土地とみなされていた。この所領は、ジャン7世から分立した3人の息子の一人フランソワ（図1のA④-③）に受け継がれることになる。けれども1737年、「名前の分からない妻」<sup>39</sup>とのあいだに一人娘しか授からなかったフランソワの長子は、遺言書を残し、プリエルの所領をサヴォワ＝ヴィルベルタン家のピエール＝フランソワ（図2のB⑥）に代襲させている<sup>40</sup>。

このような事例は、メグリニ家のメンバーが家系の構成員として再生産の任務を強く意識していたことを示している。この意識の共有があればこそ、ある家が途絶えても、即座に別の家が再生産を受け継ぐ形へとスムーズに移行できるのだといえよう。メグリニ家の場合は、これがうまく機能して家系を継承させていくことができた。逆に、マラン家のように、家系構成員に家系意識を前提とした集団的規律が機能しないと、家系の継承は失敗に帰してしまう。

この点では、ロシュシュアール家の女性相続人と結婚したジャック（図1の④-②）が興したポニヴェ家も家系意識は欠如していたようである。なぜなら、ポニヴェ家は、母方に由来する所領であるポニヴェを名乗っているからで、この場合、メグリニ家よりもロシュシュアール家の方に帰属意識を抱いていたと推定される。ジャックの子どもたちがロシュシュアール家の再生産の任務を背負っていることは、メグリニ家の方でも認めていたようである。ジャックの長男が結婚契約を交わした際、新郎の家系の人間としてはロシュシュアール家の人だけが立会い、メグリニ家は一人も立ち会わなかったことから、そのように読み取れる<sup>41</sup>。ポニヴェ家は、メグリニ家との共通の家系意識から外れてしまうのである。また、スロー家もメグリニ家から排除されていく。この家の構成員のうちの誰一人として、1770年に交わされたメグリニ家の家長ルイ＝マリの結婚契約書に名前を確認できない<sup>42</sup>。家系の名声を後世に残すことも再生産の一部である貴族にとって、スロー家構成員が犯した殺人や身分違いの結婚など素行の悪さは、家系全体の名誉や品位を貶めると判断されたからであろう。スロー家当主のフランソワ（図2のB④-③）が、トロワ子爵領を息子ではなく、甥に代襲させたのも同じ心理が働いていることと思われる。



#### 第4節 メグリニ家の結婚

すでに述べたように、貴族は自己の家系の維持をはかって「貴族の相続」を実践し、家系の危機に際しては、本家と分家とが一体となって共通の家系意識を機能させていた。それでは、メグリニ家はどのような結婚戦略を用いていたのだろうか。

ここでは、ヴィルヌーヴ本家の結婚を中心に考察していきたい。ジャン5世（図1のA①）は、1536年プレシ領主の娘マリ・ド・プラールと結婚した。プラール家はメグリニ家と同じように、もともとはトロワの富裕なブルジョワでありながら、官職購入により次第に貴族に成りあがっていった家系である。したがって、ジャン5世の結婚は、貴族身分ではない同格の平民同士の結婚にほかならない<sup>43</sup>。この結婚から生じた3人の子どもは、全員が結婚した。この代では、「貴族の相続」を適用していなかったため、そうなったのだと考えられる。

次のジャン6世（図1のA②）は2度結婚した。最初の結婚は1570年で、相手は国王書記官であり、かつバリの高等法院評定官の娘、カトリーヌ・デュ・ドラックである。彼女がもたらした持参金は12,000リーヴルだった<sup>44</sup>。この結婚は明らかに女性の方の家格が上である。当時ジャン6世はパリに出て行き、租税法院評定の官職を購入したばかりであり、この結婚は自身のその後の地盤を固める意味合いをもつものであった。パリで官職貴族として生きていこうとする者にとって、高等法院評定官の娘は願ってもない結婚相手のはずだった。ただし、子どもが出来る前に妻が亡くなったことから、ジャン6世は1572年に再婚する。今度の相手は請願審査院書記官の娘であり、自身もエスポワッスの女性領主の肩書きを有していたニコル・ド・グルネだった。彼女は持参金14,600リーヴルのほか、自身の所有する所領をジャンの家系へもたらした<sup>45</sup>。この場合、両家の結婚は、官職身分から見れば「同等婚 (homogamie)」であるが、妻がいわゆる「女性相続人」であり、多くの財産を夫の家系にもたらすことが期待されている点では、典型的な「降嫁婚 (hypogamie)」である<sup>46</sup>。

次のジャン7世（図1のA③）も、父と同様、1597年に高等法院評定官の娘マリ・ブギエと結婚した。彼女の持参金の額は不明だが、のちに彼女は父から133,548リーヴルの遺産とバリの邸宅を相続し、それらを長男を含めた3人の息子に譲渡した<sup>47</sup>。これ以後、この邸宅は本家の所在地となった。すなわち、ジャン7世も、富裕な相続人となることのできた女性を結婚相手に選んだのである。ジャン7世の子どもたち（図1のA④）は男子3

人がすべて結婚し、結婚相手は、ピュシィ家、ロシュシュアール家、ピュエイユ家と伝統的な名門の「剣の貴族」家系出身の「女性相続人」であった。これまでメグリニ家は、同じ法服家系のなかの子どもたちの結婚に満足してきた。しかし、ある程度まで地位が安定してくると、より威信の高い名門の「剣の貴族」家系との縁組を画策したのである。

メグリニ家の結婚からは、その折々に、家系の存続に不可欠な、興味深い家族戦略がみえてくる。そのひとつは降嫁婚、もうひとつは女性相続人との結婚である。

中世史家デュビーによれば、降嫁婚は、婚家の家産の大幅な流出を防ぐとともに、一族の意識を強固にし、家長への求心力を高める働きをもつので、中世以来一般におこなわれていた方法である<sup>48</sup>。もっとも、それと並行して、女性相続人を輩出した家系が降嫁婚を選択したのも、家系を存続させるための再生産戦略のゆえと考えられる。その背景にあるのは、夫と長子に妻（＝女性相続人）側の家名や家紋といった「象徴財」を相続させ、妻の家系をこれまで通り存続させる手法である。それはボニヴェ家（図1のA④-②）では見事に成功をおさめ、マラン家（図1のA④-③）でもある程度成功した。ただ、メグリニの長男ジャン8世（図1のA④-①）と結婚したユベール＝ルネ・ド・ピュシィの家系にとって、この降嫁婚は、中世的（あるいは騎士的）な価値意識に基づいたものでもあった。その理由は、この女性相続人の父母の家系が、ともにコンデ親王家の軍隊の中核にいたからである。この結婚は、コンデ家との深い関係を軸に成立したとみてよいだろう。彼らの長男ジャン＝フランソワ（図1のA⑤）の最初の結婚相手もまた、コンデ親王家の軍隊を担う家系の娘が選ばれている。

しかしその後、メグリニ家とコンデ家とは疎遠になったようである。その反映であろうか、彼らの息子シャルル＝ユベール（図1のA⑥）は、1693年パリ高等法院評定官職を購入し、ついで1699年には、大ブルジョワ出身の金融貴族のフォンテーヌ家のエスペランスを妻に迎えたからである。彼女が受け継いだ遺産は、途方もない164万リーヴルにのぼった<sup>49</sup>。ここに至って、メグリニ家は、もはや結婚に名誉や家系の強化を求めるのではなく、実益中心となったのである。

ヴィルベルタン分家の結婚にも、基本的に本家の結婚と同じ原理と、理念の変化が見て取れる。この家は軍事貴族の道を選択したので、家長の結婚相手も当初の官職貴族の娘から（図2のB①、B②）、徐々に同じ軍人家系の娘が選ばれるようになった（図2のB③-①、B④-①）。家長の結婚相手に、女性相続人などの降嫁婚が認められるのも、本家と同じ傾向である（図2のB②、B③-①、B④-①）。それでも、18世紀に入って、本家を継

承したサヴォワ＝ヴィルベルタン家の家長の結婚相手は官職貴族の娘だった(図2のB⑥)。その理由としては、断絶した本家を分家が継いだ際に、分家がこれまで携わってこなかった官職もともに継承したため、その世界との姻戚関係が必要だと判断されたのかもしれない。いずれにせよ、ここにおいても、18世紀の結婚では名誉が求められなくなり、代わりに実益が重視されたことが確認できる。

そのほか、娘たちの結婚相手に関して、トロワに拠点をおくヴィルベルタン分家は、モレ家、ヴィニエ家、ル・ノーブル家など、メグリニ家と同じように、地元のトロワに中心的な所領や官職をもつ官職貴族家系の出身者を選ぶ傾向にあった<sup>50</sup>。ここからは、軍務で家長が所領地を離れていても、トロワにとどまる姉妹たちが地元から実家を見守る体制が整えられていたのではないかと推測される。

以上、メグリニ家の結婚を概観してきたが、本家であれ分家であれ、家長は、基本的には同等結婚か、降嫁婚を求めた。また、結婚相手の多くが女性相続人であったことも注目し得る。もちろん、持参金のほかに、さまざまな財を持ち運んでくる可能性のある相手(女性相続人)を選ぶことは、家系の再生産にとって最適の方法であったに違いない。貴族らしく生活するための出費は高きつき、1604年のポーレット法以来、官職価格は急激に高騰していった<sup>51</sup>。「家系の消滅は、金銭の手元不如意とつましい結婚によってつくり出される」とデシモンは指摘するが<sup>52</sup>、そのリスクを回避するためにも、家系に多くの実益をもたらしてくれる女性相続人との結婚は、メグリニ家のみならず、すべての貴族家系にとって、興隆のまたとないチャンスだったのである。

## 小括

15世紀後半以来、法服貴族としても、軍事貴族としても、社会的上昇をとげてきたメグリニ家は、家系の再生産戦略がうまく機能した稀な事例といえよう。その成功は、男子の誕生に欠くことがなかったという偶然的な要因もあったが、家系を構成する各人が「貴族の相続」を基本的に受け入れ、「家産が維持され、一体的に移転される」<sup>53</sup>ことを目的とした家系継承にさしたる不満を述べなかったことも大きな要因であったと考えられる。

繰り返せば、近世フランスの貴族家系の再生産は、「貴族の相続」を軸に、男系の長子相続が核となり、家系を形づくる財や地位が譲渡されていった。家産の分散を防ぐための相

統規則は、長男への家産の一極集中、長子以外の子どもたちに独身を強いるなど、兄弟姉妹間に差異化を生み出していた。この差異を家系の構成員が受け入れるか否かが、家系の再生産を確かなものにも、不確かなものにも導いたのである。差異化の否定は、家系間の争いへと直結するからである。差異化を認めることとは、ブルデューのいう、「(家の永続性を保障するために) 家族成員の各人は自らの利益や感情を家産という集合的実体に対して服従させる」こととにほかならない。

メグリ二家の場合、差異化の肯定は、共通の家系意識として姿をのぞかせた。本家と分家の時間的、空間的、職業的な距離を越えて、共通の祖先と同じ名前を有するものは一体であるという家系意識は、メグリ二家の再生産に大きく影響した。一見安定しているかに見えるメグリ二家も、少なくとも分家という単位で見ると、他の貴族の例にもれず消滅している。分家に渡ったトロワ子爵領やリエルの所領が、分家消滅とともに、家系の外へ出てしまう危険は生じた。ただその場合でも、本家や分家の枠組みを取り払い、残った家系の構成員が家系を速やかに継承する体制が整えられ、メグリ二家の再生産は結果的にうまく機能したのである。

メグリ二家は、物質的な面からも再生産を確かなものにしていった。その手段が結婚戦略である。メグリ二家の男性たちは、基本的に職業を同じくする世界に属する家系から降嫁してくる妻を迎えた。この姻戚関係により、彼らは自身の足場を固め、社会的な上昇をはかったのである。とりわけ官職貴族が軍務につき、やがて「剣の貴族」の世界に入ることができたのは、妻の実家が「剣の貴族」だったからで、そこに「法服貴族」と「剣の貴族」の親和関係や融合性が示唆されているように思われる。もっとも、このような結婚相手のほとんどが女性相続人だったことを鑑みると、再生産は意識の持ちようだけでは機能しないという事実を物語っている。再生産のメカニズムが十全に機動するには、物理的・経済的な基盤もまた重要だったのである。その一方、メグリ二家の女性の結婚は、おもに同等婚で実践され、実家に近い場所にいる男性が夫に選ばれた。この点では、地元で影響力を持ち続けるために、家長は娘の姻戚関係を利用したといえよう。女性は概して地元に残り、不在がちな男性にかわって家を守る役割を果たした。頻発する女性相続人の結婚の事例は、単に貴族家系の再生産を目指しただけとはいえない複合的な要素を孕んでいるといえよう。

本章で取りあげたメグリ二家の場合、家系に男性を欠かなかったことが再生産をうまく機能させた。ただし、この時代の人口動態の問題を鑑みると、家系に男性がいなくなる

現象はむしろ一般的である。その場合、貴族はどのように対応したかが問われねばならない。これ以後、本稿がおもな考察対象とするのは、家系の消滅の危機に何とか対応しようとする貴族の継承政策やそのマンダリテである。

〈註〉

- 1 プルカンの研究によると、とりわけフランス西部（メヌ・アンジュー・トゥレーヌ地方）、中部（ベリー・ブルボネ・ニヴェルネ・オーヴェルニュ・マルシュ地方）、東部（南シャンパーニュ・ロレーヌ地方）に顕著であったようである。L. Bourquin, « Partage noble et droit d'aînesse dans les coutumes du royaume de France à l'époque moderne » in Université du Maine (éd.), *L'identité nobiliaire Dix siècles de métamorphoses (IXe – XIXe siècles)*, Le Mans, 1997, pp. 138-140.
- 2 G.-M. d'Espinay, *Le droit d'aînesse en Anjou*, Paris, 1890, p.9.
- 3 M. Nassiet, *Noblesse et pauvreté. La petite noblesse en Bretagne, XVe-XVIIIe siècle*. Rennes, 1993, p. 61.
- 4 *Ibid.*
- 5 M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècle*, Paris, 2000.
- 6 L. Fontaine, « Droit et stratégies : la reproduction des systèmes familiaux dans le Haut-Dauphiné (XVIIe-XVIIIe siècles) », *Annales ESC*, n°47-6, 1992, pp. 1259-1277. や J.-L. Viret, « La reproduction familiale et sociale en France sous l'Ancien Régime. Le rapport au droit et aux valeurs », *Histoire et Sociétés Rurales*, n°29, 2008, pp. 165-188.ただし、これらの研究対象は商人や農民である。エリートを対象とした研究では、R. Braun, « 'Rester au sommet' : modes de reproduction socioculturelle des élites du pouvoir européennes », in W. Reinhard (éd.), *Les élites du pouvoir et la construction de l'Etat en Europe*, Paris, 1996, pp. 323-354.が挙げられる。また、近年ではデシモンを中心とした E.H.E.S.S. (社会科学高等研究所) のグループが 16 世紀から 18 世紀のフランス法服貴族の再生産に関する研究を進めている。R. Descimon, et E. Haddad, (éd.), *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010.
- 7 原題は *Le bal des célibataires – Crise de la société paysanne en Béarn* である。直訳すれば『独身者たちのダンスパーティーベアルンの農村社会の危機―』。
- 8 P.ブルデュー (丸山茂、小島宏、須田文明訳) 『結婚戦略―家族と階級の再生産』、藤原書店、2007 年、49 頁。
- 9 E. Haddad, « Les Mesgrigny ou le coût social et moral des prétentions à l'épée », in R. Descimon et E. Haddad (éd.), *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010, pp.211-231.
- 10 F. A. La Chenaye des Bois, *Dictionnaire de la noblesse contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de France*. 15 vols., Paris, 1770-1787, tome X, p736.
- 11 Haddad, *op. cit.*, p.209.
- 12 16 世紀頃によく見られた「貴族らしい生活」をもとに自然発生的に貴族が生起する事例とそれを背景としたコルベールによる「貴族改め」に関する考察には、阿河雄二郎「ルイ十四世時代の「貴族改め」の意味」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』、山川出版社、2000 年、49-73 頁に詳しい。
- 13 Haddad, *op. cit.*, p.227.
- 14 *Ibid.*
- 15 *Ibid.* ただし、メグリニ家は「交換」と主張。La Chenaye des Bois, *op. cit.*, p.737.
- 16 以下の家系継承の流れは、特記しない限り、前掲 La Chenaye des Bois の *Dictionnaire de la noblesse ...* (以下、『貴族辞典』と通称) tome X, pp.736-745.および『貴族辞典』が種本とした L. Moreri, *Le Grand dictionnaire historique, ou le Mélange curieux de l'histoire sacrée et profane...*, Nouvelle edition, Paris, 1759, tome VII, pp.491-493.を

出典とする。

- 17 コンデ親王とそのクリヤンテルの関係については、嶋中博章「コンデ親王の軍事的役割とクリヤンテル—絶対王政期フランスの大貴族像を見直すために—」『史泉』第97号、2003年、20-38頁を参照。
- 18 Haddad, *op. cit.*, p.215.
- 19 『貴族辞典』等においては Jérôme と著されるが、本稿ではメグリニ家が「貴族改め」の結果に対して提出した家系図（BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953 *Généalogie de la maison de Mesgrigny*）に倣い Hiérosme を用いる。
- 20 Courcelles Chevalier de, *Histoire généalogique et héraldique des pairs de France*, Paris, 1822-1833, DE MESGRIGNY p.19.
- 21 *Ibid.*, pp. 21-22.
- 22 *Ibid.*, p. 21.
- 23 *Ibid.*
- 24 Haddad, *op. cit.*, pp.217-218.
- 25 Courcelles, *op. cit.*, pp.23-24.
- 26 *Ibid.*, p. 26.
- 27 *Ibid.*, p. 28.
- 28 Jean de Saulx, *Mémoires de très-noble et très-illustre Gaspard de Saulx, seigneur de Tavannes, maréchal de France...*, Nouvelle Collection des Mémoires pour servir à l'histoire de France depuis le XIIIe siècle jusqu'à la fin du XVIIIe, par MM. Michaud et Poujoulat, Paris, 1838, tome 8, p.55.
- 29 *Ibid.*
- 30 G. Martin, *Histoire et Généalogie de La Maison de Cossé-Brissac*, La Ricamarie, 1987, pp.47-52, 59.
- 31 Braun, *op. cit.*, p.353.
- 32 Haddad, *op. cit.*, p.222.
- 33 *Ibid.*, p. 224.
- 34 R. Descimon, et E. Haddad, (éd.), *Epreuves de noblesse...*, *op.cit.*, 第2部 Les fragilités de la reproduction familiale, pp.85-155.は、それについての考察となっている。
- 35 BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953. Contrat de mariage de 1656.
- 36 Haddad, *op. cit.*, p.219.
- 37 *Ibid.*, pp. 219-220.
- 38 *Ibid.*, p.220.
- 39 La Chenaye des Bois, *op. cit.*, p.741.
- 40 Haddad, *op. cit.*, p.220.
- 41 *Ibid.*, p.224.
- 42 *Ibid.*
- 43 *Ibid.*, p.213.
- 44 *Ibid.*
- 45 BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953. Contrat de mariage de 1572.
- 46 文化人類学から借用した用語で、身分が同じ配偶者のあいだでおこなわれる婚姻のことを「同等婚 (homogamie)」、配偶者間の階級差が現れる異身分婚で、嫁の与え手が嫁の取り手より高い格付けとみなす婚姻を「降嫁婚 (hypogamie)」、その逆を「昇嫁婚 (hypergamie)」と呼び習わすのに従った。
- 47 Haddad, *op. cit.*, p.214.
- 48 G. Duby, « Le mariage dans la société du haut Moyen Age », in *Qu'est-ce que la*

---

*société féodale ?*, Paris, 2002, pp.1426-1427.

- <sup>49</sup> Haddad, *op. cit.*, p.223; E. Haddad, « Faire du mariage un acte favorable. L'utilisation des coutumes dans la noblesse française d'Ancien Régime », *Revue d'histoire moderne & contemporaine* 58-2, avril-juin 2011, p. 91.
- <sup>50</sup> モレ家とメグリニ家の関係の深さに関していえば、1644年に Claude Molé と結婚した家系図 2 の B③-①の妹 Simonne の祖母にあたる Simonne le Mairat の母親もモレ家の出身であったほか、15世紀後半にも両家の縁組がみられた。
- <sup>51</sup> R. Descimon, « La haute noblesse parlementaire parisienne », in Ph. Contamine (éd.), *L'Etat et les aristocraties*, Paris, 1989, p.386.
- <sup>52</sup> Ouharov, P., Milles, E., et Descimon, R., « La réconciliation manquées des Spifame : Dominatin, Transgression, Reconversion (XVIe-XVIIe siècle) », in R. Descimon et E. Haddad (éd.), *Epreuves de noblesse...*, *op. cit.*, 2010, p.103.
- <sup>53</sup> プルデュー、前掲書、28頁。



## 第2章

### 代襲相続という選択

#### ——人口動態にみる貴族の危機意識を前に——

##### 第1節 人口動態にみる貴族の危機意識

近世フランス貴族の人口動態は、社会流動性とともな 15、16 世紀のフランス貴族の危機意識を探るうえで重要な論点である<sup>1</sup>。まず人口動態の点からみると、家系存続の危機は、序章および第 1 章で確認したように、フランス貴族の間で家督の継承が「長子相続、男子優先、父祖除外」という封建法の 3 原則を軸にした「貴族の相続」によるものであり、さらに、養子制度や庶子への継承は認められなかったことによっている。とりわけ 15、16 世紀は対外戦争や宗教戦争など戦乱が繰り返された時代であった。従軍が義務付けられていた貴族男性の死亡率は高かったのである。その上、平均して当時の子どもの死亡率は高く、成人年齢に達する人は 2 人を超えない<sup>2</sup>。2 人の子どもを「男-男」「男-女」「女-女」の性別の組み合わせでとらえてみても、女の子もだけのパターンは 1/4 でありうるのである。また、実際の戦闘でなくとも、馬上試合や決闘など貴族特有の風習が男性の死亡率を押し上げ<sup>3</sup>。家系から男性が消えてしまう状態になる条件には事欠かなかったといえよう。こうした家系存続の危機に貴族はどう対応したのだろうか。

前章においては、シャンパーニュ地方に主要な所領を有するメグリニ家を取り上げ、家系の再生産に「成功した」例をみたが、そこでは、共通の家系意識のもと、本家と分家が継承を互いに補い合いながら、家系を存続させていく姿が確認される。もっとも、そこには、相続のさいに男子に事欠かなかったという偶然的な要素が強く働いている。家系に男性が残りにくい人口動態的な問題が、この時代の一般的な現象だとすれば、男系長子相続を特徴とする「貴族の相続」は、おのずと立ち行かなくなろう。こうした貴族相続の弱点に対して、貴族はどのように対処していったのだろうか。まず、注目されるのは、家系に 3/4 のパターンで存在する女性の役割であろう。フランスの貴族においては、相続する男性がいない場合、女性を包括相続人として認める制度があった。ただし、女性は結婚によ

って父祖の家系を離れる不安定な存在であったことも事実である。未来永劫に存続すべき家系が、夫側の家系に飲み込まれる危険をはらむ、不安定な状況に陥ることを、貴族はできるだけ避けようとしたはずである。したがって、彼女たちの結婚はさまざまなやり方でコントロールされた。その第一の手段は、結婚契約書に家系の継承方法を記すやり方である。アンヌ・ド・ブルターニュの例で述べたとおり、これが貴族の一般的な方策だった。

とりわけ、南フランスを中心とする成文法地域では、公文書による相続が認められていたので、結婚契約書のみならず遺言書に相続人を指定する方法が頻繁に見られた。ナシエの研究によれば、成文法地域のリヨネ地方とフォレ地方で、遺言書に長男を家系の相続人に指名する貴族は、1350年から1400年間では、80%であったが、1400年から1450年間では、73%に、1450年から1500年間では70%にまで減少している<sup>4</sup>。これは、先に確認した、貴族男性の人口動態的危機と無関係ではないだろう。長男を亡くした貴族は、公文書に自身の家系を継ぐ人物を指名した。それは、弟の場合もあれば、娘の場合もあったが、遠い親戚あるいは、一人娘の配偶者などのまったく血のつながらない人物であることもあった。こうした直系の親族以外が相続人と認められる相続は代襲相続と呼ばれる。これが、家系の不安定さを回避するために貴族が利用した第二の手段である<sup>5</sup>。

慣習法地域では、夫婦の家産の区分を示す「パテルナ・パテルニス マテルナ・マテルニス（父のものは父へ、母のものは母へ）」という諺言に端的にあらわされるように、夫婦の家産は混じらず、子どもがそれらを受け継いで初めて家産は統合されたが、成文法地域では、代襲相続によって夫が妻の家系を継ぐことで、家産の統合も可能であった。成文法では、公文書の効力は絶対だったのである。つまり、代襲相続は、血縁関係のうすいあるいは関係ない人物によって、存続の危機に陥った貴族家系を継承する制度として機能したのである。

本章では、成文法地域の貴族の家系継承の仕方を考察し、そこに代襲相続がどのようにかかわってくるのか、とりわけ家系の存続の危機に対応しようとしたのか、まず代襲相続をおこなう側と相続を受ける側の両方の立場から家系の存続政策を確かめつつ、考察していきたい。

## 第2節 カステルノー＝ラ・ルベール家の相続と結婚

さて、実際に成文法地域の貴族家系では、どのように相続が行われていたのか、具体例を用いて検証していこう。その際、対象としたい家系は、15、16世紀の平均的なフランス貴族で、地方に暮らし、複数の所領を有する家系である。また、ある程度の史料が残る家系を選択する必要もあるので、ここでは17世紀半ばの著名な紋章学者であったル・ラブルールが著した家系史書<sup>6</sup>に登場するカステルノー＝ラ・ルベール家の例をとりあげたい。なお、検証の対象とする期間は、15世紀後半に10代目当主となったランスロから13代目当主であったエチエンヌまでの4世代、およそ120年間とする。

表 (カステルノー＝ラ・ルベール家の相続の流れ)

代・当主名・配偶者	家名・家紋	所領	特筆事項
10代ランスロ(先代長男)  ×マルグリット・ド・コアラズ(1479年)	ド・カステルノー＝ラ・ルベール  家紋は先祖伝来の四分分割紋	カステルノー、ラ・ルベール等(年収2,000エキュ＝6,000リーヴル)	1508年に遺言書：長男を包括相続人に指名。次・三男にそれぞれ2,000リーヴルと共有領地を譲渡。未婚の末娘の持参金として2,000リーヴル
11代アントワーヌ(先代長男)  ×カトリーヌ・ド・バジャック(1511年)	同上	同上	妻の母親はレヴィ家出身
12代クロード(先代長男)  ×アンドレ・ダンタン(1558年)	ド・コアラズ、別名カステルノー  家紋の変化	カステルノー、ラ・ルベール、 <u>コアラズ</u> 、 <u>ヴェラック</u> 等	コアラズ家を代襲(1537年)

13代エチエンヌ（先代長男） ×ジャンヌ・ド・バジャック （1597年）	ド・カステルノー・ド・コアラズ 紋は同上	同上	妻の母親はレヴィ家出身のフランソワーズ・ド・レヴィ（持参金は32,500リーヴル）
--	-------------------------	----	---

上記の表にまとめたとおり、カステルノー＝ラ・ルベール家でも、対象期間の4代にわたって男系長子相続である「貴族の相続」で家督が受け継がれていることが確認できる。貴族相続の原理でいうなら、父から長男へ受け継がれる財は代々ほぼ不変のはずであるが、世代ごとに確認していくと、やはりいくつか変化は起こっている。家名と家紋、および所領に変化がみられるのは、カステルノー＝ラ・ルベール家の場合では、1537年に12代当主クロードが代襲相続を受けたときであった。クロードの場合は、母方の親類にあたるジャン・ド・コアラズ（クロードの祖母マルグリット・ド・コアラズの男兄弟ベルナルの息子）が1537年に彼を自身の包括相続人に指名したことによっている。ジャンに子どもがなかったため、コアラズとヴェラックの所領を、すべての動産や土地に付随する権利をも含めて、クロードに譲渡するには、ある条件が提示されていた。すなわちコアラズの名と家紋を使用することである。クロードは遺言に従い、カステルノー＝ラ・ルベール家の家紋に変化を加える。ただ、完全にコアラズ家の家紋を使用するのではなく、コアラズ家の紋の一部となっていた、コアラズ家が姻戚関係を結んだヴェラック領の元の所有者であったコマンジュ伯家の家紋を、従来のカステルノー＝ラ・ルベール家の4分割紋の上に重ねたものである。

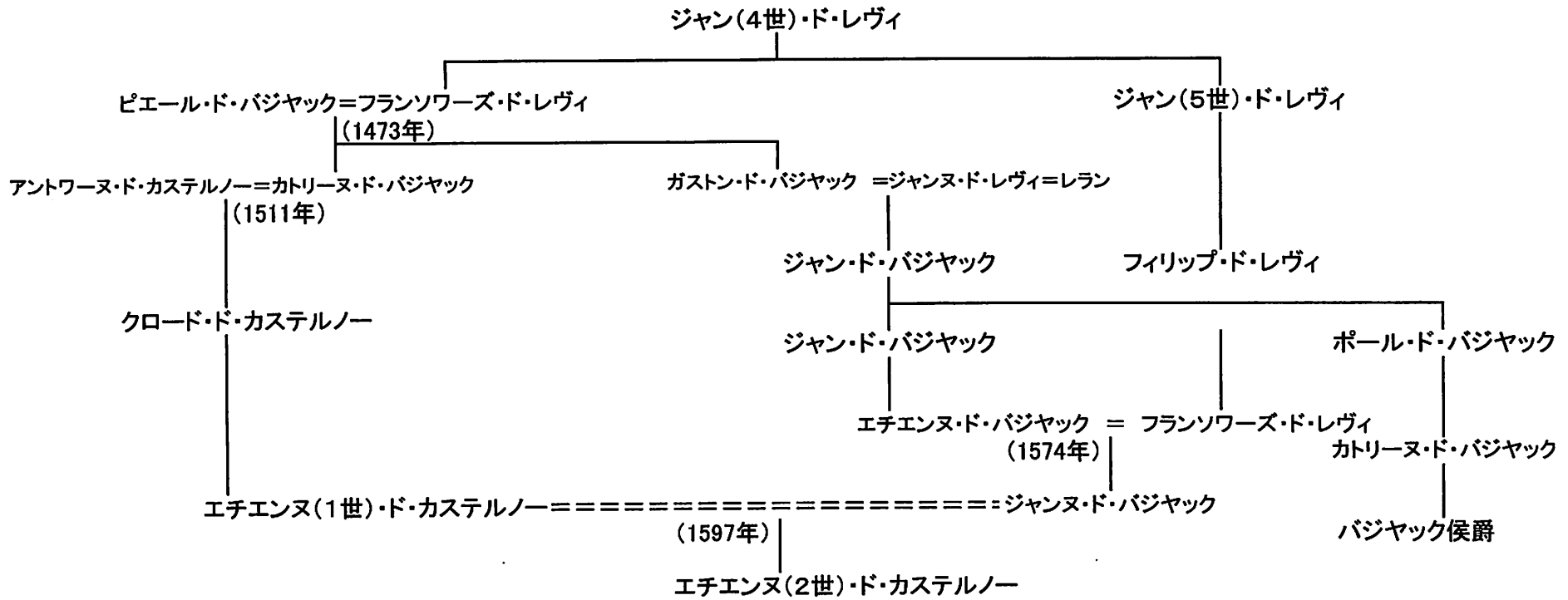
ここでみるように、代襲相続は、家系の名や紋を継承させることで、生物学的な危機に陥った家系を観念的に存続させられることから、とりわけ貴族身分に好まれた相続の制度であったといえよう。ただし、代襲によって、もとの家系のアイデンティティが完全に消し去られることを避けようとする家系の意志もここでは確認できる。カステルノー＝ラ・ルベールの名と紋を完全に消し去れば、生物学的には存続していても、観念的に家系は消滅することとなる。その折り合いをつけるために、名の呼び方と紋の変更に工夫を加えた、貴族の家系意識が垣間見える策をクロードはとったのである。

ところで、代襲相続したことにより、所領が増大したほかにカステルノー＝ラ・ルベール

ル家にもたらされた所領は、対象としたこの4代の中では確認されていない。カステルノー＝ラ・ルベール家では、女性相続人との婚姻政策はとられなかった<sup>7</sup>。通常、結婚で妻が持ってくるのは持参金であり、それは次世代の娘たちへの持参金に当てられることが、その当時の貴族の習慣であり、カステルノー家でもそれに従っている。また、持参金額と夫の年収は比例すると考えられている。つまり、6,000 リーヴルの年収のカステルノー＝ラ・ルベール家には少なくとも6,000 リーヴルの持参金が支払える家系の娘が選ばれ、もたらされた持参金の6,000 リーヴルは、娘たちの間で（成文法地域の場合）等分されることとなる。たとえば11代当主アントワーヌの姉妹は3人いたから、それぞれが持参金として2,000 リーヴルを受け取ったと思われる。つまり彼女たちは6,000 リーヴルの年収の家系出身者なのだが、2,000 リーヴルの年収の家系へ降嫁せざるを得なくなったのである。これは、ナシエの提唱する、複数いる娘たちの降嫁婚現象の事例である<sup>8</sup>。つまり娘に6,000 リーヴルの持参金が支払える家系は、少なくとも6,000 リーヴル以上の年収を得ていたといえよう。そうなれば必然的に、結婚対象となる家系は限られてくる。カステルノー＝ラ・ルベール家とバジヤック家の婚礼が教会法に抵触しない間隔で繰り返されたのはそれが理由だと思われる。

バジヤック家とレヴィ家の中で繰り返される結婚も同じメカニズムが働いていることと思われる。さらに、カステルノー＝ラ・ルベール家の長男の妻に、バジヤック家よりさらに家格が上のレヴィ家本家から女性が来ないのは、降嫁婚の許容範囲というものが、貴族間で暗黙裡に了承されていたからではないか。ジャンヌ・ド・バジヤックの母親、フランソワーズ・ド・レヴィが1574年にバジヤック家へもたらした持参金額を記した史料が残っている<sup>9</sup>。32,500 リーヴルがその額であった。したがって、これがこの時期のバジヤック家の年収であったと想定される。そしてこのバジヤック家の年収は、16世紀半ばの物価の高騰や代襲相続による財の倍増を差し引いても、推定24,000 リーヴルの年収<sup>10</sup>のカステルノー＝ラ・ルベール家と差があることが分かるが、それと同時に、レヴィ家本家の家格をも推定できる。レヴィ家本家の娘にとって、結婚相手となる家系の下限はバジヤック家であり、カステルノー＝ラ・ルベール家では決してないのである（カステルノー家、バジヤック家、レヴィ家の姻戚関係については次頁家系図を参照）。

ところで、相続人でない娘との通常の結婚では、家系の華々しい繁栄はほとんど望めないと思われるのに、カステルノー＝ラ・ルベール家では女性相続人との結婚が見受けられない。これは、どう捉えればいいのかのだろうか。おそらく、それはコアラス家の代襲相続が



カステルノー家、バジヤック家、レヴィ家の姻戚関係

Le Laboureur, J. : *Les mémoires de messire Michel de Castelnau, Seigneur de Mauvissière*, Paris, 1659, pp.23-29を参照に筆者が作成

おこなわれたときに、カステルノー＝ラ・ルベール家がとった行動を考えるといいだろう。代襲相続の特徴として、生物学的な存続の危機に陥った家系による利用があることは先に確認した。それは、家系が不安定な状態に陥る女性相続人を輩出した家系にとっても、頼みの綱となったはずである。ただ、結婚相手に選んだ夫が、彼自身の家系のアイデンティティを犠牲にして、女性相続人の家系の代襲を受け入れることにはカステルノー＝ラ・ルベール家は、あまり乗り気ではなかったようである。次節では、より詳しく、女性相続人を輩出した家系がとる家系存続の政策をみていこう。

### 第3節 女性相続人の結婚契約書にみる家系存続政策としての代襲相続

#### (1) マルグリット・ド・フォワ＝カンダルの結婚契約書 (1587年)

家系に女性しか残されなくなったとき、女性相続人となった彼女たちの結婚では、持参金ではなく家系の財すべてが女性に付随して、結婚相手の家系へ渡ることになる。その際、女性相続人側の家系は、財が取り込まれることで、家系のアイデンティティが夫の家系へ飲み込まれてしまうこと、すなわち「お家断絶」をもっとも警戒していた。このことは、女性相続人の結婚契約書に、相続に関して細かい条項を定めていることから明らかである。成文法地域では公文書による相続人の指定が可能であったことから、とりわけこの地方の女性相続人の結婚契約書には、家の断絶を何とか回避しようとする戦略的な方策が明白にみてとれる。そのうちの一つ、カンダル女伯、通常マルグリット・ド・フォワ＝カンダル (1567-1593) と呼ばれる女性相続人の結婚契約書をみてみよう<sup>11</sup>。

マルグリットの出身家系であるフォワ家は、フランスの南西部に大きな所領を持つ11世紀にまで遡れる名門家系である。15世紀半ばには、最有力の封建諸侯10家の中にも加えられ、伯領であった所領は公爵同輩衆領に格上げされた。一方のエベルノン公、ジャン・ルイ・ノガレ・ド・ラ・ヴァレット (1554-1642) であるが、彼はアンリ3世の有名な寵臣の一人で、彼の領地が同輩衆領である公領に承認されたのも国王の厚意によってであり、もともとの出自はガスコーニュ地方の地方貴族であった。つまり彼は、国王の寵愛を武器に一代で権力と財力を蓄え、中央宮廷にのし上がってきた人物であった<sup>12</sup>。

さて、この結婚契約書は13項目に分別できる。マルグリットが相続するフォワ家の財は亡き父より受け継いだフォワ＝カンダル領と後見人である叔父より受け継ぐ予定のフォ

ワ=ピュック領であったことも契約書に明記されている。契約書のうち、相続人となる子どもについて記載された項目をまとめてみよう。まずもって「長男がフォワとカンダルの名と紋をとり、家系の相続人となること。相続した財は他者に分割することはできないこと」と記された。つまりフォワ家によるカンダル家代襲の要求なのである。さらに、「父エペルノン公が借財の返済に用意している10万エキュを公から長男へ譲渡する」こと、「両家系に固有の財の用益権も長男が受け継ぐ」ことも約束されている。また、長男が子どもを残さず死亡した場合は、マルグリットの「再婚から生じた男子を出生順に応じて相続人とする」とするとされた。これは2つ目の代襲要求である。この場合は、フォワ家のマルグリットの再婚相手の家系への代襲要求となる。また、この結婚から男子が生まれなかった場合は、長女が、長男のときと同じ条件でフォワ=カンダル家の包括相続人となるとされた。さらに、「包括相続人となった長女が結婚する際には10万エキュを贈与する」こと、「結婚相手は、フォワとカンダルの名と紋を携帯する者とし、人選はエペルノン公が行うが、彼が妻より先に他界していた場合はカンダル女伯がおこなう。二人とも他界していたときは、父方、母方の両家系からもっとも近い親族4名で行う」とも取り決められている。これは3度目の代襲を要求する条項にほかならない。その場合、フォワ家の代襲の要求先は、家系の新たな女性相続人の結婚相手の家系である。さらに「長女が子どもを残さずに死亡した場合は次女が上記の条件で相続人となり、次女も欠如した場合は三女と、出生順に基づいた」相続人を指定していく。このような万全策をとったうえで、カンダル女伯はエペルノン公と結婚し、3男を得て、夫より先に他界する。もっとも、フォワ家の代襲要求は、契約書どおり完全には実行されなかった。家系の相続人となった長男はアンリ・ド・ノガレ・ド・フォワと名乗り、使用した紋は、完全なフォワ=カンダルの紋ではなく、ノガレ家の紋も組み入れられたからである<sup>13</sup>。この場合、カステルノー=ラ・ルベールの家の代襲相続の例で確認されたのと同じ現象が生じている。

以上、フォワ家の結婚契約書からは、女性相続人側の家系が代襲相続を家系の存続戦略に使用していたことが確認できよう。ただ、夫の側が、完全に「代襲」を受け入れたかといえそうではない。彼らは、所領などの実質的な財産は喜んで代襲したが、家名や家紋といった象徴的な財産に関しては、代襲を拒否する。女性相続人側は、その象徴的な財産の代襲をもっとも望んでいたというのに、である。

ところで、女性相続人側の家系が、自身の家名と家紋へ完全に変更するよう夫の家系へ求める代襲の要求は、フォワ家のような名門の家系貴族だけが選択したわけでも、相続人



の指定が認められていた成文法地域の貴族だから実践できたわけでもないようである。というのも、慣習法地域にあたる、ブルターニュ地方に暮らす中小の地方貴族においても、家系が女性相続人の手に委ねられる可能性があるともみるや、未来の夫の家名と家紋を妻のものへ完全に変更することを条件とする、つまり、代襲を要請する結婚契約書が作成されているからである。いくつか例をあげてみよう。

## (2) ジレット・ド・ラ・ウッセの結婚契約書 (1509年)

ブルターニュ地方のプルエ領主フランソワ・ド・ラ・ムッセと、同じくブルターニュ地方のラ・ウッセ、ランレオン、ラ・トゥシュ＝ケブリアック領主フランソワ・ド・ラ・ウッセの一人娘、ジレット・ド・ラ・ウッセとの結婚契約書<sup>14</sup>は、1509年6月24日に、フランソワ・ド・ラ・ムッセの父であるラ・ムッセ、ケルグエ、ポンテュアルの領主アモリと、ジレットの両親、フランソワ・ド・ラ・ウッセとジャンヌ・ド・ケブリアック、さらにフランソワ・ド・ラ・ウッセの母であるサン・ブルの女性領主マリ・レスベルヴィエ立会いのもとで結ばれた。主たる契約内容は以下のとおりになる。

「アモリ・ド・ラ・ムッセ殿とその息子フランソワ・ド・ラ・ムッセ殿は、(中略) この結婚を彼らにとって身に余る榮譽であると自覚し、フランソワ・ド・ラ・ムッセがラ・ウッセの名を取ること、彼とジレット・ド・ラ・ウッセとのこの結婚から生まれる子供もまた、そう名乗り、呼ばれ、称されること、また未来永劫、ラ・ウッセの紋を(使用すること?文字消失のため判読不可能)をラ・ウッセ殿に望み、約束し、義務と課す。だが、くだんのラ・ウッセ殿が、長く続いた結婚のすえに男子の相続人を得た場合には、フランソワ・ド・ラ・ムッセと未来の妻、ジレット・ド・ラ・ウッセは、ラ・ウッセ殿夫妻の主たる相続人ではなくなる。その場合、くだんのフランソワは、それを望むなら、ラ・ムッセの名を再取得できる。(判読不可能) また、同様に、彼とくだんのジレット・ド・ラ・ウッセとの間に子供ができなかった場合、さらに神のお召しにより彼女が死亡した場合、そしてフランソワ・ド・ラ・ムッセが他の者、他の女性と結婚した場合、(判読不可能) 結婚(から生まれた子供たち?) は、それを望むなら、ラ・ムッセの名と紋を取ることができる。そして現在このときより、くだんのラ・ムッセ殿は、ラ・ウッセ殿の要望に応じて、彼の息子をラ・ウッセ殿に差し出す」〔下線引用者〕

ここから、見えてくるのは、明らかに女性側の家系の方が強い立場にいて、それを自覚してさえいるということだろう。逆にラ・ムッセ家の方では、この結婚は「身に余る榮譽」であり、家名と家紋を変更させてまで、息子をラ・ウッセ家へ「差し出す」といった具合で、明らかに下手にでている。契約書には「さらに、この結婚のために、また同意と認可を得るために、ラ・ムッセ殿は、くだんのラ・ウッセ殿に2,000 エキュを寄付として差し出し、贈与する」とある。この立場の差異は何に由来するのだろうか。両家の年収を、ブルターニュ公国の『兵役台帳』をもとに作成された「1480年のドルとサン＝マロ司教区の封臣辞典」<sup>15</sup>をもとに、それぞれの家系の経済力を推測してみよう。

まず、ラ・ムッセ家であるが、当主ラ・ムッセ領主、アモリ・ド・ラ・ムッセの名は、「辞典」の498番に確認できる。そこから、彼の年収は600リーヴルであることがわかった。さらに、結婚の当事者であるフランソワは、「プルエ領主」の肩書きを契約書内に記されていた。おそらく母親のカトリーヌ・ド・プルエから母系相続で受け継いだ封土であろう。「辞典」でプルエ領は、647番にピエール・ド・プルエが有している。1480年当時は、彼が領主だったからであるが、この封土の年収は700リーヴルである。つまり、ラ・ムッセ家は、少なくとも年収1,300リーヴルの領地を有する家系であった。

次に、ラ・ウッセ家に移ろう。当主フランソワ・ド・ラ・ウッセの有するラ・ウッセ領は459番に確認できる。ただ、登録されている名前はラウル・ド・ラ・ウッセとなっている。この地の年収は800リーヴルであった。次に彼の妻、ジャンヌ・ド・ケブリアックであるが、契約書にみられる「ラ・トゥッシュ＝ケブリアック領主」の肩書きは、おそらく彼女の家系に由来すると思われる。調査してみると、670番にジル・ド・ケブリアックという人物がそこを所有していることが判明した。史料には、「ジャンヌ（娘か？）とフランソワ・ド・ラ・ウッセが結婚」という情報までも記されているので、この家系に間違いはないようである。この封土は400リーヴルである。さらに、忘れてならないのは、ラ・ウッセ家にはもう一人、未来の相続を期待できる人物が残されていたことである。すなわち、フランソワの母親でサン・ブルの女性領主、マリ・レスペルヴィエが有する、サン・ブルの封土である。これは735番にみられ、800リーヴルの年収が確認できる。したがって、単純に上記の年収を加えると2,000リーヴルとなり、それらをすべて一人娘ジレットが相続することになった。

両家の財政状態の違いが、この契約書内の温度差を生み出したことは容易に推察できる。さらに付け加えるなら、フランソワ・ド・ラ・ムッセには妹が一人いたことが判明してい

るので、ブルターニュ地方の慣習法をふまえるなら、彼が相続できるのは1,300リーヴルの2/3、すなわち約870リーヴルの年収の領地だけということになる。

女性相続人の家系は、夫の家系による代襲相続をとらせることで、その時点で陥っている家系の不安定さを解消しようとした。問題は、代襲を受け入れてくれる家系を探すことであった。ある家系の名と紋を継続させるために、他の家系を犠牲にできるのは、双方の家系の威信の点で明確な差異が認識できる場合に限られるだろう。威信の指標はラ・ウッセ家の場合、家系の経済状態の格差で判断されたといえる。ところで、ラ・ウッセ家へ、父親によって「差し出された」フランソワ・ド・ラ・ムッセであるが、1513年には死亡が確認されている。そのときの名前は、フランソワ・ド・ラ・ムッセのままであった。さらに、彼とジレット・ド・ラ・ウッセの間には男子が誕生しているが、ジャック・ド・ラ・ムッセとして、幼くして亡くなっている事実を付け加えておきたい<sup>16</sup>。

### (3) カトリーヌ・ド・ケディヤックの結婚契約書 (1512年)

代襲相続の例をもうひとつあげてみよう。ここで取りあげる結婚契約書には、1512年6月1日の日付が入っている<sup>17</sup>。それは、先のものと同様に、ブルターニュ地方のサン＝マロ司教区内、より正確に言えば、タダン領主ベルトラン・ド・ケディヤックとラ・ガレ領主ジル・フェレの間で交わされた、彼らの未成年の子供たちの結婚契約書である。この契約書はディナンの法院で受理された。未来の花嫁は、カトリーヌ・ド・ケディヤック、ベルトランの一人娘でケディヤック家の唯一の相続人である。未来の花婿は、ジル・フェレの長男で筆頭相続人のベルトラン・フェレ、18歳であると記されている。カトリーヌの年齢は記されていないが、「何年かしないと婚姻年齢に達しない」と記されているので、14歳以下、おそらく10歳前後だったのではないかと想定される。この2人の未成年者の父親たちは、以下の契約内容に同意した。

「くだんのベルトラン・ド・ケディヤック殿が抱く望みと愛着に従って、彼と彼の祖先が常に掲げてきたケディヤックの名が、彼の後継者とくだんのベルトラン・フェレとともに保持されていくことを、また「赤地に銀の3つの横長長方形」の盾形紋からなるケディヤックの紋章についても同様のことを望みつつ、この結婚の同意がなされた。くだんのジル・フェレ殿と息子のベルトランは、その請願に対し、彼らの財については、すべて分割も放棄もしないよう互いに責任を持つとした上で、ベルトラン・ド・ケディヤック殿と

その後継者たちへの親近感から、くだんのベルトラン・フェレが、カトリーヌとの結婚後は、上述のケディヤックの名と紋を掲げ、彼のフェレの名と、彼と彼の祖先の「銀地に青の横長長方形1つと3つの赤の五角星」として知られる盾形紋からなる紋章を返上した上で、フェレの名と、彼と彼の父親そして先祖が掲げてきた紋章、その盾形紋は上述のものを放棄し、以後は決してそれらを携帯できないことを認める。だが仮に、この結婚が夫婦どちらかの死によって終わりを告げた場合は、そしてこの結婚から子供ができない、長生きしない、もしくは後代が途絶えた、その場合には、くだんのベルトラン・フェレ、あるいはその後継者は、父と祖先が使用してきたフェレの名と紋章を再度取得できるものとする」〔下線引用者〕

この契約書は、ジレット・ド・ラ・ウッセの例ほどに居丈高ではないが、要請する内容は、女性相続人の夫となる条件として、父祖の名と紋を捨て、未来の義理の父親のそれを使用することで、まさに代襲を要求している点では同じである。また、子孫が残らなかったときには、契約は解除されるとされているのも同じである。契約書の文面からは判断できないが、やはりここにも家格に差が存在したのだろうか。ふたたび、「サン＝マロ司教区の封臣辞典」をひもといてみよう。

まず、夫の家系であるフェレ家であるが、父親のラ・ガレ領主ジル・フェレは、992番に確認できる。ここの年収は160リーヴルである。さらに「亡きピエール（レンヌのセネシャル）と254番の息子」と付記されている。254番を確認すると、オリーヴ・ダングルヴァン「992番の母、1467年ころよりレンヌセネシャル、ピエール・フェレの妻」と記載されている。彼女は、年収120リーヴルの封土を有していた。これによって、ジルが1480年時点で、亡き父から年収にして160リーヴルの封土を相続していたほか、母からも120リーヴルの年収の財が相続できる予定であったことが分かる。息子のベルトラン・フェレは、父母が受け継いだ合計280リーヴルの領地が相続できるはずである。

もう一方のケディヤック家であるが、タダン領主ベルトラン・ド・ケディヤックの名前は676番に確認できる。年収は200リーヴルである。さらに、その下に同じくタダン領主としてロバール・ド・ケディヤックという名前が確認される。前者の教区はケディヤック、後者はタダンという違いはある。おそらくこれは、後者が前者の父親であると考えてよいだろう。息子に生前贈与の形で、年収200リーヴルの所領を分け与えた、と考えるのが自然だからである。このロバールの年収は500リーヴルになった。すなわち、この家系の唯

一の相続人となるカトリーヌからは、700 リーヴルの年収が見込めるということになる。ここでもやはり、経済的な格差は存在したのである。とはいえ、この契約書もまた、遵守はされなかったようである。カトリーヌ・ド・ケディヤックとベルトラン・フェレの一人娘フランソワーズは、カトリーヌからタダン領を相続し、母の死後、その女性領主となるが、フランソワーズ・フェレと呼ばれていたことが確認されているからである<sup>18</sup>。

以上、女性相続人の結婚契約書を見てきたが、重要な点は、女性の家系が現在の不安定な状態を安定したものとするために、代襲相続を最大限に利用しようとしていることである。これは、地域も貴族間の階層の相違にも関係なく、一定の財を有する貴族層に幅広く浸透していた相続の手法であったといえよう。女性相続人の家系がとる代襲相続は、家系の実質的な財とあわせて家の名や紋といった象徴的なものをも女性の夫と子どもに継がせることで、夫の家系の代わりとなろうとする性質をもつ。そのため、夫の家系の代襲を要請する女性相続人の結婚契約書は、フォワ家のように女性側の家系の威信が相手のものより非常に高い場合や、ブルターニュの例にもあるように、年収にして約 2.5 倍の格差が認められる場合、つまり女性側が男性の家系より、はるかに有力な場合に作成されている場合に共通している。代襲を要求するために、女性相続人側は、通常よりも大きな降嫁婚を実践していたのである。

## 小括

代襲相続は、家系存続の危機に直面した貴族家系にとって、理想的な相続方法のように思われた。しかし、実践面から眺めてみると、女性相続人が要請した代襲は、完全には遵守されていない。実質的な財こそ代襲されるものの、象徴的な財の代襲には貴族家系は慎重であった。たとえば、自分たちが縁組した女性相続人の家系に、威信や収入の面で比較にならないほど劣っていたとしても、貴族家系は、家名や家紋の代襲には難色を示したのである。これは何を意味するのだろうか。ただ、そのためには、貴族の家産とその相続のあり方を整理しておく必要があるだろう。

代襲相続の例から分かることは、貴族の相続には、所領等の不動産や動産、夫婦の共有財といった実質的な財のほか、家名や家紋といった象徴的な財の 2 種の相続があったとい

うことである。筆者は前者を「実質相続」、後者を「象徴相続」と呼びたい。家系が女性の手に委ねられたとき、女性相続人側の家系が固執したのは「象徴相続」の方であった。というも、「象徴相続」を確保すれば、夫の家系の代襲に成功し、以後も女性側の家系がこれまで通り存続することになるからである。それは、女性の実の子どもによる継承になるので、生物学的にも血が絶えたことにならない、と理解された。つまり、家系内に女性しか残されなくなった場合、彼女の結婚によって家系が消滅するのを避けるためには、代襲相続を用いるのが、女性相続人の家系側にとっての理想であった。その場合、女性側の家系は非常に大きな降嫁婚をおこなう。通常の貴族相続の場合でも、娘が複数いる場合、彼女たちを結婚させる際には、母親の持参金を分割して使用することから、父親より年取の少ない貴族を夫にもつ、いわゆる娘たちの降嫁婚現象が生じることは、すでに第2節で確認したが、それでもこうした降嫁婚には暗黙裡の了解のようなものがあつたらしく、あまりにも家格に差がみられる降嫁婚は実践されなかった。ところが、女性相続人の結婚では、そのタブーさえもが取り払われているのである。研究者のなかでは、降嫁婚は考えにくかったとの指摘もある<sup>19</sup>。たしかに、「メザリアンス（身分違いの結婚）」と呼ばれる第二身分と第三身分の結びつきにおいては、そうかもしれないが、同じ貴族身分間では、降嫁婚は決して稀な例ではなかった。

女性相続人を輩出した家系が、そこまで継承にこだわり、また代襲相続を認めたにもかかわらず夫の家系が相続を拒んだ象徴財とはどのようなものだろう。次章では、貴族の名誉やアイデンティティを端的に表現する家名や家紋の問題をとりあげ、家系意識がどのようにあらわれているかを検討したい。

〈註〉

- 1 近世貴族の人口動態的問題に関してはミシェル・ナシエの研究に、社会流動性の問題に関しては、ドニ・クルーゼやエレヌ・ジェルマ＝ロマンの研究に詳しい。M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècles*, Paris, 2000.  
D.Crouzet, « Recherches sur la crise de l'aristocratie en France au XVIe siècle ; les dettes de la Maison de Nevers », *Histoire, économie et société*, vol.1, n° 1, 1982, pp.7-50. H. Germa-Romann, *Du « Bel Mourir » au « Bien Mourir », Le sentiment de la mort chez les gentilshommes français (1515-1643)*, Genève, 2001.
- 2 M.Nassiet, *op. cit.*, p.175.
- 3 *Ibid.*, p.176.
- 4 *Ibid.*, pp.48-49.
- 5 代襲相続については、プチジャンの研究が他の追随を許さない。M. Petitjean, *Essai sur l'histoire des substitutions du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Dijon, 1975. 同書、483 頁の中で著者は、考察対象となったフォレ地方で、貴族層は他のどの階層より代襲相続を好んで利用したと述べている。
- 6 J. Le Laboureur, *Les mémoires de messire Michel de Castelnau, Seigneur de Mauvissière*, Paris, 1659.
- 7 1559 年に 13 代エチエンヌと結婚したジャンヌ・ド・バジャックは一人娘であったが、相続人には指名されなかった。
- 8 M.Nassiet, *op. cit.*, pp.143-147.
- 9 Pasquier, *Inventaire historique et généalogique... de la branche Lévis-Mirepoix*, t.3, extrait de M. Nassiet, *op. cit.*, p.146.
- 10 コアラズ家をカステルノー一家と同格とみなし、代襲相続による両家の合併で年収が倍増したとした。また、物価の高騰率は、最低とされる 2 倍で計算した。
- 11 B.N.F., Fr 17557, f°137.
- 12 初代エペルノン公の人と生涯についてはラルカドの研究に詳しい。V. Larcade, « Comment le premier duc d'Epéron se fit prince d'Aquitaine (1587-1604) », *A la recherche de l'Aquitaine*, textes réunis par J. Pontet, J.-P. Jourdan, M. Boisson, Bordeaux, 2003, pp.170-204.
- 13 Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France...*, Paris, 1728, t.3, p.857.
- 14 Archives Départementales d'Ylle-et-Vilaine 23 J 112.
- 15 M. Nassiet, « Dictionnaire des feudataires des évêchés de Dol et Saint-Malo en 1480 », *Bulletin de l'Association bretonne*, 1990, pp.183-203, 1991, pp.265-296, 1992, pp.221-251.
- 16 Réformation de 1513, paroisse de Plouër, Bibliothèque Municipale de Rennes, Ms 192, I, 270.
- 17 Archives Départementales Loire-Atlantique E 3801.
- 18 「カトリーヌ・ド・ケディヤック、タダン女性領主、同タダン領主であったベルトラン・ド・ケディヤック殿の娘、ラ・ガレ領主ベルトラン・フェレと結婚、死亡日時の詳細は不明だが 1536 年 12 月 31 日以前ではある。娘のフランソワーズ・フェレが女性領主の座にいたのもわずかな間だけであった。1539 年 9 月 27 日以前に「子供を残さずに」死亡。(Bibl. nationale, Vaucouleur 7608)」 cité dans Michel Nassiet et Gérard Sevegrand, « Les montres de l'archidiaconé de Dinan en 1534-1535 », *Bulletin et Mémoires de la Société archéologique et historique d'Ille-et-Vilaine*, t.CV, 2002, p.39.

---

<sup>19</sup> D. Haase-Dubosc, *Ravie et enlevée*, Paris, 1999, pp.21-22.



## 第3章

### 家名と家紋

#### ——14世紀から17世紀フランス貴族の象徴財継承の成立過程——

##### 第1節 象徴財

1547年、ブルターニュ地方を代表する古い家系貴族であるラヴァル伯家の当主、ラヴァル伯ギィ17世・ド・ラヴァルが25歳で没したとき、彼には子どもがなかったため、この名門家系は存続の危機に直面した。苦肉の策として選択されたのが、ギィ17世の姪の中でもっとも年長のルネ・ド・リュウ（1524—1567）を、ラヴァル家の筆頭相続人として新当主にすえおくことであった。ルネは、母親がギィ17世の姉であるカトリーヌ・ド・ラヴァルであるために、ラヴァル家の血縁といえたが、母のものよりは幾分劣るとはいえ、これもまたブルターニュの名門家系である父系の家名であるリュウを名乗っていた。24歳でラヴァル伯家の当主に選ばれるまでは<sup>1</sup>。

貴族家系の子弟は、母方の家名よりも父方の家名を名乗る方が一般的である。娘たちについても同じで、彼女たちは、結婚しても夫の家名は名乗らず、独身時代と同じ父方の家名を名乗っていた。現にルネ・ド・リュウ自身、1540年16歳のときにすでに、ネル公ルイ・ド・サン＝ポールと結婚している。それでも、先々代ラヴァル伯の長女の娘にあたるルネ・ド・リュウは、伯領の正式な相続人となった1548年より、ラヴァル女伯ギィオンヌ18世・ド・ラヴァルを名乗るのである。ギィオンヌ（Guyonneと綴る）は、ギィ（Guy）の女性形である。名門ラヴァル伯家の当主は代々、始祖ギィの名前を冠していた。血統の正当性は、名という主に聴覚に訴える表象的アイデンティティの祖先との一体性によっても確認され得たからである。ルネ・ド・リュウがギィオンヌ・ド・ラヴァルと改名したことは、自身がラヴァル家の正当な後継者であることを自他ともに知らしめるために、自己のアイデンティティの変換をも受け入れたことの表明であるといえよう。

ルネ・ド・リュウの改名にさかのぼること8年、1539年にこれもラヴァル家の傍系にあたるシャトブリアン領主ジャン・ド・ラヴァル（1486—1542）は、一人娘と妻に先立たれ、子のないまま人生の終焉を迎えようとしていた。彼は、広大な所領を父系の親族にあ

たるモンモランシー家の当主アンヌ・ド・モンモランシーに譲渡することを遺言書で定める<sup>2</sup>。はるか昔、13世紀初頭の姻戚関係に拠をおくこの親族意識は、ラヴァル家が使用してきた家紋「黄金地に赤の十字で、四隅を4羽ずつの青のアレリオン（嘴と脚のない翼をひろげた鷲）を配し、十字上には銀の帆立貝5つをおいたもの」（図1）と、モンモランシー一家の家紋である「黄金地に赤の十字で、四隅を4羽ずつの青のアレリオンを配したもの」（図2）とのきわめて明白な類似性によって代々培われてきたといえよう。紋章もまた血統の連続性を、今度は主に視覚に訴える表象的アイデンティティによって証明する役割を果たしていたのである。

貴族のアイデンティティ形成に関しては、デュビイが、すでに11世紀以降の中世貴族において「封土の下賜が世襲の性格を強めてくるようになり、出生順のきまりに則った父から息子への移譲が恒常的におこなわれるように」なること、そこから親族集団を父系の縦のラインで捉える家系意識が登場することを指摘している<sup>3</sup>。また、ハーリヒも、12-13世紀頃からエリート層を中心に父系の家系意識が登場したことの理由として、封建制統治領が確立し、エリート層の主たる財が土地へと変化していったこと、彼らにとっての理想は、その所有地の面積を保ち、完全保全につとめることであったことを、指摘している<sup>4</sup>。つまり中世半ばの貴族階級にとって、支配領域の継承という行為こそが自己認識を形成していったといえよう。城を中心とした貴族の支配領域は、貴族の財として、とりわけ相続には神経が注がれた。その重要性は、貴族には貴族特有の財産相続の方法が確立されていたことから明らかである。くり返せば、「貴族の相続（*partage noble*）」とよばれる貴族独特の相続法は、「長子相続、男子優先、父祖除外」の封建法の3原則に則ったものであった<sup>5</sup>。長男以外の子どもたちにも僅かばかりの取り分が定められていたが、地方によっては、家系の全財産の4/5を独占できる長男とくらべて、弟や姉妹たちは残りの財を分割しなければならなかった<sup>6</sup>。さらに多くの場合、まとまった金銭と引き換えに、弟や姉妹たちに相続権の放棄を認めさせている。こうした相続の方法を用いることによって、貴族は支配領域の細分化を回避するとともに、父系の親族の紐帯を強く意識させ、家系の連続性を喚起させたことは、第1章でも確認したとおりである。

その一方、本章の冒頭でみた貴族家系の名や紋章といった表象的なものもまた、血の正統性、連続性を訴えるものとして、貴族家系のアイデンティティを培う重要な要素となる。所領が貴族の実質的な財とすれば、名や紋章は貴族の象徴的な財に属するものといえる。これらが、ルネ・ド・リユーやジャン・ド・ラヴァルのふるまいを規定していたのである。

ところで、1556年3月26日に発布されたアンボワーズの勅令は、これ以後、国王による特許状なくしては貴族が自身の家名と家紋を変更することは認められないとするものであった<sup>7</sup>。貴族層内で乱用されてきた家名や家紋の半ば無秩序な状態を改善すべく王権は、勅令を発布したのである。逆にいえば、16世紀半ばまで、貴族の家名と家紋に関するルールはなかったのであり、彼らは自分たちの意のままに自らの家名と家紋を選択しえた。要するに、父系のアイデンティティを形成する「長子相続、男子優先、父祖除外」の貴族相続の原則は、これら象徴財の継承には適用されなかったのである。

とはいえ、家名と家紋の継承において、もっとも頻繁にみられたのは、長子への父系の名と紋章の移譲であった（これを単一父系継承と呼ぶ）。もちろん、これは絶対ではない。長子が家名には父のもの、家紋には母のものをとること、あるいはその逆は、何例も確認されているからである（これは共系継承の例である）<sup>8</sup>。さらに、母系の家名と家紋の譲渡となる単一母系継承も確認される。支配権を相続する長男の系統を中核として、男系的 *agnatique* な親族集団が形成された<sup>9</sup>一方で、父系の親族意識とはまた別の意識が、家名と家紋の継承からはみえてくる。

それでは、男系だけでなく、共系や母系が認められる家名や家紋の継承は、貴族の家系意識にどのように作用したのだろうか。貴族が、家名や家紋の譲渡にどのような継承様式を選択したのかを探ることは、彼らの家系に対する見方を知る手がかりになる。単一父系継承ではなく、共系継承を選択した理由、あるいは、単一母系継承を選択した理由は何だろうか。本稿では、この問題を探りながら、貴族家系が家名と家紋に見出した意味づけを考察したい。

## 第2節 家名と家紋の規範

貴族の家名と家紋の受け継がれ方には、どういった決まりごとがあったのだろうか。ここでは、貴族の名前と紋章とはどういったものか、具体例をあげて規定することからはじめたい。

### (1) 名のルール

一般的に、近世のフランス貴族は、各人を特定する名を3つ有した。第一は、姓に対応

するものとしての名前 (prénom) である。12世紀まで、各人はこの名前とそれに形容するあだ名しか有していなかった<sup>10</sup>。この名が次第に洗礼名として認識されるようになってくる。また、こうした名前は、代父や代母といった名付け親によってつけられることが支配的であった。有名な例では、15世紀前半、ジャンヌ・ダルクは代母として、フランス国王やオルレアン公の忠臣の子どもたちにシャルルという名前をつけている<sup>11</sup>。

つぎに、第二の名は、所領名 (nom de terre) である。所領には封土としての格付けがなされていたので、領主は封土の格に対応した名称で、呼ばれることとなる。複数の支配領域を有する貴族は、多くの場合、彼らの筆頭所領の名称を自身の名として選択した。このため相続によって所領を得た弟たちは、兄との差別化および独立の証として、この所領名を家名に用いることが多い<sup>12</sup>。そうした弟たちは傍系家系の始祖となるのである。ラヴァル家の例でいえば、ラヴァル伯あるいはラヴァル女伯と呼ばれるのは、ラヴァル伯領を筆頭の所領に有するラヴァル家本家の当主だけである。シャトーブリアン領主ジャン・ド・ラヴァルの父親はラヴァル伯の次男であったにもかかわらず、包括相続人であった母親からシャトーブリアン領を相続したゆえに新しく家門をひらいた。それ以後、彼および息子は、同じラヴァルの人間でもシャトーブリアン領主と称され、ラヴァル伯とは区別される。

最後に第三の名は、祖先の名にあたる姓 (surnom) である。多くの場合、姓は家名とみなされる。姓は、所有する所領と必ずしも一致するわけでないことは、シャトーブリアン領主ジャン・ド・ラヴァルがラヴァル姓を名乗っていることから明らかである。それでも、多くの姓が、現在と過去を含めた家系の支配権の中心地、とりわけ筆頭所領の名称から生じている事実は見逃せない。

ここまで述べてきた3つの名の使われ方を、ジャン・ド・ラヴァルが同族意識をもっていったモンモランシー家の例をとって説明する<sup>13</sup>。モンモランシー家は16-17世紀において、もともと有力な門閥貴族のひとつである。ところで、10世紀のモンモランシー家の当主は、ただブシャールとだけ呼ばれていた。ブシャール2世が、「モンヌ・マウレンキウス (Mons Maurencius)」という土地に新しく城砦を建設したことが、彼を初代の「モンモランシー領主 (sire)」と呼ばせることとなる。ブシャールの名前は13世紀後半頃まで当主の名前であり続けたが、13世紀から14世紀にかけてはマテューの名前が三世代続く。しかし、マテュー5世の代で家督が傍系へ移ってからは、当主の名前に連続性はみられない。さて、この一族のなかで、もともと著名な人物で、16世紀中葉に活躍したアンヌ・ド・モンモランシーは、フランス大元帥 (connétable) と称されるだけでも特定されうるが、正式

の名称は、Anne, duc de Montmorency (モンモランシー公アンヌ) である。彼には、成人した男子が5人いた。長男の名は François, duc de Montmorency (モンモランシー公フランソワ) であり、次男は、兄が死亡したことにより、同じくモンモランシー公を名乗り、Henri, duc de Montmorency (モンモランシー公アンリ) と呼ばれた。三男は Charles de Montmorency, seigneur de Méru (メリュ領主、シャルル・ド・モンモランシー)、四男は Guillaume de Montmorency, seigneur de Thoré (トレ領主、ギョーム・ド・モンモランシー)、五男は Gabriel de Montmorency, baron de Montbérón (モンベロン領主、ガブリエル・ド・モンモランシー) である。このように、各人を特定するのは、領地名と名前と家名である。領地名と家名が重なるときは、ふたつは繰り返されないが、異なるときは、モンモランシーの姓を領地名の前に掲げる。同一の家名を有することで、親族意識の絆が形成されていったのである。

なお、貴族女性に関しては、女性相続人でない場合は、自身の名前と出身家系の姓とともに夫の所領名がつけ加えられた。未婚者には所領名がつかないのが一般的である。女性相続人は、ルネ・ド・リュウのように改名するような例は稀で、自身の出自の所領名と名前と姓を名乗るのが常であった。

## (2) 紋章のルール

次に紋章のルールをみてみよう<sup>14</sup>。紋章は、多くの場合は盾の上、もしくは軍旗の上に、紋章図形 (charges) と地 (champ) との組み合わせで表わされる。まず紋章図形であるが、これは抽象図形 (pièce) と具象図形 (meubles) のふたつに大きく分けられる。地の中央に置かれる具象図形は、紋章の基本の意匠 (figures) となる。次に地であるが、これは原色 (émail) のことである。地には色地 (couleur) と金地 (métal) そして毛皮地 (fourrure) の3つがある。色地は、赤、青、緑、紫、黒の5色、金地は黄金と白銀の2色、毛皮地はアーミン (白てん) 柄とヴェール (シベリアリス) 柄の2種がある。色合わせには、厳しい規則がある。たとえば、色地に色地の図形、金地に金地の図形や、毛皮地に毛皮地の図形という組み合わせは違反になる。

ところで、地それ自体が意味を有することがないのに対して、図形の中でも具象図形は、家名の音声的類似から派生することもあった。(たとえば、ラ・トゥール家 (La Tour) の「塔 (tour)」の紋章や、クール家 (Coeuret) の「3つの心臓 (coeur)」の紋章である<sup>15</sup>)。つまり、紋章は「語る」ことができるのである。ちなみに、ナシエの指摘によれば、紋章には言語学でいう記号素と音素の「二重文節」の特性がある<sup>16</sup>。紋章がこのように言葉と

同じ性格をもつとすれば、それは何かを意味し、伝達する手段となるということである。紋章は何を意味するのだろうか。それを知るためには、まず紋章の用いられ方をみていく必要がある。

19世紀後半に、ブルターニュ地方の貴族家系の家紋を研究したド・クルシィは、紋章は12世紀以前の使われ方は不明であり、それが一般的に使用されるようになったのは13世紀からである、と指摘している<sup>17</sup>。たとえば、11世紀後半に製作された有名なバイユーのタペストリーには、70メートルの長さにわたって、イングランド侵攻に参加したノルマンディの騎士たちが描かれているが、彼らの衣服の上には、いかなる紋章も認められない。12世紀になると、領主階級がそれを使用するようになるが、当初は個人が恣意的に自身の印として身につけたものであった。子孫が受け継ぐものという認識はまだない。その証拠に、ド・クルシィによれば、14世紀においても同一の家系において紋章の変更は頻繁にみられた。そのことは、18世紀にフランス貴族の家系史書を著したアンセルムやモリスも述べている<sup>18</sup>。例をあげよう。先ほどから何度も例として登場するラヴァル家では、現存する1281年の印璽に、「赤地に黄金のレオパール（顔を正面に向けた歩く姿の獅子）」が押されている（図3）<sup>19</sup>。けれども、16世紀に彼らが使用した紋章はそれとは違っていた（図1を参照）。

さらに12、13世紀においては、同一人物が使用する紋章でさえ変化する。たとえば、ブルターニュの家系貴族ロアン家においては、1194年、当主である副伯アランは、ボンルポ修道院の建立の勅許状に「バンド」と呼ばれる斜め帯の紋章を使用している（図4）が、その同シアランが1204年に使用した印璽は、「雲形の縁に獅子」に変わっている（図5）。アランの長子ジョフロワは、1216年の勅許状には、父と同じ「雲形の縁に獅子」の紋章で封印をほどこしているが、1222年になると、よく知られる「赤地に黄金の9つ菱」のロアン家の紋章を使用する（図6）<sup>20</sup>。

ここでは、二家系の例しかあげなかったが、紋章は当初は個人の印として機能し、子孫に受け継がれるものではなかった。それが祖先の記憶と結びつけて考えられるようになるのは、繰り返された十字軍遠征の結果である、とド・クルシィは述べる<sup>21</sup>。第一次十字軍遠征時に、もっとも高位の領主層が印した紋章のような意匠が、次第に下層の貴族層へと広まっていったのである。「十字軍騎士の息子たちは、彼らの家系の中に、聖戦に参加したという記憶を永久にとどめるために、父親たちの高名な印を彼らで護り、子孫たちへ譲渡することを望んだのである」<sup>22</sup>。ド・クルシィによれば、紋章は、個人的なものから、徐々

に祖先の記憶をとどめるものとして代々受け継がれていったのである。子孫に譲渡するものとなってからは、家紋は家名と同様、個人を表象すると同時に、世代を超えて家系の連続という概念を示す役割をもつこととなる<sup>23</sup>。

### 第3節 表象としての家名と家紋

ド・クルシイの研究を受けついだナシエは、少なくとも14世紀頃から、紋章は家系を意味するようになったと強調する<sup>24</sup>。では、紋章が家名を表す言語的な伝達手段となり、また世代を超えて継承されるものと認識されるようになったとき、貴族は紋章をどのように利用したのだろうか。本節では、貴族が紋章に求めた役割や意味を検討したい。

#### (1) 領地の要求

『フランスの紋章システム』を著したマテューは、紋章を家系の印としてのほか、封土の印としても捉えた。というのも、領主が新たに封土を欲するとき、その所有の正統性を示すために、「家系の紋章を捨てて、封土の紋章を採択する」こともあったからである<sup>25</sup>。

とはいえ、ここでマテューのいう「封土の紋章」とは、くだんの封土を所有する、あるいはかつて所有していた家系の紋章とみなしてよいだろう<sup>26</sup>。1448年、オルレアン公シャルルがミラノ公領の所有権を主張したとき、彼がオルレアン家とヴィスコンティ家の四分割紋を使用したのも、そのことを証明する(図7)。オルレアン公は、ミラノ公領の支配者であったヴィスコンティ家の紋章を、オルレアン家の家紋に組み入れることで、ミラノ公領は自身のものであると宣言したのである<sup>27</sup>。

紋章の四分割紋への改変を、オルレアン公が用いたのと同じ意味で使用された例は、1290年頃から15世紀を通じて、とりわけ14世紀に頻繁にみとめられる<sup>28</sup>。たとえば、1291年南フランスの大領主であったフォワ伯ロジェ＝ベルナル3世は、ベアルン副伯領の女性相続人であった妻の遺言書を盾にしてその広大な土地の領有を主張したとき、自身のフォワ家の紋章にベアルンの2頭の雄牛の紋章を加えて四分割紋とした。このフォワとベアルン(家)の四分割紋は、以後フォワ家の当主が用いる家紋となる(図8)。また他の例では、1308年、テュレンヌ副伯レモン7世の一人娘と結婚したベルナル・ド・コマンジュが、紋章をテュレンヌとコマンジュの四分割紋に変えたのは(図9)、テュレンヌ副伯の

傍系親族との領地争いが背景にある。

領地の要求を意味する四分割紋の例は、列挙にいとまがないほどだが、そのすべてに共通するのは、ある家系が新しい領地の獲得を主張して、反対にあったとき、この紋章が採用されたことである。領地の獲得の正統性を、血による正統性の主張に変換するには、家系を視覚に意識させる紋章を利用するのがとても有効な手段として機能したのである。もっとも、そのためには、妻あるいは妻の祖先がその領地の正統な相続人であるという前提のほか、紋章が夫の家系と妻の家系の姻戚関係を表していることも必要であった。つまり、女性相続人を輩出した家系との姻戚関係を誰の目にも明らかにする必要があったのである。その場合、紋章は、すべて四分割紋であることにも注目したい。

## (2) 姻戚関係

フランスで14世紀半ばに大貴族層が、ついで15-16世紀には小貴族層が多用する組み合わせ形式の紋章には、これまで考察してきた四分割紋のほか、二分割紋がある。これは、盾形紋を縦に垂直に等分に区切り、右と左で異なる家系の紋章を組み合わせたものである。四分割紋は、この二分割紋をさらに横で水平に区切り、4つの区画を生じさせるが、2つの家系のそれぞれの家紋が占める面積が同等であることに違いはない。違いがあるとすれば、紋章の所有者についてだろう。二分割紋の所有者は、14世紀末以降は、ほとんどの場合が既婚女性である<sup>29</sup>。

例をあげてみよう。14世紀末に、ピエール・デュ・ゲ克蘭の娘ティフェーヌが使用した紋章が残っている(図10)。この二分割紋のデクストル(向かって左側)は、彼女の夫、ボーフォール領主、ベルトラン・ド・シャトーブリアンのシャトーブリアン家の「散らした百合花」の紋章である。そしてセネストル(向かって右側)は彼女の父親のル・ゲ克蘭家の「双頭の鷲」の紋章である。この結婚から下ること四世代、ボーフォール領主ジャン(1世)・ド・シャトーブリアンは1468年にジャンヌ・デスピネと結婚した。そして、ブルターニュのサン＝クーロム教会にあるジャンヌの墓石に彫られた紋章もまた二分割紋である(図11)。デクストルは、夫の家系であるシャトーブリアン家のものである。ただしこの場合には、「散らした百合花」だけでなく「双頭の鷲」との四分割紋となっている。このことから、ベルトラン・ド・シャトーブリアンとティフェーヌ・デュ・ゲ克蘭の子孫は、ティフェーヌの使用した二分割紋を四分割紋に変えたものを、シャトーブリアン家の紋章として採択したことがわかるのである。また、この紋章のセネストルは、先の例と



同じく紋章の持ち主である女性側の出身家系の紋章であるが、こちらも四分割紋である。エスピネ家の「獅子の横姿」の紋章とモンターバン家の「菱にレイブル」の組み合わせは、ジャンヌ・デスピネの両親であるリシャール・デスピネとベアトリクス・ド・モンターバンの1435年の結婚を想定させる<sup>30</sup>。つまり娘のジャンヌは両親の紋を四分割にして、これをエスピネ家の家紋としてシャトーブリアン家へ嫁いできたと考えられるのである。貴族女性が結婚したとき、彼女は父親の紋章に夫の紋章を組み合わせ、二分割紋をつくりだし、その所有者となるのが一般的であったようだ。ただし、この二分割紋はそのまま子孫に継承されることはない。継承される場合は四分割紋に置き換えられるのである。

こうした例のうち、その持ち主が著名な人物であるがゆえに、典型とされるのが、アンヌ・ド・ブルターニュの紋章である（図12）。1498年に夫シャルル8世が没し、新たにフランスの王位についたルイ12世と翌年1月に再婚したブルターニュ女公アンヌ・ド・ブルターニュが使用した紋章は、まさにフランス王家とブルターニュ公家の二分割紋であった。1498年アンヌがブルターニュで鋳造させた貨幣には、彼女の二分割の紋章が、身にまとう衣装の上に鑄られている。デクストルはフランス王家の「百合花」の紋章、セネストルは彼女の出自であるブルターニュ公家の「アーミン」の紋章である。また、貨幣の外周を囲むようにしてANNA.D.G.FRAN.REGINA.ET.BRITONUM.DUCISSA（神のご加護によりフランス王妃でありブルターニュ女公たるアンヌ）というラテン語が彫られている。つまり紋章と同様に、所領名である第二の名前も新たに追加されるのである。アンヌの場合は、フランス王妃という名が加わったが、前述のティフェーン・デュ・ゲ克蘭やジャンヌ・デスピネの場合、ボーフォール領主夫人という第二の名が追加される。

紋章にもどろう。ここでは、アンヌ・ド・ブルターニュとルイ12世の結婚から生まれた娘クロード・ド・フランスの使用した紋章を検討してみよう。彼女がフランス王妃となった1515年から没する1524年までのあいだに使用した紋章も、やはり二分割紋であった（図13）。デクストルは、夫フランソワ1世が使用するフランス王家の「百合花」の紋章、そしてセネストルは彼女の母親が使用したフランス王家とブルターニュ公家の二分割紋を四分割に変形させたものである。ここでも女性は、結婚時に夫の家系の紋章をデクストルに、自身の出自を表す紋章をセネストルに組み合わせ、二分割紋をつくりだし、自らの紋章とするのである。ただその子孫たちが二分割紋を継承する場合は、そのまま二分割紋とはせず、やはり四分割紋とする。

二分割紋が二家系の婚姻の結びつきを意味すると考えられるように、この二分割紋が変

形した四分割紋は、その姻戚関係から生じた子孫たちが使用していることから、神によって認められた正式な結婚から生まれた両家系の正統な後継者と表しているといえよう。現にフランソワ1世とクロード・ド・フランスの長男である王太子フランソワが1533年に使用した紋章は、四分割紋であり、向かって左上の1画と右下の4画には、父親のフランス王家の「百合花」の紋章とフランス王太子を表す「イルカ」<sup>31</sup>の紋章の四分割紋を、向かって右上の2画と左下の3画には、母親の出自をあらわすフランス王家とブルターニュ公家の四分割紋が組み込まれている（図14）。彼はフランス王太子であると同時にブルターニュ公でもあった。

以上のことから、諸侯たちが、姻戚関係を大義名分として領地を要求したとき、自身の紋章を四分割紋に変えるのは、婚姻による結びつきと自分が正統な後継者であることを世間に広く知らしめるためだったことが判明する。四分割紋には、紋に現れる家系の姻戚関係と正統の後継者という「意味づけ」があるので、諸侯たちはそれを逆手にとって、祖先の、ときにははるか昔の結婚まで持ち出して、姻戚関係を広く思い出させ、領地の後継者は自分であること、つまり領地の要求はまったく正当であることを訴えたのである。

#### 第4節 女性相続人の家名と家紋の継承

フランス貴族の名前と紋章の継承の形には、単一父系継承、共系継承、単一母系継承の形式があることは、本章の第1節でも述べた。前節で確認した組み合わせ形式の紋章の使用は、共系継承のひとつのかたちであろう。こうした象徴財は、家系の包括相続人となった女性が結婚によって夫の家系へ持ち込み、子孫たちによって夫のものと融合され、再分配される。そのような点で、その性格は、所領を中心とした実質財の性質と類似する。ここでは、包括相続人となった女性を介する家名と家紋の継承の仕方をより詳しくみていくことにする。

20世紀のフランスを代表する紋章学者であるマックス・プリヌは、女性相続人の結婚後の家紋の継承が、基本的には共系継承と単一母系継承のいずれかであることをいち早く指摘した<sup>32</sup>。この論点に着目し、女性相続人の家名と家紋継承のパターンを分類したのが、ナシエである。彼は、アンセルムなどの貴族の家系史書において確認できる13世紀から15世紀までのあいだの女性相続人を介したことによる家紋の変化を、年代と出典、それが

誰と誰の結婚によるものであるのかを明記したうえで、①単一母系継承、②共系継承 A (家名と家紋のどちらかを父系継承、どちらかを母系継承で受け継ぐ)、③共系継承 B (女性相続人を介して子孫へ四分割紋が継承される)、④共系継承 C (女性相続人を介して子孫へ二分割紋が継承される) の 4 パターンに分類した<sup>33</sup>。

もっとも例が多いのは、③のパターンで 40 例ある。年代別には 13 世紀に 2 例、14 世紀に 24 例、15 世紀に 14 例である。次に多いのが、①で、13 世紀に 1 例、14 世紀に 20 例、15 世紀に 9 例の 30 例である。第 3 位は④であるが、このパターンは 14 世紀後半にはほとんど見られなくなる。もっとも少ない②は、5 例のみである。13 世紀に 2 例、14 世紀に 1 例、15 世紀に 2 例である。このような分析結果からは、近世に入るまでの貴族家系の女性相続人の家名と家紋の継承の仕方では、四分割紋に家紋を変化させる形での共系継承がもっとも受け入れられていたといえる。しかし、単一母系継承も決して珍しい継承方法ではなかった。それが意味するのは明白で、家名や家紋を残すことによって、家系の永続性を実現させようとしたと推測できる。

ところで、ナシエのこの分類で使用した史料に注意を払うと面白いことがわかる。というのも、女性相続人の家系が家名や家紋の単一母系継承をとった場合は、女性相続人の結婚契約書や彼女を相続人と定める人物の遺言書のなかで、この継承があらかじめ明記されることが多いのが、はっきりと確認されるからである。①の 30 例のうち、条項に明記されているものは 17 例 (56.7%) あるのに対して、残りの共系継承すべてを足した 52 例のうち、条項に記されていたことが確認できたのは、3 例 (5.8%) のみである。第 1 節でも触れたように、家名や家紋に関する法的な制約は、1556 年のアンボワーズの勅令が發布されるまでなかったため、変更は自由におこなえたはずである。現に女性相続人を迎え入れた家系は、領地を要求できる機会があるとみるや、四分割紋に家紋を変化させた。それと比較すると、単一母系継承の場合は、あらかじめ条項に定めないと受け入れられにくかったのであろう。したがって、女性相続人の家名や家紋の単一母系継承は少なくないとはいえ、貴族の心情的には共系継承のほうが好まれたといえよう。それは当然のことで、単一母系継承を受け入れれば、今度は父系の家名や家紋が犠牲となるからである。

それでは、家名や家紋の変更が自由におこなえなくなった 1556 年以降、それらの継承はどのように変化したのだろうか。第一に、単一父系継承がこうした継承方式の主軸となることは明らかであろう。第二に、しかしその場合には、相続人に女性しかいなかった家系は、「家系の永続性」をもとめて、単一母系継承が受け入れられるさまざまな手段を模索

するに違いない。そうした手段が、結婚の契約条項として文書に残されることは、1556年以前の例からみても明らかであろう。家系の意志が、そこにはあからさまに映し出されるからである。そこで、ここからは、1556年以降の女性相続人の結婚に際して、家名や家紋といった象徴財に関する条項が記載されている契約書から、その継承の仕方を分析し、家名と家紋の位置づけとそれがもつ意味を改めて検証したい。

使用する史料は、1556年以降の女性相続人の結婚契約書で、象徴財の継承方法について言及されているものを取り上げる。この条件にあてはまる上で、確認しえた結婚契約書は、1557年から1645年間の9通6名分であった<sup>34</sup>。17世紀のものは1通しか発見しえなかった。その事実も重ねあわせて、ここでは9通の結婚契約書を使用する。下記の表1は、6名の女性相続人の名と生没年を記したものである。

表1 女性相続人の名前と生没年

(1)	エストゥトヴィル女公 マリ・ド・ブルボン	1539-1601
(2)	ブラン女性領主 ルネ・ダヴェルトン	1545-1603
(3)	サリュース女性辺境伯 カトリーヌ＝シャルロット・ド・サリュース	?
(4)	カンダル女伯 マルグリット・ド・フォワ	1567-1593
(5)	スダン女性宗主 シャルロット・ド・ラ・マルク	1574-1594
(6)	ロアン女公 マルグリット・ド・ロアン	1617-1684

注目すべきは、彼女たちの出身家系が王族と姻戚関係が結べるほどの大諸侯クラスだったことである。家名と家紋の変更を国王の特許状によって承認されるには、このクラスの貴族階級以上となると推定される。6名の女性相続人のうち、筆頭所領が単なる領地であるのは(2)のルネ・ダヴェルトンだけである。その彼女の年収でも25,000リーヴルあり、包括相続人として所有するメーヌ地方にある所領は、606,000リーヴルの価値があったと推測される<sup>35</sup>。(6)のマルグリット・ド・ロアンにいたっては、年収だけで100,000リーヴルあるといわれた<sup>36</sup>。これについては、15-16世紀ブルターニュ地方のドルとサン＝マロとヴァンヌの各司教区で、3,000リーヴルを超える年収があった貴族は1,304人中、1人だけであった<sup>37</sup>事実と比較しても、彼女たちの富裕ぶりがうかがい知れる。

次の表2は、彼女たちの結婚年と、配偶者の名および彼らの生没年を記したものである。上記(1)のエストゥトヴィル女公は3度結婚し、(2)のブラン女性領主は2度結婚した

ので、それぞれの夫たちの番号は (1-1)、(1-2) のように記した。

表2 表1 女性相続人の結婚年および配偶者とその生没年

(1-1)	1557	ソワッソン伯 ジャン・ド・ブルボン	1528-1557
(1-2)	1560	ヌヴェール公 フランソワ・ド・クレーヴ (再婚)	1540-1562
(1-3)	1563	ロングヴィル公 レオノール・ドルレアン	1540-1573
(2-1)	1564	ユミエール領主 ジャック・デュミエール	?-1579
(2-2)	1582	セリヤック領主 ジャン=フランソワ・ド・フォドア (再婚)	?-1609
(3)	1586	ユザ副伯 ジャン・ド・リュル	1560-1615
(4)	1587	エペルノン公ジャン=ルイ・ド・ノガレ・ド・ラ・ヴァレット	1554-1642
(5)	1591	デュレンヌ副伯 アンリ・ド・ラ・トゥール	1555-1623
(6)	1645	サント=オレ領主 アンリ・シャボ	1616-1655

この表2からも興味深い事実が浮かびあがってくる。第一に注目されるのは、配偶者同士の家格の釣り合いだろう。(1-1) から (3) までは、王族同士、領主同士、イタリアとの関係が深い諸侯同士の結婚と、ほぼ釣り合いがとれているように思われる。(4) から (6) は、明らかに女性相続人の所領の格のほうが高い。ただ、(2-2) に関しては注意が必要である。ジャン=フランソワ・ド・フォドアは次男だったので、所領による資産をもたなかった。つまり、(2-2) の結婚には非常な格差があったのである。第二に注目したいのは、女性相続人の再婚相手には、同じ再婚者が選ばれていることである。表2に現れる2人の寡夫は、1度目の結婚によって、すでに自身の後継者を得ていた。この事実は、女性相続人側にとって好都合となる。というのも再婚から得た子どもたちが、家名と家紋の単一母系継承をおこなうのに、夫側の忌避感が取り払われるからである。彼女たちにも一度目の結婚から子どもができなかった危機意識がある。自身の家系の存続を強く願う気持ちは、すでに後継者のいる寡夫を配偶者に迎える傾向を生み出すのである。結論的にいえば、女性相続人の配偶者として、女性側が子どもたちに家名と家紋の単一母系継承を主張しやすい相手選ばれているといえる。

それでは、実際に女性相続人側は、結婚契約書のなかでどのように家名と家紋の存続を主張していたのだろうか。以下の表3は、全9通の結婚契約書から家名と家紋の継承に言

及されている箇所を分析して、女性相続人側が望んだ継承方法を記すとともに、実際にその条項が守られたのか、子孫の選択した継承方法を示したものである。(――は子どもが生まれなかったか、死亡したケースである)。

表3 結婚契約書に言及される家名と家紋の継承法と実際の継承法

(1-1)	1557	子孫すべての共系継承	――
(1-2)	1560	初婚の男子が死んだ場合：長男の共系継承、次男の単一母系継承 初婚の男子がいる場合：長男の単一母系継承	――
(1-3)	1563	長男の共系継承	単一父系継承
(2-1)	1564	長男の単一父系継承、次男の単一母系継承	一人息子による単一父系継承
(2-2)	1582	長男（長男が死ねば次男）の単一母系継承	単一母系継承
(3)	1586	男女を問わず第二子の単一母系継承	長男の共系継承
(4)	1587	長男の単一母系継承	共系継承
(5)	1591	長男の単一母系継承、次男以下は共系継承でも可	――
(6)	1645	長男の単一母系継承	共系継承

この表3からもわかるように、すべての結婚契約書に共通するのは、(1-1)「くだんのトゥトヴィル家（ママ、以下同）の名と叫び声と紋章の保護と永続性を求めて」や(6)「ロアンの家名を維持し保護するため」等の文言が端的に示すように、家名や家紋の存続が家系の存続と同一視されていることである。先に配偶者間の釣合いが取れていると判断した例(1-1)、(1-3)、(2-1)、(3)では、女性相続人側は、家系の永続性を共系継承で実現しようとする。以下にそれぞれの文書を記しておきたい。

(1-1)「この未来の結婚から生まれるすべての子どもたちは、トゥトヴィル家の紋章そのままを、ソワッソン伯がいまは亡き我らの従兄弟である父のヴァンドーム公から譲り受けた紋章と等分割して用いる。そのさいは、いかなる取り除きも付け加えも、融合も

認めない」。

(1-3)「ロングヴィル公は、トゥトヴィル家の紋章と自分のものを四分割紋にし、くだんの結婚が完遂したあとは、ロングヴィル公でありトゥトヴィル公であるレオノールと名乗る。子どもに関しては男であれ女であれ（中略）くだんのロングヴィル公の家名と家紋だけをいっさい損なわせることなく、トゥトヴィル家のそれに加えたものを長男が受け継ぐ。直系が絶えた場合には、傍系がくだんの名前と紋章をとり、「オルレアン＝トゥトヴィル」を名乗る」。

(3)「神のご加護によって我が娘に子孫が与えられたときには、彼女から生まれる第二子がサリュースの家名と家紋をもつことを我は望む」。

それとは対比的に、女性相続人の家格が明らかに高いと判断された残りの例では、おしなべて長男の単一母系継承が要求されている。それぞれの要求は以下のとりである。

(2-2)「くだんの長男とその子どもたちによって、アヴェルトンの家名と家紋と叫び声は永遠に維持されるものとする。また、この長男が子どもを残さずに死亡した場合は、次男からその長男へ、できない場合は次男、三男と順番に（中略）同じくアヴェルトンの家名と家紋と叫び声が維持されるものとする」。

(5)「長男はラ・マルクの家名と家紋を、変更を加えずに使用すること、次男以下の子どもたちは、望むならば、ラ・トゥール＝ラ・マルクのそれを使用すること」。

(6)「両家系は、この結婚から生まれる長男がくだんのロアン家の名前と紋章をこれまで通りに使用することを取り決め、認証する」。

また、単一母系継承をなんとか成立させようとする家系側の意志は、すでに跡継ぎのいる寡夫との結婚契約書のなかにみてとれる。

(1-2)「ヌヴェール公は、トゥトヴィル家の紋章と彼のものをこの結婚の完遂後ただちに四分割紋とし、ヌヴェール公およびトゥトヴィル公フランソワと名乗ることとする。また姓を示す必要がある場合には、くだんの名称とともにド・クレーヴ・ド・トゥトヴィルと名乗ることとする。さて、（中略）初婚で生まれた男の子どもたちあるいは彼らの子どもたちが男子の後継者を残さずに没した場合は、この再婚から生まれてくる長男がトゥトヴィル家の紋章と我が従兄弟殿のものを四分割紋として掲げ、我が従兄弟殿が亡くなるまで使用する姓を名乗ることとする。またこの再婚から生まれてくる次男は、トゥトヴィ

ル家の家名と叫び声と完全な紋章を使用し、また初婚で生まれた男子あるいは男子の子孫がいるときには、この再婚から生まれてくる長男がトゥトヴィル家の家名と叫び声と完全な紋章を使用することとする」。

それでは、この条約は実際に効力をもったのだろうか。彼らの結婚から生まれた長男の使用した名と紋章をアンセルム等の史料を手がかりに、確認してみよう（次表を参照）。

表4 表1 女性相続人の長男の用いた紋章

(1-3)	ロングヴィル公、ヌ フシャトー宗主 アンリ・ドルレアン	フランス王家の紋章に銀のレイブルとペリの入るオルレア ン＝ロングヴィル家の紋章（図15）
(2-1)	ユミエール領主 シャルル・デュミエ ール	未確認
(2-2)	ブラン伯 フラン ソワ・ダヴェルトン	赤地に銀で3本の細帯の入るアヴェルトン家の紋章
(3)	サリュース辺境伯 オノレ・ド・リュル ＝サリュース	フランス王家とサリュース家の二分割紋の中央上にリュル 家の紋章（図16）
(4)	カンダル伯 アン リ・ド・ノガレ・ド・ ラ・ヴァレット、別 名ド・フォワ	紋章を四分割し1画にカスティリヤ王家とレオン王家の四 分割紋、2画にナヴァール王家とアラゴン＝シチリア王家 の四分割紋、3画にアルブレ家の紋章、4画にエヴルー家と ノガレ家の二分割紋、中央上にフォワ家とベアルン家の四 分割紋（図17）
(6)	ロアン公 ルイ・ ド・ロアン＝シャボ	1画と4画がロアン家、2画と3画がシャボ家の四分割紋 （図18）

この表4からわかるのは、女性相続人側の希望が通ったのは(2-2)の1例だけだったことである。その他の例からみえてくるのは、父系と母系の家名と家紋を組み合わせた共系継承の使用がますます多くなったことである。1556年以前と明らかに違うのは、家格の不



平等な結婚であるにもかかわらず、共系の継承法が好まれるようになることである。

女性相続人側の家系は、「家系の永続性」を表す意味づけを家名と家紋に求めた。彼らは家系の存続を求めるがゆえに、家名と家紋を残そうとした。その際とられる手段には、共系継承と単一母系継承の2種類があったが、単一母系継承は、家名と家紋の変更を禁止する勅令が発布された1556年以後になると、ほとんど機能しなくなる。それとは逆に、結婚契約書には、以前にはわずかな例しかみられなかった共系継承を求める契約書が姿を現す。先の時代と比較して、単一母系継承の実践がされなくなっているのに、貴族の財の母系継承は父系継承の波に呑み込まれてしまったとの錯覚に陥るかもしれない。しかし、家系が女性相続人の手に陥ったときの財の継承をよく検討してみると、彼らは共系継承という手段を用いて、家系の永続を実践しているのである。不確かな単一母系継承よりも、より確実な共系継承を選択したという点においても、彼らの家系意識の強さが、かえって鮮明になる。

## 小括

フランス貴族の家名と家紋は、14世紀頃から家系そのものの表象となる。所領という実質的な財が、原則的に父系の長子相続で受け継がれていき、それが彼らの父系の家系意識を強めたとすれば、家名や家紋といった象徴的な財の継承は、高名な祖先との血の近さを証明する手段となる単一父系継承をとることもあれば、家系のおかれた状況に応じて単一母系継承や共系継承をとることもあり、臨機応変に使い分けられたのである。

家名や家紋に変化がみられたとき、どの継承法方法がとられたのかを分析すると、状況に応じた家系の意味づけがかたちを表してくる。たとえば共系継承では、四分割紋は、14世紀半ばころより「姻戚関係」や、「家系の正統な後継者」であることを明示する「意味づけ」として用いられた。その意味づけのゆえに、「領地の要求」というまた別の「意味づけ」が機能することもあったのである。また、単一母系継承や共系継承がとられた背景には、女性相続人を輩出した家系特有の「意味づけ」もある。彼らは、家名と家紋を「家系の永続性」を表すものと捉えたのである。

この変幻自在な象徴財の継承方法は、単一父系継承だけではカバーしきれない網の目のように広がる親族意識を培ったり、正統性を証明したり、家系を観念的に存続させる手段

として用いられたと思われる。単一継承が、家系を縦軸で捉える貴族意識の形成に関与すれば、共系継承は、家系を横軸で捉える意識の形成に役立ったといえよう。縦軸と横軸が互いに補強しあうことで、家系存続の危機に直面するたびに貴族階級は柔軟に対応し、それなりに存続し続けていられたのではないだろうか。

(註)

- <sup>1</sup> B. de Broussillon, *La maison de Laval 1020-1605 Etude historique accompagnée du cartulaire de Laval et de Vitre*, t.3, Paris, 1900, pp.229-230.
- <sup>2</sup> Morice, *Mémoires pour servir de preuves à l'histoire ecclésiastique et civile de Bretagne*, t.3, Paris, 1746, p.1035.
- <sup>3</sup> G. Duby, « Structures de parenté et noblesse dans la France du Nord aux XIe et XIIe siècles » dans *Qu'est-ce que la société féodale ?*, Paris, 2002, pp.1174-1175.
- <sup>4</sup> D. Herlihy, "The Making of The Medieval Family Symmetry, Structure, and Sentiment" in *Women, Family and Society in Medieval Europe Historical Essays, 1978-1991*, Providence & Oxford, 1995, pp.143-147.
- <sup>5</sup> J. Imbert, *Histoire du droit privé*, Paris, 1950, pp.41-45.
- <sup>6</sup> たとえばアミアンの慣習法が、これに相当する。
- <sup>7</sup> M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », *L'Homme* 129, janv.-mars XXXIV (1), 1994, p.11.
- <sup>8</sup> この現象に関しては、既に 17 世紀に、ジル・ド・ラ・ロックによっても言及されている。G. de La Roque, «Traité de l'origine des noms, de leur diversité, de leurs changements » dans *Traité de la noblesse et de toutes ses différentes espèces*, Rouen, 1735.
- <sup>9</sup> 江川温「見よ、この種にしてこの草あり」—— 一二世紀北仏貴族の親族・祖先意識—— 前川和也編著『家族・世帯・家門 ——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房、1993年、126-127 頁。
- <sup>10</sup> M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », 1994, p.7.
- <sup>11</sup> C. Beaune, *Jeanne d'Arc*, Paris, 1994, p.260.
- <sup>12</sup> M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », 1994, p.7.
- <sup>13</sup> F. Kermina, *Les Montmorency Grandeur et déclin*, Paris, 2002.
- <sup>14</sup> M. Nassiet, « Signes de parenté, signes de seigneurie : un système idéologique (XVe-XVIe siècle) », *Mémoires de la Société d'histoire et d'archéologie de Bretagne* 68, 1991, pp.188-191; M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », 1994, pp.7-15, P. de Courcy, *Dictionnaire héraldique de Bretagne*, Rennes, 1895 (2000) , pp.53-54 を参照した。
- <sup>15</sup> ラ・トゥール家の紋章に関しては P. de Courcy, *Nobiliaire et armorial de Bretagne*, t.2, Mayenne, 1846 (2000) , p.604. クール家の紋章に関しては de Courcy, 1846 (2000) , t.1, p.276 で確認。
- <sup>16</sup> M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », 1994, p.7.
- <sup>17</sup> de Courcy, 1895 (2000) , p.V.
- <sup>18</sup> *Ibid.*, p.V.
- <sup>19</sup> de Courcy, 1846 (2000) , t.2, p.168.
- <sup>20</sup> de Courcy, 1895 (2000) , p.VII.
- <sup>21</sup> *Ibid.*, p.IV.
- <sup>22</sup> *Ibid.*, pp.IV-V.
- <sup>23</sup> ただし、十字軍の影響と断定するには史料的に限界がある。
- <sup>24</sup> M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », 1994, p.7.
- <sup>25</sup> R. Mathieu, *Le système héraldique français*, Paris, 1946, p.189.
- <sup>26</sup> これはナシエが主張することでもある。Nassiet, 1994a, p.8.
- <sup>27</sup> M. Nassiet, « Alliance et filiation dans l'héraldique française des XIVe-XVe siècles », *Revue française d'héraldique et de sigillographie*, N°64, 1994, p.9.
- <sup>28</sup> *Ibid.*, pp.20-21.

- 
- <sup>29</sup> 2007年3月9日にパリのE.H.E.S.S.でおこなわれた講義において、「L'héraldique : un « discours » de la parenté ?」のタイトルで報告をおこなったナシエによると、二分割紋所有者が既婚の貴族女性である割合は、1226-1250年間は4.2%、1251-1275年間は4.8%、1276-1300年間は46.5%と50%以下であるが、1301-1325年間になると80%と上昇し、1351-135年間の79.4%を除いて、1625年まで80%以下であることはなくなる。とくに1376年から1475年間と1551-1625年間は94%を超える、とのことである。
- <sup>30</sup> Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la Maison royale de France, des Pairs, grands officiers de la Couronne et de la Maison du Roy et des anciens barons du royaume, avec les qualités, l'origine et le progrès et les armes de leurs familles...*, t.4, Paris, 1733, p.80.
- <sup>31</sup> 「フランス王太子」も「イルカ」も、いずれもフランス語ではドーファン (dauphin) という。
- <sup>32</sup> M. Prinet, « Les armoiries écartelées des conjoints d'après les sceaux français », *Revue numismatique*, 4<sup>e</sup> série, 13, 1909, pp.372-382.
- <sup>33</sup> M. Nassiet, « Alliance et filiation dans l'héraldique française des XIVe-XVe siècles », 1994, pp.26-29.
- <sup>34</sup> (1-1) B.N.F., Clairambault 726, f°62, (1-2) B.N.F., Clairambault 726, f°65, (1-3) B.N.F., Clairambault 726, f°66, (2-1) A.D.Sarthe, 111 AC 157/158, (2-2) A.N., M.C., ét. VIII, 111, f°CVII-CIX, (3) M. Figeac-Monthus, *Les Lur Saluces d'Yquem. de la fin du XVIIIe siècle au milieu du XIXe siècle*, Bordeaux, 2000, p.25, (4) B.N.F., Fr 17557, f°137, (5) Y. Bénézech, « Dieu bat et n'abat » : la Principauté de Sedan, Raucourt et Saint-Menges sous les La Tour d'Auvergne (1591-1652), thèse univ. de Reims-Champagne-Ardenne U.F.R. 2006, p.132, (6) A.N., Y 184 f°343. また、本文中でのこれら史料からの引用は、すべて上記の括弧つき数字だけであらわすこととする。
- <sup>35</sup> E. Haddad, *Les comtes de Belin. Fondation et ruine d'une « maison » (1582-1706)*, thèse univ. Limoges, 2005, p.93, p.622. アダによると、ルネ・ダヴェルトン所有の領地 (見積もり価格) は、アヴェルトン領 (138,000 リーヴル)、ペルの森林 (300,000 リーヴル)、オルト領 (90,000 リーヴル)、ブラン領 (78,000 リーヴル) である。
- <sup>36</sup> Tallemant des Réaux, *Historiettes*, t.1, Paris, 1960, p.635.
- <sup>37</sup> R.de Laigue (éd.), *La noblesse bretonne aux XV et XVI siècles. Réformations et montres évêché de Vannes*, 2 vols., Bretagne, 1900 (2001) と M. Nassiet, *Noblesse et pauvreté*, Bretagne, 1997, p.48 からデータを集積して計算。

〈紋章図版〉



図1 ラヴァル家家紋

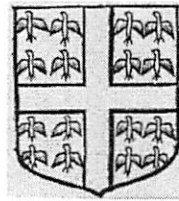


図2 モンモランシー家家紋



図3 ラヴァル家 (1281年)

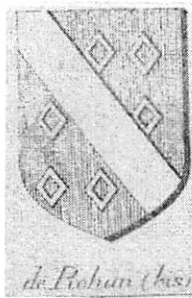


図4 ロアン家 (1194年)



図5 ロアン家 (1204年)

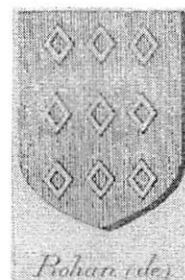


図6 ロアン家 (1222年)



図7 オルレアン=ヴィスコン  
ティ四分割紋



図8 フォワ=ベアルン  
四分割紋  
(ガストン3世使用 1389年)



図9 テュレンヌ=  
コンマンジュ四分割紋



図10 ティフェュヌ・デュ・  
ゲ克蘭の二分割紋



図11 ジャンヌ・デスピネの二分割紋



図 12 アンヌ・ド・ブルターニュの二分割紋 (1498年)

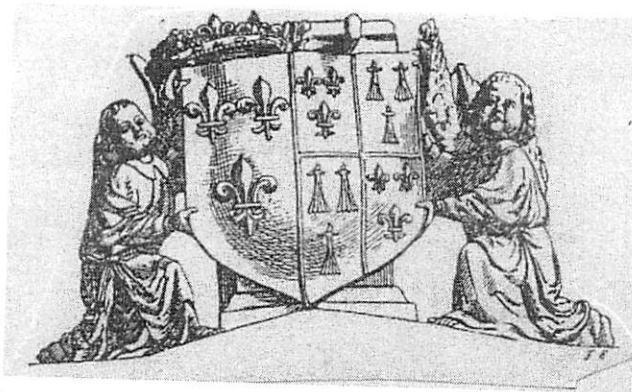


図 13 クロード・ド・フランスの二分割紋 (1515-1524年間)

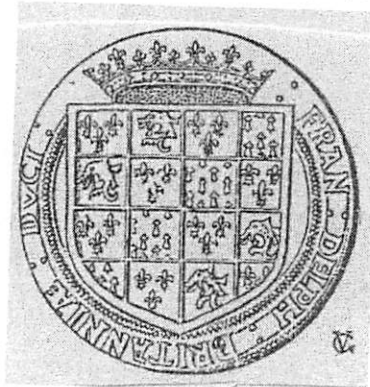


図 14 王太子フランソワの四分割紋 (1533年)

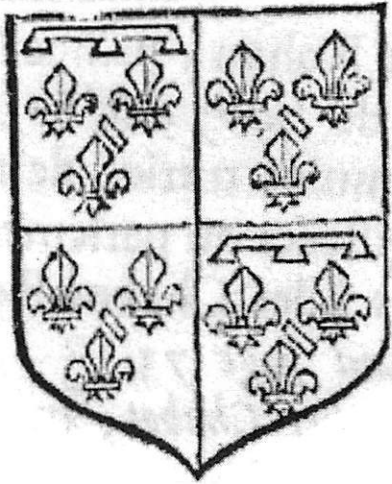


図15 アンリ・ドルレアン紋章



図16 オノレ・ド・リュル＝  
サリュースの紋章

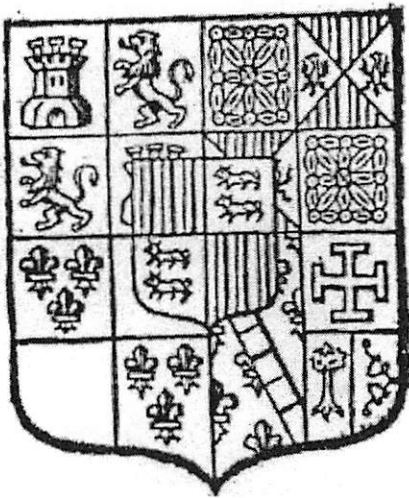


図17 アンリ・ド・ノガレ・ド・ラ・  
ヴァレット・ド・フォワの紋章

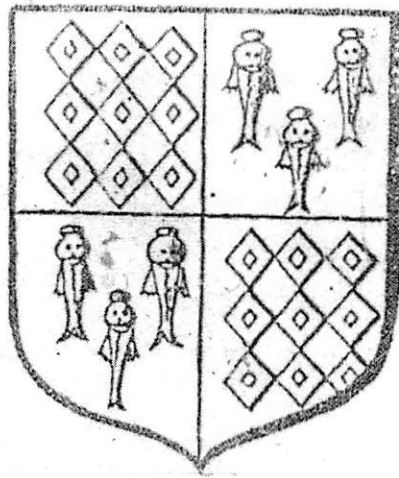


図18 ルイ・ド・ロアン＝  
シャボの紋章

〈図版引用一覧〉

- 図1 ラヴァル家家紋 :P. de Courcy, *Nobiliaire et armorial de Bretagne*, t.2, Mayenne, 1846 (2000), 18 de Laval (bis) より
- 図2 モンモランシー家家紋 :Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la Maison royale de France, des Pairs, grands officiers de la Couronne et de la Maison du Roy et des anciens barons du royaume, avec les qualitez, l'origine et le progrès et les armes de leurs familles...*, t.3, Paris, 1728, p.602 より
- 図3 ラヴァル家 (1281年) :de Courcy, 1846 (2000) , t.2, 17 Laval (de) より
- 図4 ロアン家 (1194年) : de Courcy, 1846 (2000) , t.2, 3 de Rohan (bis) より
- 図5 ロアン家 (1204年) : de Courcy, 1846 (2000) , t.2, 4 de Rohan (ter) より
- 図6 ロアン家 (1222年) : de Courcy, 1846 (2000) , t.2, 2 Rohan (de) より
- 図7 オルレアン=ヴィスコンティ四分割紋 :Anselme, 1725, t1, p.207 より
- 図8 フォワ=ベアルン四分割紋 (1389年ガストン3世が使用) : M. Nassiet, « Alliance et filiation dans l'héraldique française des XIVe-XVe siècles », *Revue française d'héraldique et de sigillographie*, N°64, 1994b, p.15 より
- 図9 テュレンヌ=コマンジュ四分割紋 :Ibid., p.12.
- 図10 ティフェューヌ・デュ・ゲ克蘭の二分割紋 :M. Nassiet, « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », *L'Homme* 129, janv.-mars XXXIV (1), 1994a, p.13 より
- 図11 ジャンヌ・デスピネの二分割紋 :Ibid.,p.13 より
- 図12 アンヌ・ド・ブルターニュの二分割紋 (1498年) :M.Nassiet, *L'union de la Bretagne à la France, Bretagne*, 2003, ページ番号不記載カラー写真ページより
- 図13 クロード・ド・フランスの二分割紋 (1515-1524年間) :Ibid.
- 図14 王太子フランソワの四分割紋 (1533年) :Ibid.
- 図15 アンリ・ドルレアンの紋章 :Anselme, 1725, t1, p.220 より
- 図16 オノレ・ド・リュル=サリュースの紋章 :M. Figeac-Monthus, *Les Lur Saluces d'Yquem. de la fin du XVIIIe siècle au milieu du XIXe siècle*, Bordeaux, 2000, p.450 より
- 図17 アンリ・ド・ノガレ・ド・ラ・ヴァレット、別名ド・フォワの紋章 :Anselme, 1728, t3, p.857 より
- 図18 ルイ・ド・ロアン=シャボの紋章 :Anselme, 1728, t4, p.569 より



## 第2部

近世フランスにおける「女性相続人 (héritière)」

ここまで第1部は、多様な貴族層相続と結婚の形態が一般化できることを提示するため、対象とする地域や層に変化を富ませながら考察にあたってきた。そこからは、どの貴族層も「貴族の相続」の実践をおこない、それによって自らの家系のアイデンティティを築きあげていくことがみえてきた。ただしそれは、父系のアイデンティティにほかならない。貴族の人口動態的な危機という現象を前に、女性相続人を輩出した家系が護ろうと必死になったのも父の家系のそれである。

とりわけ、家名や家紋といった象徴的な財は父系のアイデンティティを表現するとみなされ、そのため多くの家系が、代襲相続という手段で、自分たちの父系アイデンティティを表象する家名や家紋を保ち続けようとした。ただし、それに対しては、代襲を要求された側が拒否反応を示す。今度は自分たちの父系のアイデンティティが脅かされると感じるからである。特に、有力な女性相続人の家系との代襲をとまなう縁組は、敬遠されていたきらいもある。家系存続制度に代襲相続が、あまり上手く機能しなくなってきたことに気づいた貴族たちは、父と母の家系のアイデンティティを象徴財に共存させる共系の継承に注目し始めるのである。

以後、第2部では、複雑な様相を見せる家系存続の問題を、女性相続人の結婚を通して考察していく。姻戚関係を結ぶ両家系ともに家系意識があるはずであり、その意識は結婚にどう反映されてくるのだろうか。そこでまず、女性相続人と結婚する側の立場から、貴族家系にとっての女性相続人との結婚の意味をさぐる。そのあとで、女性相続人側の立場から、家系の消滅の危機に対応しようとする継承政策を論じながら、貴族家系の継承における女性の役割をみていく。

## 第4章

### 15世紀から17世紀におけるフランス貴族の結婚戦略

#### ——誘拐婚——

##### 第1節 貴族身分間にある壁

近世フランス貴族は、「帯剣貴族」と「法服貴族」、あるいは「家門貴族」と「新貴族」に区分される。同じ貴族階級である第二身分に所属しながらも、両者の間には深い溝があったことはよく知られた事実である。とりわけ、「記憶でさかのぼれないほどの家系の古さ」<sup>1</sup>を矜持として持っている家系貴族にとって、国王によって叙任された新貴族は、出自のいかがわしさにおいて第三身分（平民）と大差ないものであった。新貴族のほうでも、貴族叙任された事実が世間から忘れられたころ、ようやく貴族の仲間入りをはたしたのである<sup>2</sup>。

とはいえ、このように貴族間に存在する目に見えない溝は、第二身分と第三身分の間の溝ほどに越え難いものでは決してなかった。その根拠として、家系貴族と新貴族の間では、しばしば縁戚関係が結ばれていたことがあげられよう。第二身分と第三身分間の結婚は「メザリアンス」（身分違いの結婚）の典型として、秩序の崩壊を危惧する声とともに忌み嫌われたが、第二身分間内においての「メザリアンス」は、望まれるものではないにしても、世間一般的には大目にみられていた<sup>3</sup>。こうした結婚の橋渡し役として、重要な役割を担うのが女性相続人の存在である。

アンシアン・レジーム期のフランスにおいては、貴族の身分継承や動産、不動産といった財産の相続は、男子の長子に有利な相続システムが確立されていたが<sup>4</sup>、後継ぎの男子に恵まれなくなることは、とりわけ15世紀から17世紀にかけて、頻繁にみられる現象であった<sup>5</sup>。その際には、男子の代わりに女子が相続人として、一族の家名と財産を預かることとなったのであるが、それは通常の長子相続であれば、家系の外に出ることもない名や財が、女性相続人によって、結婚相手の家系にもたらされることを意味した。

女性相続人との結婚を望む者は、何も彼女の家系と社会的に同等の家系に属する者に限らなかった。たとえば、家門（名門）の貴族にとっては新貴族の家名など何のありがたみ

もないものであろうが、その財産は魅力的なものであったに違いない。また新貴族にとって、家系貴族の名前や紋章が、自分たちの出自に対する負い目を解消してくれるのに、抜群の効力を発揮するものであったはずである。つまり、女性相続人の所属する身分がどうであれ、どちらの集団も彼女を取り込むことによって、自身の家系に利益を生じさせることができたのである。

さて、女性相続人の結婚を調べてみると、何度も出会う言葉がある。「拉致、誘拐」という語である。アンシアン・レジーム期を通して、女性相続人は常に「誘拐」の標的であったようである。なぜなら、誘拐の目的は、現代社会における主目的となっている身代金の獲得にあるのではなく、結婚にあり、さらにつきつめると、上でのべたように女性相続人との結婚によって生じる家系への利益があったからである。

女性相続人の誕生は、彼女への財産の一極集中と家系内に父親や兄弟といった男子のいない社会的に不安定な状態を意味したので、手っ取り早く所領や財産を増やしたい者にとっては、女性相続人を誘拐して結婚することは、法を犯す価値のあるものだったようである。たとえば、〈青髭〉として有名なジル・ド・レは、1420年当時、フランス西部地方でもっとも金銭的に豊かな女性相続人を誘拐して無理やりに結婚している<sup>6</sup>。このように、女性相続人の結婚形態の中には、しばしば誘拐婚という存在が見え隠れしているのである。

誘拐婚に対する研究は10年ほど前より、精密な検証がなされるようになってきた。グライザマーは、中世末期のフランドルおよびブラバン地方の誘拐に関する法を体系的にまとめ、また実際の誘拐事件を紹介しながら当時のその地方の社会情勢を明確に浮かびあがらせた<sup>7</sup>。バンヴニストは、中世末期のフランスにおける誘拐事件の訴訟記録から法と政治の一体化への過程を指摘している<sup>8</sup>。アス＝デュボスクは、17世紀の人々の誘拐に対する捉えかたを文学作品や回想録、訴訟記録といった豊富な史料を駆使して明確にしている<sup>9</sup>。また、リボルディの研究は、1375年から1475年間にパリ高等法院が扱った誘拐裁判の記録から貴族社会の結婚システムを明らかにするものであった<sup>10</sup>。

本稿は、これらの研究をふまえて、中世から近世にかけて頻発した誘拐婚の実態を紹介し、その社会背景の分析を含めて誘拐婚の全体像を明らかにしていきたい。

## 第2節 誘拐の事例

誘拐婚と一言で言っても、実際には非常に実態は見えにくい。なぜなら、誘拐された女性の家族は、女性の名誉を大事に考えることが多く、誘拐が公になることを嫌い、彼女をそのまま誘拐の実行者と結婚させて誘拐の事実をうやむやにすることが多々あったと思われるからである。そのことを示唆する例として、15世紀の初頭に誘拐婚をさせられる羽目に陥った娘に対する親族の女性からの手紙をみてみよう。「いとしい娘、嘆くことはないのよ。そんなのたいしたことではないの。あなたは、優しくて素敵なんだんな様を持ったのよ。彼とそのお友達は、あなたのご両親方と仲直りしました。あなたと彼の財産は一つになるのです」<sup>11</sup>。こうした手紙が残っていたことにより、この手紙の受取人であるペリーヌ・ドロンの結婚が誘拐婚であったことがわかるのだが、公にされないでいるものの方が、はるかに多いであろうことは、慰めからとはいえ誘拐婚を「たいしたことではない」と言ってしまう当時の人の言動から察することができる。

それでは、このように公にはなりにくい誘拐婚が表ざたになるのは、どのようなときなのだろうか。それは、その結婚を認めたくない被害者やその家族が訴訟をおこすなどするときである。そこで、まず公になった誘拐婚を再現しながら、誘拐婚の一般的な進行過程をみていくことにする。

15世紀初頭のこと、父親をすでに亡くしていたイザボー・モルンは、母親のもとからルノー・ル・フォーコニエによって拉致された。モルン家側は、誘拐者側の主張するイザボーとルノーの結婚の無効を申し立てるために裁判に訴えた。検察側の調書は以下のとおりである。

「ルノーが彼女をつかんだとき、イザボーは泣き喚き、彼をひっかき、できる限りの方法で身を守ろうとした。唐突に連れ出されたため、頭にかぶっていた頭巾は道に放られていた。狂ったように暴れまわるため、彼女はマントにくるみこまれ(運ばれていった)」<sup>12</sup>。「翌日、木曜日に(誘拐者たちは)娘にいった。《さて、(婚約)式を挙げねばならないな。》そして、そこにいた慈善修道士に、ルノーとイザベル(原文のママ)を婚約させるようにいった。(修道士は)イザベル(原文のママ)に、ルノーと婚約したいかどうかを尋ねたところ、彼女はしたくないと答えたので、仲介にはたちたくないと思い、他の仲介者を寄こす旨を伝えた。シトー会の修道士に(引き受けてもらえるか)尋ねてみ

ると、彼は司祭ではないと答えた。そこで、マルレガルノーとイザポーの手をとり、それを重ね合わせて《これは婚約だ》といった」<sup>13</sup>。

以上のことから、裁判記録にみられる誘拐の実行者は、目当ての女性との結婚の承諾が得られないと、自分の親族や友人たちと仲間を組み、武装して、大抵は夜半すぎに女性の館を襲撃し、抵抗する女性を無理やりに連れ去って、脅したうえ、翌日、適当な司祭の手によって結婚させる行動をとっていたことがわかる。

17世紀になっても、誘拐婚をもくろむ者の行動にルノー・ル・フォーコニエたちと異なるふるまいは認められない。シャルモワという男は、4万リーヴルの土地を有するサン＝クロワ殿の一人娘と結婚したいと思い、娘の拉致を謀った。パリで請願審理官を務めていたドルメッソンの記述は以下のとおりである。

「怒り狂ったシャルモワは娘の拉致を企てた。ノートル＝ダム教会の鐘が夜中の1時を知らせたときに、彼はサン＝タンジュのほか五人の男たちを伴って、乗りこんできた。

(中略) 彼らは、マドモワゼルの部屋へ押し入ったが、彼女は修道女と一緒に屋根裏の薪の束の陰に隠れていた。しかし、男たちは彼女を見つけ、寝巻き姿にもかかわらず、力づくで引きずり出した。彼女は梯子にしがみついたが、彼らが引き剥がしたため、床を頭にしたまっさかさまの状態を余儀なくされた。彼女は拉致に抵抗して、彼らの足元を蹴りつけた。すると彼らは、彼女に棒や拍車で繰り返し殴る蹴るの暴行を加え、また手を使えなくするために、腕を何度も打ちつけた。彼らは娘を手のひらのように何もつけない裸のまま外へ引きずり出し、城壁の外へ出ようとした。彼女は梯子や城壁にしがみついたので、彼らは馬で彼女を引っ張っていった」<sup>14</sup>。

このような女性の激しい抵抗にあう誘拐婚は「暴力的誘拐 (rapt violent)」と呼ばれ、この誘拐に対する刑罰は強姦に相当するものと定められていた。もっとも重いものでは誘拐犯に斬首刑が適用されることもあった。ただし、死刑が実際におこなわれることは滅多になく、ほとんどが永久追放と財産没収、および「無法者」の烙印を押す刑罰であった。また、誘拐された女性に対しても、彼女の相続権の放棄と全財産の没収が命じられる。ただし、女性が誘拐者のもとを離れることができ、家族のもとに戻ってきた場合には、相続権や没収された財産は元に戻された。また、誘拐の後、女性の家族が結婚を認めた場合

には、両家系は「和解」した。誘拐者側は女性の家族に示談金を支払い、君主による恩赦が出され、誘拐者はおとがめなしとなった。

そこで、誘拐者側は、結婚したという既成事実をたてに、自分たちの行動は暴力的な誘拐、つまり女性の同意のない誘拐婚とは違うという理由で行動を正当化することとなる。次の史料は、「暴力的誘拐」を企て、被害女性の家族から訴えられた男性の弁護人による恩赦願いである。ギヨーム・ド・ヴォーという名の若者は通りかかったギージー村で故ジャン・ド・カレの娘マリオンを見初めた。

「彼には、彼女に不名誉の汚名を着せようなどの意図は一切ありませんでした。(中略)若さと浅はかさから、彼は結婚に対する何のサインも出さず、彼女は結婚に同意してくれるものと思い込んでいました。彼は、彼女に対する本物の愛ゆえに夜半、彼女が伯母と暮らすギージー村の屋敷に、彼女を連れ出し彼の妻とするためにやってきました。彼女に汚名や不名誉を着せようとは、彼は考えていませんでした。ギヨーム・ド・ヴォーは、マリオンを非常に丁寧に伴い、また非常な敬意を払って、ギヨームの住むところまで案内しました。他に彼の友人が五、六人、護衛として剣を手にして脇を固めていましたが、誰に害をなすこともありませんでした。そしてそこで、マリオンはギヨームの親類にあたる婦人や令嬢たちの中で大切にされ、快適に思いました。しばらくたって、ギヨームは彼女自身と彼女に親しい友人十人の同意を得て、マリオンと教会で結婚しました」<sup>15</sup>。

このように、告訴側と被告人側の誘拐事件の解釈にはずいぶんと違いがみられる。ここでは、両者の解釈の差は、結婚への同意がみられるか、みられないかに集約されることに注目したい。誘拐の実行者への激しい抵抗は、結婚への同意の欠如の有効な証拠となり得るので、結婚の無効を訴える側からは、ことさら女性が抵抗した様子を強調して述べる傾向にあった。脱げ落ち、捨てられた頭巾や、女性のあげる「耳をつんざくような悲鳴」<sup>16</sup>は、無理やりの誘拐婚へ対する抵抗の象徴として、告訴側の調書に頻繁に挿入されている。それに対し、被告人側の反対意見陳述には、誘拐の実行者と誘拐された側は「意思と同意に基づいて」結婚したという言葉が切り札のように繰り返される。

結婚の同意の有無に、両者がこれほどまでに固執するのは、何を意味するのだろうか。誘拐という暴力的な(あるいは力づくの)犯罪がおこなわれた事実を証明するだけでは、

犯罪の立件に不十分なのだろうか。その点を明らかにするためには、法的な解釈をとりまく環境を考察する必要がある。そこで、次節では、近世における結婚に対する法的解釈をみていくことにする。

### 第3節 誘拐婚に関する法的解釈

結婚に関する法律は、12世紀ころより教会法と慣習法が主導権を争うようになったといわれている。それぞれは、どのような主張を展開していたのだろうか。

教会は、最初の教会法令集（1140年のグラティアヌス法令集）からすでに「誘拐」に対する定義づけを行い、世間にはびこる誘拐の風習を抑制しようと努めていた。それによると、「誘拐」は四つの構成要素から成り立っていた。まず、第一は「暴力の使用」、第二は「連れ出し」、第三は「性的な関係」、そして第四が「同意の欠如」である<sup>17</sup>。

この第四の「同意の欠如」の「同意」こそが、教会の結婚の有効性に関する考えをもっとも代表するものであった。教会によれば、結婚は12歳以上の女子と14歳以上の男子の間の自由意志での同意に基づいた結びつきである。この教義は、その後も教皇アレクサンデル3世（在位1159-1181年）やイノケンティウス3世（在位1198-1216年）によって確認された。それによると、結婚は解消不可能な秘蹟であり、配偶者双方の同意によって成立する。この秘蹟は、両配偶者自身が教会で発する言葉によって完成されるとされた<sup>18</sup>。ただし、この結婚への相互の「同意」を重要視するあまり、教皇イノケンティウス3世は、誘拐婚においてさえも、「反対が同意へと変わったなら」誘拐者との結婚は認められると定めている（1200年）。つまり、教会法においては、誘拐という犯罪行為が結婚の絶対的障害として認められることはなく、それどころか、誘拐者に都合のいい法的解釈を提供することになっていったのである。

こうした教会法の結婚解釈に不満をもつのが、貴族や都市のブルジョワ層である。彼らは、結婚を家系同士の結びつきと捉え、また経済的、政治的、社会的な枠組の中における優位性を保つ手段として考える傾向にあった。家の存続を重視する彼らにとって、子供たちだけの意思で決定された自由結婚は、「メザリアンス」の恐れを伴うお家の一大事に相当したのである。そこで彼らが、活用したのがローマ法である。ローマ法においては、娘や息子の結婚は家長が一切の権限を有していた。また、「女性に対する権限を有する者の意図



に反する」結婚は誘拐であるとも制定していた<sup>19</sup>。これは世俗社会側には好都合な法解釈である。家族の意にそまない結婚がなされたとしても、誘拐であると当局に訴えることができるからである。

貴族やブルジョワ層に支持された結婚に関するローマ法は、12世紀後半より、それぞれの地方の慣習法のなかに入り込んでいった。13～14世紀において多くの慣習法は、未成年の年齢を女子は11歳から12歳まで、男子は14歳から15歳までと制定している<sup>20</sup>。これは、教会法で婚姻年齢に達していないとみなされる年齢（女子12歳未満、男子14歳未満）とかけ離れたものではない。未成年者は父親の監督下に置かれ、父親が亡くなっている場合は、後見人が子どもの監督を託された。そして、その間は、結婚も親や後見人の管理におかれ、彼らの承諾がない場合、結婚は認められないと決められたのである。それによって、まず未成年の結婚に後見人が介入する権利が生じた。つまり、慣習法は、両配偶者自身の同意を結婚成立の絶対条件として掲げる教会法を表向きは尊重しながら、配偶者相互の同意と未成年の保護者の承諾を必要とする巧妙なものだった。この後、結婚に対する保護者の権限をより確かなものとするために、未成年の年齢が引き上げられる。事実、15世紀から16世紀においては、男女とも成人は25歳と定められるようになり<sup>21</sup>、1556年2月の王令でアンリ2世は、女子25歳、男子30歳を成人と定めるにいたった。未成年の年齢を引き上げることで、保護者が結婚に介入できる期間がより長くなり、結婚に関する父権の強化をさらに推し進めていったのである。

こうした法の制定から明らかになるのは、「世俗社会の側は、身分の劣る者との結婚を社会秩序全体に対する脅威として」<sup>22</sup>捉えるがゆえに、暴力的な誘拐から始まる結婚を恐れただけでなく、自由結婚（その多くは秘密婚の形をとる）についても同様に「メザリアンス」の危惧をはらむものであることから、世俗の法においては「誘拐婚」と「自由（秘密）結婚」が同一視されたことである。こうした解釈に立って、16世紀においては、未成年（とりわけ女子）の保護者の承諾のない結婚はすべて「誘拐婚」として処理されるようになった。それと同時に、誘拐婚に対する罰則が明確化され、自由結婚は、ますます制約されるようになった。

ちなみに、1556年のアンリ2世の王令以後、1579年5月のプロワ王令、1629年1月のミショー法典、1639年11月26日の「婚姻の手續に関する」国王宣言、1697年3月の「婚姻の手續に関する規則を定めた」王令などでは、未成年者の結婚について、アンリ2世の定めた成人年齢をそのまま踏襲し、さらに「この年齢を過ぎても子供は両親に意見を求め

る義務があること」「両親の同意なしに結婚した未成年者に対しては、民事上の制裁のみならず刑事上の制裁も加えられるべきこと」<sup>23</sup>が定められている。相続権の剥奪と死刑を示唆するこうした制裁は、「暴力的誘拐」に対する罰則と重なったのである。さらに、両親の同意のない結婚は、「暴力的誘拐」ではないにしても「惑わしの誘拐 (rapt de séduction)」<sup>24</sup>とみなされ、結婚契約の無効を宣言されている。

この世俗法に現れる二つの誘拐の違いについては、結婚にいたる過程が、暴力を伴っておこなわれた、女性の同意に基づかない誘拐であると判断されれば、「暴力的誘拐」とよばれることになる。それについては、前節で述べたとおりである。それに対して、「惑わしの誘拐」は両配偶者自身の同意はあるが、その家族が承諾しない結婚のことを指している。したがって、教会法でいう「誘拐婚」と「秘密結婚」をともに「誘拐」という語でくくっているともいえる。世俗社会がめざした父権の強化は、このような形で現れてきたのである。世俗法により、家族にとって都合の悪い結婚、つまり自由結婚は「誘拐」の名で統一して処罰できる土壌が15世紀から17世紀にかけて徐々に形成されていったといえるだろう。

一方の教会法では、1563年のトリエント公会議第24総会においては「婚姻法改定についての教令 (タメットシ教令)」が採択された。誘拐婚に関する項目では「誘拐された未婚女性が誘拐者の支配化にある限りにおいての、誘拐者と彼女との」結婚は禁止されることが定められ、秘密婚に関しては「二人ないし三人の証人」の立会いのない結婚は、すべて無効であると定められた。もっとも、両親の同意のない未成年者の秘密婚については、「禁止する」が、結婚の無効とはならないとされた。つまり、世俗法が誘拐による結婚契約は無効であると宣告したのに対して、教令では、秘密婚も含めた「拉致は婚姻支障の一つではあるが、婚姻を無効とする絶対的支障ではない」<sup>25</sup>のであった。

#### 第4節 貴族の結婚戦略としての誘拐婚

「世俗」と「教会」の誘拐婚に関する法解釈の相違は、誘拐の「被害者」対「加害者」という対立だけでなく、「親」対「子」、「政略結婚」対「秘密婚」など家系の結婚戦略における対抗まで及ぶことがある。法解釈に矛盾がある以上、こうした対立は避けられないともいえる。ところで貴族は、こういった対立には、どのように対処していったのだろうか。

ここでは、誘拐婚のさまざまな立場にたった貴族の言動を考察し、そこから誘拐婚が、どのように貴族の結婚戦略と結びついていたのかを検証していく。

ガスパール・ド・シャヴァニャック伯は、はからずも誘拐の当事者となった自身の心情を1648年7月27日付の回想録に著している。

「(父は) 私に言った。《わしはお前にたいした物を残してやれそうもない。そこで考えたのだが、クルヴァル殿の娘でモンブリュン殿の未亡人と結婚させてやろう。大変な金持ちだぞ。》私は、それに同意し、父にまかせることにした。父は私の伴侶をさらう為に15人の貴族たちと契約をかわした。(中略) 私の使いの者たちは、夜中の2時頃にメニルにあるモンブリュン夫人の屋敷へ到着した。いつも通り、寝室に向かおうとしていた夫人は、このような一団が入り込んできたことに対して大変、驚いた。(中略) 夫人は、月並みな抵抗をしてみせた後、連れ去られた。(中略) ついに、私は部屋へよばれた。だが、女を見たときの私の驚きは、如何ばかりであっただろう。私にさだめられた女は、年老いていて、恐ろしいほど醜い上に馬鹿っぽく、精気のかけらも見当たらないときていたのだ！私は彼女に対して耐え難い嫌悪感を抱いた。(中略) 私は、(この結婚を) 降りようと思っていたところ、両親や親族が私の決意に気づき、思いとどまらせにかかった。(中略) 最終的に、私は、彼女を妻に娶った。私たち二人は、どちらも意に反して結婚したのである。つまり、彼女は全財産を私に譲渡し、私はそれを受け取るという、自分たちに課された役割を果たすために」<sup>26</sup>。

これは、当事者双方が望まない誘拐婚の事例である。ここで強調されるのは、父親の権力の強さである。両配偶者の意志は完全に無視されている。重要なのは、父親つまり家系の意志である。貴族が、自身の家系にとって望ましい縁戚関係を求めるために、子どもの配偶者選びに介入してくるのは、法の制定の流れからも明らかであったが、ここでは、家系を繁栄させることを第一の目的とするための結婚戦略を背景とした「暴力的誘拐」までもが視野に入っている。言い換えれば、貴族に特有の家系意識こそが誘拐婚の要因となっているのである。子どもに良い配偶者を得させるためなら、その手段が合法であろうが非合法であろうが、彼らは頓着しなかったのである。

また貴族は、「暴力的誘拐」と「感わしの誘拐」を、家系が望まない子どもたちの結婚に対して、うまく使いわけてもいる。通常、世俗の法廷において、「感わしの誘拐」が適応さ

れるということは、この誘拐婚が、家族の賛同を得られなかった未成年者の同意に基づく結婚であったことを示唆するものである。彼らは、これをどう逆手にとったのだろう。15世紀前半にパリの高等法院において「感わしの誘拐」と判決が下された事例をとりあげて検討してみることにする<sup>27</sup>。

ジャンヌ・ド・カッセル(12歳)は、父親を亡くし、後見人である伯父ユッソン・ド・カッセルの保護下にあった。彼女は、隣人のエキュイエの称号をもつ貴族、ロバン・ド・ワストパストと恋に落ちたので、1433年にまず婚約をし、その後リエージュで秘密に結婚しようと船でリールにまで駆け落ちを企てる。ロバンの言い分によれば、彼はジャンヌの要請に従って、彼女との結婚に同意し婚約をした。ロバンは、ジャンヌの親族に結婚の了解をとらなかつたため、ユッソンが裁判所へ訴えをおこし、この事件は明るみにでる。ユッソンはジャンヌが未成年であったことから、彼女の結婚への同意は責任能力の欠如ゆえに認められるものではないと論を展開させる。これに対して、ロバンは「結婚した段階では、彼女は13歳になっていたのだから、彼女には自分の意思に基づいて結婚する権利がある」と反論する。最終的にパリの高等法院は、教会法による結婚の秘蹟に鑑みて、この結婚の合法性を認めた。それでは、教会の推奨通りに、愛し合う二人は障害をものともせず初志を貫きとおした、のだろうか？

この事例では、ジャンヌの伯父、ユッソンが、ジャンヌが結婚に同意したことは否定せずに、年齢による責任能力の欠如から結婚の違法を訴えたわけであるが、裁判所をはじめとする世俗社会では、この事件を家族の反対にあった未成年者の同意に基づく結婚である「感わしの誘拐」と受けとめたのは当然である。そして、リールの慣習法では、「感わしの誘拐」への罰は、誘拐婚に同意した娘に対しては相続権の放棄と彼女の全財産をもっとも近親の人間へ譲るとされるものであった。裁判記録によると、被告人側は「(ジャンヌの)家族はおおっぴらには二人の結婚に反対していなかった」<sup>28</sup>と証言してもいる。実はもっともうまく立ち回ったのはユッソンであったといえるのではないだろうか。彼は、ジャンヌが廃嫡されても仕方がないと誰もが認める結婚を画策したうえで、傍系にあたる自身の家系を主流に乗せることのできるこの機会を逃さなかつたのである。

もっとも、一般的には「感わしの誘拐」が適用される例は、両配偶者間の社会的身分の開きが大きい場合に顕著であるようである。たとえば、裁判において「感わしの誘拐」があったことを証明する際にも、両配偶者間に身分差がない場合、「感わし」は「確かではない」とされる<sup>29</sup>。しかし、身分差が明らかでない場合は、「メザリアンス」を恐れる家族の思

惑通り「惑わしの誘拐」が即座に適用されたのである。以下は、その一例である<sup>30</sup>。

1659年、アミアンの財務官レトック殿は、息子が洗濯女と結婚したために「惑わしの誘拐」を裁判所に訴え出る。両配偶者ともに成人年齢に達しており、家族の同意のない未成年者の結婚に適用される「惑わしの誘拐」は、もちだせないはずであった。しかし、アミアンの教会において行われた結婚の知らせが花婿の父親の耳に入るや、彼は「(これは)息子を狙った誘拐であり、(息子は)その悪巧みによって不意をつかれ、籠絡されてしまったのだ」と洗濯女を糾弾し始めた。同時に父親は、教会法がこの結婚を認めたことに対しては、教会の越権行為を主張し、息子の結婚無効の申し立てをおこなった。

父親の弁護士ピランは、以下のように主張する。「手管を使って誘惑する者から子弟たちを守る術はない。彼らは、あの目に絡めとられてしまうのだ。そうなると父親は、もはや子弟たちの心中および財産管理における主ではなくなる。こうした無秩序は、人々の内にも多大な影響を与える。従って、法は絶えず告訴人である父親側を擁護してきた。彼らは、自身の家系の不名誉となる結婚によって侮辱されたのである」。

娘側の弁護人のそれに対する反論は、神聖なる結婚を人の手によって無効にさせることは言語道断であるとする教会法の見解を強く主張するものであった。「第一に、生れと財の不釣り合いは破談の理由とはならない。第二に、父親の同意が欠如しているというが、(中略)一度、結婚契約が、それも成人である息子によってなされたとなると、結婚は継続させなければならない。教会もそれを認めている。なぜならば、両親の同意は、秘蹟の要素として必要不可欠なものではないからである。アンリ2世の王令は、男子30歳以上、女子25歳以上の成人年齢に達した子どもたちに対しても、その結婚の際には父母の同意書を要求したが、(同意書がなければ)結婚が無効になるとは述べていない。ただ相続権の剥奪を定めているだけである」。

高等法院の次席検事であったピニオンは、「通常ならば、父親が成人の息子の結婚に対して、父親の同意がないからといって息子の誘拐および教会の越権行為を訴えることを受理することはあり得まいが、(中略)しかしながら、この訴訟事件の状況を全て鑑みると、父親の同意の欠如や娘の出自の劣ることからくる息子の家系との不釣り合いの状態(での結婚)は、売春行為に相当するものとして糾弾せざるを得ない」と、父親側の申し立てた結婚の無効を支持した。

教会の越権行為を訴えた側の主張によって、結婚の無効は認められた。レトック殿の息子に対しては、400リーヴルを囚人たちへのパン代としての施しに、1,600リーヴルを娘

への慰謝料として支払うことが決定された。また娘にも、支払われる慰謝料のうち 400 リーヴルは、息子同様に施しに使用することが課された。

ここにおいて、両配偶者は成年であったにもかかわらず、「感わしの誘拐」が適用されることとなった。判決の結果だけをみれば、女性への慰謝料の支払いが命じられていることや、両者、同額の罰金刑が課されていることから、けんか両成敗とみなす向きもあろう。また、2,000 リーヴルで、家名の恥辱がぬぐえたとみるか、思惑通り 1,200 リーヴルを手に入れたとみるか、それもいろいろな解釈が成立する。しかし、明確なのは、「感わしは、両者の間に身分差がある場合には、より明白となり、より確定的とされる」<sup>31</sup> ことである。同格の家系同士の男女が、両親の意図に反して駆け落ちをしても、世俗社会は、教会法の認める「自由恋愛」を考慮に入れる。しかし、男女間の身分差が歴然としてある場合には、「自由恋愛」は「誘惑」「たぶらかし」「売春行為」と受けとめられたので、結婚を無効にすることさえ容認されたのである。

#### 小括

貴族は、誘拐婚に対して世俗社会がもつイメージを最大限に利用した。たとえば、「暴力的誘拐」に関しては、嫌がる女性を無理やりにさらって結婚するというこの誘拐婚に特有のネガティブな印象をさらに強めるため、女性の抵抗の様子を詳細に描写してみせ、教会法の認める両配偶者自身の同意に基づく結婚とはかけ離れたものであることを提示した。そうかと思えば、女性の抵抗にはまったく触れずに、完遂された結婚の有効性を主張することもある。それには教会法をもちだせばよかった。いずれの場合も、よりよい縁戚関係を求めるための戦略として作動した。

兩人同士による自由意志での同意に基づいた結婚に対しては、未成年者の保護者の承諾のない結婚を「感わしの誘拐」と名づけて罰則が定められ、子どもたちの結婚に家系や両親の意志が反映されることが推し進められていったが、この誘拐婚のもつ「同意に基づいた結婚」のイメージを利用することもあった。たとえば、女性相続人の後見人が、彼女の代わりに自身が家系の主となることを画策したときには、「感わしの誘拐」を訴えて、娘から相続人の資格を奪い取り、新当主としての自身の正当性を社会に確認させることもできたのである。

また、両配偶者の身分差が顕著な結婚でも、貴族は、身分の劣る者が良家の子弟（子女）を誘惑し、結婚を画策するものと捉えるこの結婚に対する世俗一般のイメージをうまく利用して、成人に達した子どもの同意に基づいた結婚を無効とさせることに成功している。

以上「誘拐婚」の事例は、世俗社会の結婚への一般的な意識を反映しているといえよう。アス・デュボスクが、貴族の結婚に関して「男子は（中略）自身の社会的地位より低い立場の者と結婚することも可能であった。それは、彼の家系を（経済的に）豊かにするのに有用であった。一方、結婚した女性は、夫の家系の地位に基づき、結婚によってある意味《上昇》する。新しく結ばれた縁戚関係は彼女の家系に恩恵をもたらすのである。その逆のパターンはない」<sup>32</sup>と述べているように、降嫁婚は、一般的には考えにくい背景が確かに存在した。この固定された観念が覆されることがあるとすれば、それは誘拐（暴力を用いるものであれ自由意志に基づくものであれ）によってであったといえる。つまり誘拐婚は、ある程度定まった社会通念の抜け穴だったとも考えられる。

以上のことがらを総括すると、貴族は誘拐婚を予防するために子どもの結婚に介入できる権利を確保しながらも、同時に誘拐婚を利用して自身の家系に有益となるような結婚戦略を思い描いていたといえる。いくなれば、誘拐婚には貴族の結婚戦略における攻撃と防御の両側面が集約されているのである。

〈註〉

- 1 G.A.de la Roque, *Traité de la noblesse et de toutes ses différentes espèces*, Rouen, 1735, preface.
- 2 阿河雄二郎「レイ十四世時代の『貴族改め』の意味」、服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』、2000年、52頁。
- 3 J.B.Wood, 《Endogamy and Mésalliance, the Marriage Patterns of the Nobility of the Election of Bayeux, 1430-1669》, *French Historical Studies*, Vol.10, No.3, 1978. を参照。
- 4 M.Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècle*, Paris, 2000, pp48-50.
- 5 理由としては、子どもの死亡率と軍役従事による成人男性の死亡率の高さがあげられる。
- 6 M.Nassiet, *op.cit.*, p.199.
- 7 M.Greilsammer, 《Les familles en guerre contre la doctrine consensualiste》, *L'envers du tableau. Mariage et maternité en Flandre médiévale*, Paris, 1990, pp65-85. et 《Rapts de séduction et rapts violents en Flandre et en Brabant à la fin du moyen âge》, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 56, 1988, pp49-84.
- 8 H.Benveniste, 《Les enlèvements: stratégies matrimoniales, discours juridiques et discours politique en France à la fin du Moyen Âge》, *Revue historique*, 283/573, 1990, pp.13-35.
- 9 D.Haase-Dubosc, *Ravie et enlevée*, Paris, 1999.
- 10 G.Ribordy, *"Faire les nocces" Le mariage de la noblesse française (1375-1475)*, Tronto, 2004.
- 11 *Ibid.*, p.22.
- 12 *Ibid.*, p.22.
- 13 *Ibid.*, pp.49-50.
- 14 D.Haase-Dubosc, *op.cit.*, p.52.
- 15 G.Ribordy, *op.cit.*, pp.21-22.
- 16 M.Greilsammer, 《Les familles...》, p.72 et p.78. 15世紀にブリュッセルで下された判決では「悲鳴をあげなかった」ことにより誘拐者との結婚に同意したと解釈された実例も存在する。
- 17 H.Benveniste, *op.cit.*, p.16.
- 18 F.ルブラン (藤田苑子訳)『アンシアン・レジーム期の結婚生活』慶應義塾大学出版会、2001年、10頁。
- 19 H.Benveniste, *op.cit.*, p.16.
- 20 M.Greilsammer, 《Rapts de séduction...》, p.55.
- 21 *Ibid.*, p.56.
- 22 F.ルブラン前掲書、15頁。
- 23 同上、22頁。
- 24 子どもが自由意志で結婚した場合に、その結婚を承知しない家族側が「子どもは感わされて連れ出されたのだ」と主張することからこう呼ばれる。家族が結婚に介入できるのは表向きは未成年者に対してだけであったので、「感わしの誘拐」は家族の反対する未成年者の結婚を意味することとなった。
- 25 F.ルブラン前掲書、22頁。
- 26 D.Haase-Dubosc, *op.cit.*, p.93.
- 27 G.Ribordy, *op.cit.*, pp.19-20, et p.81.
- 28 *Ibid.*, p.29.



---

<sup>29</sup> D.Haase-Dubosc, *op.cit.*,p.150.

<sup>30</sup> *Ibid.*,pp.152-156.

<sup>31</sup> *Ibid.*,p.150.

<sup>32</sup> *Ibid.*,pp.21-22.

## 第5章

### スダン公国宗主シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書（1594年）

#### —女性相続人と家門の継承—

##### 第1節 遺言書をめぐる謎

本稿でとりあげる、スダン公国女性相続人であり女性宗主でもあったシャルロット・ド・ラ・マルク（1574–1594）の遺言書は、フランスの国立古文書館の史料番号 273 AP 176 に収められている貴重なもので、当時の相続の実態を垣間見ることができる。公証人によって「1594年4月8日に作成」と明記されているこの遺言書の末尾には、Charlotte de la Marck と署名されている。まだ19歳という若さで遺言書を作成した背景には、何かしら死への予感というものが働いたのだろうか。実際に、この遺言書が作成された日からわずか一ヶ月の間に彼女は初めての子どもを死産する。そして、その1週間後には、彼女は夫一人を残して他界するのである。文面には次のように記されている。

「現在、私が妊娠中というデリケートな状態にあるということと、今年、多数の妊婦をおそった大きな災難を考慮して（中略）私の死後、主が私をお召しになった後しばらくして、私の意図するものと私の欲するものがかなえられるように、今現在この遺言書を作成する」<sup>1</sup>

不吉な予感はまさに的中した。そして女性相続人（シャルロット・ド・ラ・マルク）が残したこの文書により、38歳にして寡夫となったテュレンヌ副伯、アンリ・ド・ラ・トゥール（1555–1623）は、「ブイヨン公領とそこから彼女に付随する訴権のすべて、スダン、ジャメス、ロクール<sup>2</sup>の宗主領、スペイン国王によって篡奪、占領された土地にかかる権利のすべて（すなわちブイヨン城と独立領）、さらに彼女に付随する大所領、領地、領主権のすべて、さらに成文法地域に彼女が有する他の財産のすべて」<sup>2</sup>をラ・マルク家からラ・トゥール・ド・ヴェルニュ<sup>3</sup>家へと代襲させるのである<sup>4</sup>。

宗主を名乗る家系が刷新されたという事実は、同時代人にどのように受けとめられたのだろうか。およそ 100 年が経過していたとはいえ、やはりサン・シモン公は彼の『回想録』の中に、この出来事を取りあげ、ラ・トゥール・ドーヴェルニュ家がブイヨン公を名乗るようになった経緯を次のように説明している。「ブイヨンの元帥は、妻が所有していたすべてのものをそのまま保有する権利を要求した。彼のために計らって彼女が作成した遺言書の名において、彼はこの書類を一度として示さなかった。なぜなら、そのようなものは存在しなかったからである」。<sup>5</sup>家系の古さと正統性を何よりも重んじるサン・シモン公ゆえに、遺言書の名のもとにおこなわれた代襲を不快に感じ、得意の皮肉をきかせたのだろうか。それとも、存在しないといわれている遺言書によって公国宗主の座についたテュレンヌ副伯の辣腕は、その当時の人々には周知の事柄であったのだろうか。いずれにせよ、副伯の要求が実現するにいたった過程については、100 年以上にわたり疑惑の目が向けられていたことは確かである<sup>6</sup>。

ところで、サン・シモン公が存在しないと断言したはずの遺言書が 21 世紀の現在、フランス国立古文書館で確認できるというのはどういうことだろうか。この疑問に答えるためには、遺言状作成の由来を調べる必要があると同時に、1594 年 5 月 15 日、公国の女性宗主の死後、この遺言状が果たした役割をさらに詳しく調査する必要がある。この事件に関しては、ほとんど研究がなされていなかったが、2006 年に提出されたヤニック・ベネゼクの博士論文<sup>7</sup>により、ラ・トゥール・ドーヴェルニュ家がどのようにスダン公国に介入していったかが明らかにされ、1594 年の遺言書についても詳細に解明された。本稿は、このベネゼク論文を手がかりに、シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書が秘める謎を解き明かすとともに、事件の背後にあるもの、とくに貴族家系がどのような手段で継続されていたのかを女性相続人の遺言書が果たした役割を焦点に考察したい。そこには、16 世紀末の政治的、社会的そして宗教的背景が微妙に投影されていた。

## 第 2 節 ラ・マルク家—女性宗主の誕生—

今日、スダンはフランス北東部のシャンパーニュ＝アルデンヌ地域圏の一小都市にすぎないが、近世にさかのぼると、フランス王国と神聖ローマ帝国のあいだに位置する立地条件のゆえに、しばしば政治的に重要な役割を果たす舞台となった。戦略上の拠点となる条

件がそろっていたことから、1424年にはすでに、その後ヨーロッパ最大と呼ばれる要塞であるスダン城の築城が始まっている<sup>8</sup>。そして、この土地を何よりも特徴づけるのが、スダン公国が貨幣鑄造権までも持つ独立国であり<sup>9</sup>、国王でも皇帝でもない独自の宗主であるブイヨン公をいただいていたことである。さらに法的にみると、この公国は成文法地域にあたり、相続に関しては契約書に記された事項が有効性をもった。

最初に宗主位についたのは、ラ・マルク家のロベール4世(1512-1556)であった<sup>10</sup>。女性相続人の祖父にあたる人物である。彼には成人した息子が2人いた。長男のアンリ＝ロベール(1539-1574)はブイヨン公とスダン公国宗主を、次男のシャルル＝ロベール(1541-1622)も女性相続人であった母親<sup>11</sup>の恩恵によりモレルヴィエール伯を継承した。ところで、長兄のアンリ＝ロベールは、ブルボン家の一員であるモンパンシエ公ルイ2世の娘フランソワーズ・ド・ブルボン(?-1587)と1558年に結婚し、14年間の結婚生活で4人の子どもをもうけた。男子が3人と末娘のシャルロットである。アンリ＝ロベールが死の3ヶ月前1574年の9月1日に作成した遺言書には、万が一、自分の息子たちの血統が途絶えたときには<sup>12</sup>、公国宗主権は弟モレルヴィエール伯とその子孫にではなく、妻の家系であるブルボン＝モンパンシエ家に代襲させると記された<sup>13</sup>。すなわち、自らの出自であり、子どもたちにとっての父系親族にあたるラ・マルク家より母系親族のブルボン＝モンパンシエ家のほうを優遇したのである。なぜだろうか。

この問題を検討するには、まず時代背景を考慮にいれる必要がある。16世紀後半のフランスにおいて、戦うべき相手は、外国ではなく、国内にいた。カトリックとプロテスタントの両陣営に分かれてくりひろげられた宗教戦争は、1572年のサン・バルテルミーの虐殺事件で緊張のピークをむかえる。皮肉なことにラ・マルク家では、兄弟でカトリックとプロテスタントに分かれてしまった。兄のアンリ＝ロベール・ド・ラ・マルクがプロテスタントに改宗したのは、第一次宗教戦争の只中にあった1562年のことであった<sup>14</sup>。

アンリ＝ロベールの改宗およびスダン公国のプロテスタント化には、公国宗主妃だったフランソワーズ・ド・ブルボンの果たした役割が非常に大きい<sup>15</sup>。親ユグノー派であった母親ジャクリーヌ・ド・ロングウイーの影響でカトリックよりもプロテスタントの教えに親しんでいた彼女は、1562年夫とともに改宗する以前から、迫害を逃れてきたフランス各地のプロテスタントたちにスダンの国境を開放してもいた<sup>16</sup>。改宗以後、公国にプロテスタントを持ちこむにあたって、宗主夫妻は穏健な政策をとる。彼らの新しい宗教を臣民に押し付けることは決してせずに、カトリックとの融和や共存をめざしたのである。「信仰の

自由」が保障され、改宗の強要は厳禁とされた。カトリック教会の閉鎖も、教会人が逮捕されることもなかった<sup>17</sup>。1564年に宗主の名において発布された勅令には「宗教を理由として、行為あるいは言葉によって侮辱することを禁じ、違反すれば罰する。また、人を、その意思に反して、その者が容認していない宗教へ向わせることを、あるいは、それに関していかなる反目、論争、騒乱、騒動、反乱を扇動することも禁ずる」と記されている<sup>18</sup>。こうした寛容政策が、フランス本国から迫害を受けたプロテスタントをひきつけるのにそう時間はかからなかった。亡命したプロテスタントの多くは貴族、法曹関係者、医者、大学の知識人たちであり、アンリ＝ロベールは国政に彼らを登用することもためらわなかった<sup>19</sup>。おそらく、この支配階級のプロテスタント化が引き金となって、まずは貴族、ブルジョワ階級から、次第に民衆にまでプロテスタントへの改宗がひろまっていったと考えられる。宗主夫妻の改宗から、10年ほどの年月をかけて公国は自他ともにプロテスタント国と称するにいたるのである<sup>20</sup>。

唯一の例外は、アンリ＝ロベール、シャルル＝ロベール兄弟の母親フランソワーズ・ド・ブレゼが寡婦産の取り決めにより生涯にわたって所有を認められていたロクール領であった。長男の嫁が公国に持ち込んだ新しい宗教を毛嫌いしていた彼女は、領内でのプロテスタント信仰を禁じることを息子に認めさせたのである<sup>21</sup>。彼女の後継者としてモレルヴィエール伯位を継承した次男シャルル＝ロベールも当然のようにカトリック側にとどまり、国王軍の戦力として対プロテスタントとの戦争に参加するようになる。1573年のラ・ロシエルの戦いでは、兄と弟は敵・身方に分かれて戦うのである。実の兄弟であり、同じラ・マルクの姓を名乗りながらも、信仰する宗教の違いが決定的となって、兄は弟がスダン公国宗主の位を手にする可能性を一顧だにしなかったし、弟の方でも兄の意思表示に異議を唱えることはなかったのである。少なくともこの時点では。

さて、アンリ＝ロベールが他界したあと、スダン公国では寡婦となったフランソワーズ・ド・ブルボンが、未成年の息子の後見人として、1584年までの10年間、摂政として政治をおこなうこととなった。夫の存命中であったとき以上に、彼女はスダンのプロテスタント国化をすすめていく。この母親の後見のもとに育ったアンリ＝ロベールの3人の遺児たちは、生まれながらにプロテスタントの世代に属する。ただし、長子ギョーム＝ロベールが母親の後見から離れ、公国宗主としてようやく独り立ちしようというときになって、スダン公国の未来に暗い影がさしこんだ。というのも、1587年には、まずフランソワーズ・ド・ブルボンが、ついで宗主の弟ジャンが相次いで死亡したのである。ジャンはアンリ＝

ロベールの遺言書に従えば、このとき公国宗主継承順位の第二位にいる人物であり、23歳という若さでまだ結婚もしていなかった。立て続けに起こった肉親の死を目の当たりにし、自身も病床にあったギョーム＝ロベールは、同年1587年12月27日に遺言書を作成する。そして1588年の1月1日には、今度は彼がジュネーヴで客死するのである。26歳になったばかりで人生を終えることとなったスダン宗主も、やはり結婚はしていなかった<sup>22</sup>。ギョーム＝ロベール・ド・ラ・マルク（1562－1588）が残した遺言書には、公国宗主位の継承者として初めてシャルロットの名前が登場する。ラ・マルク本家には、もはや宗主の妹にあたる13歳の少女しか、家系を継ぐものが残されていないのである。遺言書に記されていたのは以下の事柄であった。同時代を生きた、歴史家ド・トゥの著作から抜粋する。

「彼は妹のシャルロット・ド・ブイオンを、宗主権が及ぶすべての場所において、いっさい宗教を変更させないという条件で、自身の普遍相続人に指名した。仮に彼女が子どもを残さずに死亡した場合には、伯父のモンパンシエ公、フランソワ・ド・ブルボンとその息子であるドンブ親王が、フランスの諸教会の宗派に従う彼らの臣民に与えられているのと同様に、プロテスタントの信仰の自由をも認めるという条件のもとで彼女に代襲するとした。ただし、この条項が完遂されなかった場合においては、新たにナヴァール王とその子孫が妹に代襲するものとし、彼らに代襲する者としてはコンデ親王、アンリ・ド・ブルボンを指定した。さらにもう一方で、妹の結婚相手には、ふさわしい身分の人物で、スダン、ジャメス、ロクール及び宗主権の及ぶ他のすべての場所にプロテスタントの信仰を確立させることができる者とした」<sup>23</sup>。

つまり、シャルロットを女性宗主に認める条件として、公国をプロテスタント国にとどめておくことと、彼女の夫となる人物もプロテスタントの力のある者ということ掲げたのである。

ところで、1587年に作成されたスダン公国宗主の遺言書においても、シャルル＝ロベールとその子孫たちは、公国宗主位を譲る可能性が排除されたままになっている。ラ・マルク家の直系が絶えた場合には、またしてもブルボン＝モンパンシエ家への代襲が示唆されている。しかし、このたびは、シャルル＝ロベールは納得がいかなかったようである。彼は、ギョーム＝ロベールの遺言書に異議を申し立て、宗主権の継承を主張する。だが、親、兄弟のいない未成年の少女を宗主にいただくこととなったスダン公国の不安定な状態につ

けこむのは今だと考えたのはシャルル＝ロベールではなかった。国王アンリ 3 世の母カトリーヌ・ド・メディシスも、公国宗主領の没収とシャルロットをカトリック教徒ロレーヌ公家の一員と結婚させることの可能性を国王に進言した<sup>24</sup>。さらに触手をのばしたのは、隣国の領主であり、カトリック同盟のリーダー、ギーズ公アンリ・ド・ロレーヌであった。この前年、自身のロレーヌ領をスダンのプロテスタント軍に荒らされたことへの報復を理由に、ギーズ公は公国の要地であるジャメスとスダンへの攻撃を開始したのである<sup>25</sup>。

ところで、この要地間を行き来するにはシエール川を越える必要がある。右岸に接するドウジ村には橋がかかっていたため、ここがロレーヌ軍の駐屯地となった<sup>26</sup>。指揮をとっていたのはロズヌであった。ところが、彼はロクールへの偵察に出むく際、村に 4 騎兵小隊しか残さないで出かけるという失策をおかしてしまう。この情報をいち早く聞きつけたスダン総督クリストフ・ド・シャゼルは、1588 年の 4 月 13 日早朝の 3 時、80 人の騎馬兵と 400 人の弓兵を従えてドウジ村へかけつけた。2 時間で決着はついた。スダン側は 2 人の死者と幾人かの負傷者、対するロレーヌ側は 140 人の死者と 200 人の虜囚をだした。シャゼルは、ロレーヌ軍の馬 200 頭と大砲 2 門、3,000 エキュ金貨を携えてスダンへ凱旋した。街のすべての鐘が打ち鳴らされ、歓喜にわく民衆が勝者を称えあげる中、彼らを出迎えに駆けつけたのは馬に乗ったシャルロット・ド・ラ・マルクその人であった。ドウジの英雄は、その時その場で、奪い取った敵方の旗を彼女に献上した<sup>27</sup>。公国の宗主は誰であるのか、スダンの人々が理解した瞬間であった。

### 第 3 節 女性宗主の結婚

スダンの女性宗主は一刻もはやく結婚する必要があった。ドウジで勝利したとはいえ、公国内は宗教戦争のあおりをうけて、報復行為が繰り返され国が安定しているとはいえない状態が続いていたからである<sup>28</sup>。ギョーム＝ロベールの遺言書には、シャルロットの結婚相手はプロテスタント徒であるべきことが明記されていたが、花婿候補に名乗りをあげたものの顔ぶれは多彩であった。小さいとはいえ公国宗主の地位は大変に魅力的であったようである。モンパンシエ公は、カトリックであり、また教会法に抵触する恐れがあるにもかかわらず、息子のアンリを後見している姪、息子にとっての実の従妹と結婚させた

がったし<sup>29</sup>、兄ギーズ公の後を継いでカトリック同盟のリーダーにおさまり、スダンを攻撃していたマイエンヌ公シャルル・ド・ロレーヌは、息子との結婚と和平交渉を同列に置いた<sup>30</sup>。ヌヴェール公ルイ・ド・ゴンザーグもまたカトリックであったが、ナヴァール王側に属していたので息子シャルルをスダンの女性宗主と結婚させることも可能であると考えていた<sup>31</sup>。領有する公領レトルが、スダンから南西に 40 キロメートルほどの近郊に位置していたことから領土の拡大を狙ったと思われるが、いささか楽観的すぎたようである。

花婿選びの決定権はナヴァール王のほか、スダン公国評議会と、先の宗主の親友であり、シャルロットの補佐を遺言書でも頼まれていた<sup>32</sup>ユグノーを代表する武将フランソワ・ド・ラ・ヌエが保持していたのだが、彼らは、スダンをプロテスタント国のまま維持させることを大前提に、シャルロットの夫はプロテスタントから選ぶことで意見が一致していた。ヌエが推したのはカジミール公の甥で、未来のプファルツ選帝侯となるはずのフリードリッヒであり、評議会もまたドイツの諸侯のなかから、クリスチャン・フォン・アンハルトを推薦した<sup>33</sup>。だが最終的には 1588 年の 5 月に、ナヴァール王と、「ユグノーの教皇」と渾名されるデュプレシ＝モルネが賛成する、フランス人でプロテスタントの貴族であるアンリ・ド・ラ・トゥールにおちつく<sup>34</sup>。彼、テュレンヌ副伯は、王の腹心であり、そのとき 36 歳であった。

対カトリックを念頭におきながらも、ドイツのプロテスタント諸侯と完全に手を組むことにも警戒を示すこの人選からは、ナヴァール王、つまり未来のフランス国王アンリ 4 世の政治的資質の高さがうかがい知れる。彼はスダンに、フランスにおける対ロレーヌ公家および対神聖ローマ帝国の盾となる役割を求めた。また、テュレンヌ副伯に白羽の矢が当たったのは、ナヴァール王にとって、彼は腹心でありながら、潜在的な敵でもあったからである<sup>35</sup>。ヴァロワ王朝のフランス宮廷での失寵が引き金となって、1576 年になって初めて、副伯はナヴァール王のネラック宮廷に出仕するようになった。彼がプロテスタントに改宗したのも、このころであった<sup>36</sup>。プロテスタントとしての資質は不鮮明でありながら、副伯の軍事的能力は、疑いようもなかった。ナヴァール王は、公国宗主の地位をちらつかせることで副伯に恩を売り、また彼をプロテスタントに必然的にとどめおくことのできるこの結婚を利用した。さらに、副伯を彼が大所領と影響力を有するフランス中部のオーヴェルニュ地方やリムーザン地方からひき離して、王国の北東へ追いやることで力の分散を図ったとともに、この優秀な軍人を王にとって目下のところ最大の敵であるロレーヌ公家へ対峙させることにより、現実と仮想の 2 大ライバルの力を同時に牽制したのである。



テュレンヌ副伯にとって、この女性宗主との縁談に異論があるはずもなかった。彼個人にとっても彼の家系にとっても、さらなる社会的上昇をはたせる千載一遇の機会と捉えたのである。副伯自身は、「長きにわたって王国における名門中の名門でありつづけた」<sup>37</sup>オーヴェルニュ地方の家門貴族ラ・トゥール家の出身であり、9つの要塞都市と120の村からなるリムーザン地方に有するテュレンヌ副伯領のほか、モンフォール伯領などの複数の封土を有する有力貴族であった<sup>38</sup>。つまり、彼はスダン女性宗主の結婚相手に「ふさわしい身分の人物」だったのだが、それでもシャルロット・ド・ラ・マルクに付随する宗主という地位、あるいは、彼女の政治的、宗教的立場と地理的な立地面からみたスダンの重要性に鑑みるならば、より敬意を払われるべきはシャルロットであることは、誰もが認めるところであった。

それゆえに、1591年10月15日スダン城内でアンリ4世立会いのもと、執り行われた結婚契約書には、妻の家格が夫より上とみなされる場合に特徴的な契約項目が列記された。ちなみに、「アンリ・ド・ラ・トゥールは以後、第一の称号として《ブイヨン公およびスダンとロクールロクールの公国宗主》を名乗ること」また「長子はラ・マルクの名前と家紋を、変更を加えずに使用すること。次男以下の子どもたちは、望むならば、ラ・トゥール＝ラ・マルクのそれを使用すること」、それに「統治と公国行政組織に関連するすべての証書、勅令は夫婦の連名で出されること」「公国領の所有者はシャルロット・ド・ラ・マルクのままであり、夫の署名以外に彼女の署名も必要であること」<sup>39</sup>とする項目のすべてが、この結婚が同格の家の結びつきである「同等婚」ではなく、典型的な女性側の「降嫁婚」であることを明白に示しているのである。

結婚契約書に署名すると、テュレンヌ副伯はたちまちにして軍人としての非凡な才能をスダンの人々にみせつけることとなる。当初、1591年10月27日に予定されていた結婚式は、スダンより34キロ南東に位置するストゥネに拠点をおくカトリック同盟カトリック同盟のスダンへの侵略が再開されたことで延期となった。27日その夜に、ストゥネに向かうため、副伯は400人の弓兵を率いてスダンを出発した。明け方の4時、町の外壁に到着した副伯の部隊は奇襲をかけた。ストゥネは難なく陥落してしまう。その足でスダンに戻った副伯は11月19日に晴れて結婚式に臨んだ。アンリ・ド・ラ・トゥールは、「私がこれまで見たなかでもっとも疑い深い人々」とアンリ3世の使者に言わしめた<sup>40</sup>スダンの人々に、当初から好意的に受け入れられることとなった。また、妻となったシャルロット・ド・ラ・マルクも夫に敬意を払っていた<sup>41</sup>。

なお、結婚契約書には副伯が妻より先に死亡した場合を想定して、「くだんの令嬢は、子どもがいない場合では 15,000 リーヴルの土地を、子どもがいる場合には 12,000 リーヴルを寡婦産として受け取る。」<sup>42</sup>と明記された。実際にはこの項目は必要とならなかった。彼女が 20 歳の誕生日を迎える前に、生まれてきた子どもの後を追う形で、夫より先に死亡したのは 1594 年 5 月 15 日、契約書に署名がなされてからちょうど 2 年 7 ヶ月後のことであった。

#### 第 4 節 シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書

妻の死亡の知らせを聞いて、アンリ・ド・ラ・トゥールは、早々に手をうたないと、自分の立つ基盤が弱体化してしまうことを自覚した。ラ・マルク本家の女性相続人であったシャルロットが、子どもを残さずに他界したことで、ギョーム＝ロベールが 1574 年に作成した遺言書に想定してあった内容が現実のものとなり、遺言書の効力が新たに蘇ったからである。1591 年の結婚契約書には、子どもを残さずに妻が先に死亡した場合については触れられてはいなかった。ギョーム＝ロベールの遺言書を踏襲すると了解されていたのだろう。そこで、まずアンリは、女性宗主の死をアンリ 4 世に知らせる使者を大至急派遣し、公国宗主の座に自分がとどまれるように王の力添えを請う書状を持参させた。そこには、

(1) 妻が嘘偽りのない愛の証として、彼に全財産を譲ったこと、(2) それが彼の正当な所有であることを、国王の権威と厚情で保護してもらいたいこと、(3) 彼が得た権利に反論を述べるものが多数でてくることが予想できるが、彼が国王と面会したときにその証拠については提示するつもりであること、が書かれていた<sup>43</sup>。それに対してアンリ 4 世は彼に保護を与えると返答したが、以下の一文を付け加えることも忘れなかった。「もし貴殿が記述したとおりに、法と正しい理由と資格に基づいているのであれば、余の厚情と援助と保護を保証できるすべてのものを、いとも善良な臣民一人のために、ふるまい続けるわけにはいかないだろう」。<sup>44</sup>

国王同様に、スダン公国民を味方につけることも、アンリ・ド・ラ・トゥールが打った布石の一つであった。彼は、公国全土に「シャルロットは相続人にモニ侯爵、ルイ・ド・ラ・マルク<sup>45</sup>を定めた」との噂を流して民衆の反応を確かめた。公国におけるカトリックの復活と信仰の自由が失われることを予想して、人々は自分たちの恐怖心をアンリ自身に

訴え出た。民意は自分に味方しているとの確信を得て、彼は噂を打ち消し、妻の遺言書を発見したこと、それによって彼は宗主の座にとどまり、国はプロテスタントのままであることを人々に確約した<sup>46</sup>。妻の書類を整理しているときに発見されたと彼が主張するこの遺言書こそが、現在、フランスの国立古文書館に保管され、私たちが目にすることのできるシャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書なのである。

この史料に目を通して見てみよう。最初の項目は、公国がプロテスタント国として存続することである。

「第一に、私の宗主権のおよぶところで長きにわたって受け入れられてきた、聖なる神の改革派教会の幸福と保全が続いていくこと、永久に維持されていくことを望みます」<sup>47</sup>

それに続いて、夫（アンリ・ド・ラ・トゥール）が示してくれた愛情への返礼に、彼女（シャルロット・ド・ラ・マルク）が成文法地域に有する領土とそれに付随する権利のすべて、つまりスダン公国宗主権もそこに含まれることになる全権利を夫へ譲るとの記述が続く。

「私は、夫である殿が、かいがいしくも常に私に対して抱き、示してくださった、妻が夫に望みうる心からの完全なる親愛の情を思うにつけ、また国王とフランス国の敵との戦いへ出陣なさる前に、私のために成文法地域の国々にお持ちの財産の譲渡が記された遺言書を託してくださったことまでも思うにつけ、さらに私たちの結婚契約書の中で交わされた生前贈与を行ってくださったことを思うにつけ、彼の愛情へこたえる私からの愛の証として譲渡を行います。現在、妊娠中の子ども、あるいは今後生まれてくるはずの別の子どもを残さずに私が他界したときには、ブイヨン公領と、スダン、ジャメス、ロクールの宗主領と私の所領のすべてから派生した私に付随する権利と訴権は、（中略）殿、私の夫のものとなることを望みます。また同様に、セリニャン、プリヴァ、アルランド、アラモン、ボーム＝ル＝ランジ、ヴァラブレグの男爵領、土地、所領とドフィネ地方に有するオマール公と共有する土地の半分を、また一般的に成文法地域において私が有する他の財のすべてを、また成文法地域にあるすべての私の土地と所領、宗主領を殿、私の夫へ、彼とその子孫が永久に享受できるように譲り渡します」<sup>48</sup>

さらに遺言書は、母方と父方の両方の叔父の家系へ、慣習法地域に保有する土地を譲渡すると述べる。

「父方と母方の家系から私が受け継いだブレネ伯領とモニとプランの男爵領、それにノジャン＝ル＝ロワ、ショーモン＝シュール＝ロワールとラ・フェルテ＝ゴシエの城主権については、(中略)父方、母方の財ともに慣習法地域にあるものです。私はそれらを父方と母方の相続人へ残します。くだんの財が座す場所の慣習によって決められたものに互いに則って、父方に関しては、私の叔父のモレヴリエール伯が、母方に関しては私の従兄のモンパンシエ公が相続するものといたします」<sup>49</sup>

そのほか、遺言書には、亡き母親がスダンに設立した神学校に 12,000 リーヴル、救貧委員会に 6,000 リーヴル、そして新しく建つプロテスタント教会に 3,000 リーヴルを寄進することが述べられるが、あわせてスダンに呼び寄せていたシャルル＝ロベールの息子と娘にも、10 歳であった娘のカトリーヌにも結婚資金として 10,000 リーヴルを、13 歳のルイには「武具を身につける年齢になったとき、供まわりと武具一式を揃える足しに」20,000 リーヴルを与えることと、また奉公人たちへの支払いが約束され、これらの金銭は、上にあげたフランス国内の慣習法地域に属する彼女の財産から使用されると定めていた。

遺言の執行人を指名したあと遺言書は、「私の意図するものと最後の望みをかなえる最良の形式と方法として」この文書をしたためたと説明する。あとは、遺言書の作成に携わった人物の名前と肩書きが記され、「スダン城、1594 年 4 月 8 日」というように、場所と日付が書かれており、行が改まり、これまでとは明らかに異なる書体で *Charlotte de la Marck* と署名が入っている。その下にほかの 6 名の署名が続き、最後に、この遺言書のスダン宗主国法院への登録が完了したことを記す一文と 1594 年 6 月 10 日の日付、*Dreincourt* の署名で終わるものが、この遺言書の全容である。

ところで、今日では簡単に目にすることのできるこの遺言書だが、シャルロットの署名の入ったオリジナルを目にしたものは、上にサインした人たちを除けば、近世を通してアンリ・ド・ラ・トゥール以外に一人もいなかった。彼が提示をかたくなに拒んだからである。のちのシュリー公で財務長官ともなるマクシミリアン・ド・ベテューヌも、アンリ 4 世の命で遺言書を鑑定するためにスダンを訪れたのだが、3 日間にわたる大歓待を受けたあとで、「自分のために妻が作成したと彼がいうその遺言書を示すように」との国王の望み

を切りだしたところ、以下の理由で拒絶された。「贈与契約書は小箱に収められてしまっている。私に読ませたあとで、彼女自身の手によってしまわれ、隠されてしまったからだ。私を面倒にひきこみ、私の善行につけこもうとする人々に対して、法廷で役立たせることを除いては絶対に開けないよう、私に約束させたのだ」。<sup>50</sup>

これで収まらなかったのが、突然の遺言書の出現によって、公国宗主権の継承から排除された人々であった。シャルロットの母系親族にあたるブルボン＝モンパンシエ家と男系親族のラ・マルク分家である。ブルボン＝モンパンシエ家の場合、ギョーム＝ロベールの遺言書では、シャルロットが跡継ぎを残さずに死亡した場合、成文法地域に属する公国領の土地とそこに付随するすべての権利、つまりスダン公国宗主権もそこに含まれる権利のすべてが、叔父のフランソワ・ド・ブルボンおよびその子孫によって代襲されることになっていた。1594年時には、当主はフランソワから長子のアンリに代わっていたが、当然、アンリ・ド・ブルボンに異議を申し立てた。けれども、アンリ・ド・ラ・トゥール側の対応はすばやかだった。同年の1594年10月24日にはアンリ4世立ち会いのもと、すでに両家系のあいだで和解が成立している。

「この和解は、いとも高貴で、いとも強大であり、いとも名高き君主、フランスとナヴァールの王、アンリの同意の意向と権限によってなされる。王はくだんの和解に対して、それがいつまでも続くことを望まれ、亡きブイヨン公の遺言書による譲渡によって、陛下がお持ちであられ、お持ちであられるはずであったブイヨン公領とスダン、ロクールの宗主領にかかるすべての権利と訴権を過去と現在においてあきらめ、放棄なさる。さらにブイヨン公、アンリ・ド・ラ・トゥール殿に善きようにはかれ、それらのものをくだんのブイヨン公殿へ渡され、彼とその子孫が寄贈、譲渡、撤回不能譲渡、生前贈与を行うことをお認めなさる。同様に、国王陛下はくだんのモンパンシエ殿に対しても善きようにはかれ、遺言書による譲渡に従って、お持ちであられ、お持ちであられるはずであったジャメスの土地と宗主領にかかるすべての権利と訴権、そこに付随するものを過去と現在においてあきらめ、放棄なさる」<sup>51</sup>

アンリ・ド・ラ・トゥールは、ジャメスの宗主領を交換条件に、モンパンシエ公を納得させたのである。その一方、シャルル＝ロベール・ド・ラ・マルクとの和解は難航した。そもそも彼は、ギョーム＝ロベールの遺言書にも異議を申し立てており、分家が存続して

いる以上、遺言書によって代襲を定める権利を、ギョーム＝ロベールもシャルロットもどちらも有してはいなかったと主張した。彼は 1591 年の結婚契約書を引き合いにだして、長子がラ・マルクの名と紋を、変更を加えずに使用する、と取り決めがなされたのは、公国の永続とラ・マルクの名の継続が同一視されたからで、そこに代襲が入り込む余地はないはずであると訴えたのである<sup>52</sup>。しかし、成文法地域における契約書の効力が、父系の親族意識を寄せ付けず、この訴えは却下された。そこで彼は力づくで公国を奪おうと、1598 年 1 月 12 日、スダン城を奇襲する行動にでた。内通者により情報は当局に筒抜けであったため、作戦は大失敗に終わった。

結局、シャルル＝ロベールは 1601 年 8 月 25 日にようやく和解に応じることとなる。彼は、アンリ・ド・ラ・トゥールが有するスダンとロクールの宗主領、ブイヨン公領等の土地に対する権利を認めた。その代償に彼も、成文法地域から土地を得るほか、15,000 リーヴルと、終身の年金 6,000 リーヴルを保証される。さらには、「ブイヨン公」のタイトルを名乗る権利までもが、「彼の終生において」という限定つきではあったが、認められた<sup>53</sup>。アンリ・ド・ラ・トゥールは、ここで晴れてスダン公国宗主と認められたのである。臣民にもフランス国王にも前宗主の親族にも代襲を承認させ、以後は、公国の永続と同一視されるのは、ラ・トゥール・ドゥヴェルニュ家の名前の継続となるのである。

## 小括

シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書は確かに実在している。だが、それは本物だったのだろうか。もっとも、たとえ遺言書が女性相続人の死後に作成されたものであったとしても、誰か他の者の手によって署名がなされていたとしても、独立公国の宗主であり、宗主国の法廷をもつ人物が鑑定を拒む以上、パリ高等法院さえもその閲覧を強制する法的権限はもたなかったのである。それを知っていたアンリ・ド・ラ・トゥールにとっては、フランス国王とスダンの人民が自分が宗主の座にとどまることに賛成していることが判明した時点で、自らの勝利を確信したはずである。そのあとは、遺言書という体裁を繕うだけで事が足りた。遺言書に最後に記された一文「私の意図するものと最後の望みをかなえる最良の形式と方法として・・・」の「私」とは、アンリ・ド・ラ・トゥールであることはもちろんだが、アンリ 4 世であり、スダン公国民でもあったのである。

アンリ・ド・ラ・トゥールにとって、フランスと行政組織を別にする独立公国（スダン）の女性相続人と結婚することは、飛躍的な社会的上昇の実現であった。だがそれでも、結婚契約書の取り決めに従えば、彼の宗主としての権威は妻によって認められるだけのことであって、公的に公国の宗主はラ・マルク家の相続人である妻、シャルロットであることに変わりはない。ラ・トゥールの家名と家紋を後世に残すことにも制限が加えられた状態で、自らの出身家系の継続は、風前の灯だったのである。予期せぬ妻の死は、宗主権継承の権利をもたない彼の立場を危うくするはずだったが、同時にその権利をつくりだす絶好の機会ともなった。代襲相続は、それが要求されたときからさかのぼって、もつとも日付の新しい契約書に記載された事項によって判断がくだされる。妻が遺言書を残し、自分と自分の子孫に代襲を認めることが記されていれば、ラ・トゥール家がラ・マルク家に代わって宗主国の正当な主となって、後世へもラ・トゥールの名前を残すことができるのであった。

アンリ 4 世にとっては、内外の敵への対策としてスダンの宗主権を、彼がまだナヴァール王時代であったころからの忠臣である、アンリ・ド・ラ・トゥールに委ねたままにしておく方が都合よかった。国内と外国のカトリックへの対策のためである。カトリック同盟リーダーのロレーヌ家の中核的な所領であるロレーヌ公領は宗主領の隣にあり、スペイン領ネーデルランドはブイヨン公領に隣接していた。オーストリア・ハプスブルク家の神聖ローマ帝国もまた、スダンの宗主領と国境を接していた。アンリ 4 世は、プロテスタント国家としての地位を確立していた独立宗主公国スダンの状態を認めることで、保護者の役割を演じつつも、脅威の矛先をフランスから回避させる可能性を考慮にいれていたといえる。さらに、アンリ・ド・ラ・トゥール自身への対策の意味もあっただろう。名家の出身で、多くの所領を持ち、戦の才にも秀でたこの有力貴族が自身の敵となる可能性を、王は常に考えていた。代襲を認め、宗主の座につけてやることで、彼の王やプロテスタントへの忠誠心も、確かなものにできるはずであった。シャルル＝ロベール・ド・ラ・マルクが公国宗主権をめぐるアンリ・ド・ラ・トゥールに対する訴訟を起こしたときに、アンリ 4 世がもらした「余はブイヨン殿に勝ってもらいたいと思う」<sup>54</sup>という言葉は、偽りのない彼の本心であったはずである。

スダンの人々にとっては、自分たちが享受していた信仰の自由を護るためにも、公国宗主は、この保護策をとってきた先の宗主たちと同じプロテスタントであることが望ましかった。結局のところ、宗教の寛容政策が実現しているのは、プロテスタントの領主がカト

リックを容認している場合だけで、その逆の例をみたためしが無い。彼らにとって、公国の永続とラ・マルクの名の継続を一致させることだけでは意味をなさなかった。公国はプロテスタント国として存続することだけが、彼らの願いであり、それができる人物なら家の名を問う必要はなかったのである。力に訴えようとしたシャルル＝ロベールの奇襲が失敗に終わったのも、いや、そもそも奇襲にしか訴える手段がなかったのも、スダン公国の民が、ラ・マルクの名を有する彼よりもアンリ・ド・ラ・トゥールを自分たちの宗主に選んだからだといえよう。

宗教戦争という時代を背景に、家系の存続という社会的な側面、敵への対策という政治的な側面、また信仰の自由の保護という宗教的側面からさまざまな思惑が絡みあい、利害の一致を見出す歴史的過程を、一通の遺言書が教えてくれた。事件から400年以上が経過した現在では、その真贋を鑑定しても結果に注目する人は、そうはいないはずである。だが、この遺言書は、本物、偽物どちらであったとしても、当時の時代を語る証言者であり続けている。

ここまで第2部の4章と5章では、女性相続人を家系に取り込もうとする側からの視点で、貴族家系の存続と発展のあり方を考察してきた。それでは、女性相続人を輩出した家系は結婚をどのように捉え、実践していったのだろうか。代襲相続が立ち行かなくなってきたことは、既に第2章と3章で確認した。そのなかで、女性相続人の家系が結婚に求めた意味を次章では探っていきたい。



〈註〉

- 1 A.N. 273. A.P. 176.
- 2 Ibid.ただしこの記述は遺言状本文ではなく、史料整理用に別に記されたとみられる要約から抜粋した。
- 3 アンリ・ド・ラ・トゥールが自身の名前と紋にオーヴェルニュ家のものを加えるのは、直系の相続人であったマルグリット・ド・ヴァロワが亡くなった1606年以後からである。
- 4 アンリ・ド・ラ・トゥールはシャルロット・ド・ラ・マルクの死から1年後の1595年にオランジュ公ギョーム・ド・ナソーの娘エリザベートと再婚し、8人の子をもうけた。ルイ14世時代のフランス元帥で、大テュレンヌと称された父と同名の息子もその一人である。
- 5 Louis de Rouvroy, duc de Saint-Simon, *Mémoires*, édition établie par Yves Coirault, tome II, Paris, 1983, 1701-1707, p.828.
- 6 ヌムール公夫人も、彼女の『回想録』の1649年の中で「人は彼の父親が策を弄してスダンの宗主権を篡奪したと確信しているのにもかかわらず・・・」と述べている。
- 7 Y. Bénézech, « Dieu bat et n'abat » : la Principauté de Sedan, Raucourt et Saint-Menges sous les La Tour d'Auvergne (1591-1652) », Thèse de Doctrat sous la direction de M. Bernard Grunberg, Université de Reims-Champagne-Ardenne U.F.R. Lettres et Sciences Humaines, Juin 2006.
- 8 A. Sartelet, *Le château-fort de Sedan*, l'Association pour la Valorisation des Atouts Culturels de la Champagne-Ardenne (AVACCA), 1998, p.4.
- 9 1549年にフランス国王アンリ2世によって承認される。
- 10 彼は、まず臣従の誓いをする必要がない領主裁判権を有する封土を購入し、ここをブイヨン公領の分封土とした。そしてこの領地内で宗主としてふるまうことでブイヨン公領の宗主であることをまずアンリ2世に認めさせ、ついで公的に公国宗主の肩書きを名乗ることで世間にも承認させるという巧妙な方法をとった。
- 11 モレルヴィエール女伯フランソワーズ・ド・ブレゼ (?-1574)。ディアヌ・ド・ポワチエの娘である。国王アンリ2世によるロベール4世への特権の承認の数々は、この親族関係から派生したものと思われる。モレルヴィエールはノルマンディー地方に位置する領地。
- 12 3男のアンリ＝ロベールに関しては、生年が1571年11月24日であることは判明しているが没年は夭逝したと伝えられるだけで不明。父親の遺言書作成時に存命していたかは括弧つきである。シャルロットは1574年11月5日に生まれであるので12月2日に父が他界したときにはすでにこの世にいたが、遺言書作成時には性別はいまだ不明な状態であったはずである。生没年月日の出典はすべてアンセルムによる。Le Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la Maison Royale de France*, Tome VII, Paris, 1726-33, p.169.
- 13 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.125.
- 14 Saint-Simon, *op. cit.*, p.1575.
- 15 フランスの宗教改革に貴族女性が果たした役割については、Nancy L. Roelkerの研究に詳しい。たとえば、「Les femmes de la noblesse huguenote au XVIe siècle », *Actes du colloque L'amiral de Coligny et son temps (1972)*, Paris, 1974, pp.227-250.など。
- 16 R. A. Lambin, *Femmes de paix : La coexistence religieuse et les dames de la noblesse en France 1520-1630*, Paris, 2003, p.221.
- 17 *Ibid.*, p.223.
- 18 Cité dans R. A. Lambin, *op. cit.*, p.223.

- 
- 19 *Ibid.*, p.222.
- 20 *Ibid.*, pp.222-223.
- 21 *Ibid.*, p.223.
- 22 Père Anselme, *op. cit.*, p.169.
- 23 Jacques-Auguste de Thou, *Histoire universelle : Avec la suite par Nicolas Rigault, les mémoires de la vie de l'auteur*, 1742, Tome VII, Livre XC, p.160.
- 24 *Ibid.*, p.162.
- 25 *Ibid.*
- 26 *Ibid.*, p.164.
- 27 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.130.この場面が描かれた絵画は現在もスダン城内に展示されている。
- 28 ロレーヌ軍のジャメス占領は 1588 年の 7 月 25 日まで続く。その後も、スダン軍によるモン＝デュー修道院の破壊、リーグ派によるブザス村の焼き討ち、スダン軍によるトロワ攻撃等、宗教的対立を背景とする戦いが繰り返された。
- 29 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.131.
- 30 J.-A. de Thou, *op. cit.*, Tome VIII, Livre CII, p.44.
- 31 *Ibid.*
- 32 *Ibid.*, Tome VII, Livre XC, p.160.
- 33 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.131.
- 34 *Ibid.*
- 35 J.-A. de Thou, *op. cit.*, Tome VIII, Livre CII, p.45.
- 36 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.118.
- 37 Ch. Justel, *Histoire généalogique de la Maison d'Auvergne justifiée par les chartes, titres, et histoires anciennes, et autres preuves authentiques*, Paris, 1645, Livre p.203. アンリ 4 世が 1590 年に述べたといわれる。
- 38 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.132.
- 39 *Ibid.*
- 40 *Ibid.*, p.129.
- 41 *Ibid.*, p.134.
- 42 Ch. Justel, *op. cit.*, p.267.
- 43 Secrétaires de Sully, *Mémoires des sages et royales oeconomies d'estat de Henri le Grand*, dans la *Collection des Mémoires relatifs à l'histoire de France, depuis l'avènement de Henri IV, jusqu'à la paix de Paris, conclue en 1763*, par M. Petitot, Tome II, Chapitre XXIV, Paris, 1820, p.266.
- 44 *Ibid.*, p.273.
- 45 シャルロットの父方の叔父シャルル・ロベールの次男。彼は妹のカトリーヌとともに実際にスダンのシャルロットのもとへ、叔父との和解交渉を理由に呼び寄せられていた。
- 46 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.135.
- 47 A.N. 273. A.P. 176.
- 48 *Ibid.*
- 49 *Ibid.*
- 50 Secrétaires de Sully, *op. cit.*, p.293.
- 51 Ch. Justel, *op. cit.*, pp.276-277.
- 52 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.143.
- 53 *Ibid.*, pp.147-149.だがシャルル＝ロベールは、すぐに和解契約の無効を訴えはじめる。
- 54 Tallemant des Réaux, *Historiettes*, édition établie et annotée par Antoine Adam, tome I, Paris, 1960, p.184.

## 第6章

### 近世フランス貴族の女性相続人

#### 第1節 「実質財」か、「象徴財」か

##### (1) 女性相続人との結婚による貴族家系の発展：混成型の所領

これまでも詳しくみてきたとおり、近世のフランス貴族は「貴族の相続(partage noble)」と呼ばれる独特の相続方法を実践していた。その特徴は男系長子相続にある。したがって、子どもたちの結婚も明確な意図をもって、家系によってコントロールされていた。そのため、家系の相続人となる長男の結婚が何よりも優先されていた。多くの場合、彼らが結婚相手を選ぶのは、威信という社会的な面でも収入という経済的な面でも自身の家系と同程度の家系に属する女性、なかんずく全財産を女性一人が受け継ぐ「女性相続人(héritière)」である。すなわち、同等婚の実践であった。降嫁婚などのあまりにも大きい格差のある結婚を選択しないのは、代襲を要求されるなど、男性の家系の存続危機が生じる恐れがあったからだと考えられる。ナシエによれば、小貴族から大貴族や君主にいたるまで、所領を保有するあらゆる階層が同等婚を実践し、何代も続けて繰り返される傾向にあったようである<sup>1</sup>。最大の要因は、婚姻という正統な手段で財の拡大がおこなえたからにほかならない。

たとえば、ブルターニュ地方では、1491年のプレシ＝アンジェ領主の一人娘とモール領主の長男の結婚は、両家系ともに1480年には3,000リーヴルの所領収入があったことが判明しているので、家格において同格であったことがわかる。この結婚から生まれた男子は両親の所領を合わせて6,000リーヴルを相続した。彼は1513年にブルターニュの名門貴族ロアン家の分家の女性相続人と結婚する。この結婚によりモール領主は8,000リーヴルを越える所領収入を手にすることとなり、所領は伯領へ格上げされる。わずか2世代で、モール領主の所領収入が2.6倍になったのは、連続して女性相続人と結婚したからだといえよう<sup>2</sup>。

同様の事例は列挙すればきりが無いが、たとえば、同じくブルターニュ地方の中級貴族

デュ・パルク家は、1460年から1607年の6世代のあいだに長男を、近郊に住む所領収入が300～800リーヴル程度の中級貴族の女性相続人と結婚させること5回の結果、もとの所領から直線で100キロ先まで所領を拡大することに成功し、1637年にはフランス国王より所領を侯爵領に格上げされている<sup>3</sup>。

こうした同等の家系の相続人同士の結婚は、両家系の実質財が統合されて所領が拡大していく。マキアヴェッリは君主国のタイプの一つとして「混成型の君主国」<sup>4</sup>をあげ、その定義を、「君主の血統に服従してきた世襲的な領域」<sup>5</sup>をその所有権を獲得した新しい主が、自らの旧来の領土に併合させた地域としているが<sup>6</sup>、こうした新興の君主の行動は、女性相続人との結婚によって正統的に所領を獲得し、もとの自分の所領と統合して所領の拡大をはかる、上にみてきたフランス貴族の行為と何ら変わるところがない。またマキアヴェッリは、「混成型の君主国」をうまく維持していくための条件の一つに「かつて支配していた君主の血統を絶滅する」<sup>7</sup>ことと指摘する。家産は「貴族の相続」に従って、父系継承で受け継がれていくため、妻の家系のものをそっくりそのまま夫の家系へ取り込むには、妻の親族が絶えていることが必要であった。女性相続人の家系は絶える運命にあるから、「混成型の相続」をするにふさわしいとされたのである。こうした認識が共有されていたことは、同時代に書かれた貴族辞典や家系図が、女性相続人の結婚でその家系を終焉とさせていることから確認できるだろう<sup>8</sup>。それを回避しようと、女性しか相続人のいない家系は財の女系継承を画策する行動にでる。例をみてみよう。

## (2) ラヴァル家当主「ギイ・ド・ラヴァル」の場合

ブルターニュ地方に大所領を有する名門の貴族家系であるラヴァル家は、代々の当主に「ギイ・ド・ラヴァル」を名乗らせるなど象徴財の継承の仕方に特徴をもつ家系であることは、第3章でも確認したことである。「ラヴァル領主の非常に高貴であり古い家系は、人の記憶に遡れないほど太古の時代より、脈々と男系で垂直に継承されていった」と、15世紀の結婚契約書にはラヴァル家の家系の古さを誇る文言が登場している<sup>9</sup>。さて、1424年に長女をヴァンドーム伯ルイ・ド・ブルボンと結婚させたラヴァル家であるが、結婚契約書は新婦となる長女のジャンヌ・ド・ラヴァルの出自をこう記している。

「非常に高貴で有力なガヴルとモンフォールとラ・ロッシュの領主であったギイ・ド・ラヴァルより家政管理をまかされ、子どもたちの後見人となったラヴァルとヴィトレと

ここからは、結婚する長女の父親であるラヴァル家の当主ギィ・ド・ラヴァルがすでに亡くなっていること、後見人には寡婦となった彼女の母親がついていることが分かる。さて、この結婚契約書を読みすすめていくと、この家族の状態がより詳しく説明されている箇所へといきあたる。少し長くなるが引用しよう。

「亡きギィ・ド・ラヴァル殿は、絶対なる神がお決めになったように、生前はラヴァルとヴィトレの領主であり、最後の妻であったジャンヌの夫であり、アンヌの父であったが、寡夫となった後、一人息子で、唯一の男の子どもであった生前はガヴル領主と呼ばれていた亡きギィ・ド・ラヴァルを亡くしてしまい、この年齢では、愛しい息子にかわる男子を得るといふいかなる望みももてず、唯一の娘であり筆頭相続人となったアンヌに結婚という手段によって、その夫となる人物が彼（ギィ・ド・ラヴァル）の生存中は息子カヴル領主の「名前、叫び声、紋章、印章」を継ぐことを、また彼（ギィ・ド・ラヴァル）の死後は、この結婚を通して、くだんの女性領主アンヌ・ド・ラヴァルの夫となったラウルとモンフォールとラ・ロッシュの亡き領主の長男であったジュアン・ド・モンフォールと名乗り、呼ばれていた人物が、くだんのラヴァルとヴィトレとガヴルの領主たるギィ・ド・ラヴァルとなることを知らしめた。そして、このギィとアンヌ・ド・ラヴァルの結婚からは3人の息子（中略）と2人の娘が誕生した。長女がくだんのジャンヌである」<sup>11</sup>

つまり、冒頭に出てくるギィ・ド・ラヴァルとは、新婦の祖父にあたるギィ 12 世のことであり、新婦の父親のギィ・ド・ラヴァルではない。ギィ 12 世は一人息子の不慮の死によって、残された娘のアンヌをラヴァル家の筆頭相続人に決めると同時に、その夫をラヴァル家当主に据え、またそのために夫のアイデンティティをモンフォール家のものからラヴァル家当主のものへと完全に代襲させたというのである。新婦ジャンヌの亡き父親であったギィ・ド・ラヴァルは、こうした経緯でラヴァル家当主となった。世間あるいは、ラヴァル家の子孫たちまでもが、ラヴァルの家系は「人の記憶に遡れないほど太古の時代より、脈々と男系で垂直に継承されていった」との錯覚を起こしたが、その裏にはこうした状況もあったのである。ラヴァル家の例は極端だとしても、このように女性相続人を輩

出した家系が、それを「家門の危機」と捉えて、家を存続させる目的でとる結婚と家産政策、とりわけ象徴財の継承手段の特徴をより詳しくみていくことにする。

## 第2節 女性相続人の結婚と象徴財の継承

### (1) 代襲相続

本論第2章でも述べたように、女性相続人を輩出した家系は、しばしば代襲相続に頼ろうとする。女性相続人の結婚時に、夫側の家系に代襲を要求するのである。具体例を挙げれば、前節で論じたギィ・ド・ラヴァルの例がそうであったし、1341年のブルターニュ公国の女性相続人と一介の伯にすぎないプロワ伯の、それも長子ではなく次子との結婚が、このケースにあてはまる。中小の貴族も同様である。たとえば1520年、ブルターニュ地方にあるルゾンという所領の女性相続人ジャケット・ド・コエトロゴンは、ル・プレートル家の次男と結婚する。両家の所領収入は400リーヴルと同格の家系であったが、女性相続人と長男でない男性という立場の違いがあった<sup>12</sup>。契約書には「この結婚契約書によって、自身（ル・プレートル）の家紋を捨て、妻のそれを用いる義務を負う」<sup>13</sup>という文言が明記されている。

女性相続人を輩出した家系が何とか家系を存続させることを画策するため、この場合、結婚は、夫へ妻方居住を強い、女性相続人である妻の家系の名と紋をそのまま子孫に継がせようとする。男系の長子相続を特徴とする貴族の相続の基本形が、女系の家産継承の形、つまり子どもが母方の家産を継承する形へと変化するときは、母が家系で唯一残された相続人であり、かつ父より社会的な身分が圧倒的に高いときである<sup>14</sup>。とりわけ、代襲相続を伴う結婚は、降嫁婚の形態をとることになる。14世紀後半から16世紀までの結婚契約書の中でこの条件を明記する傾向にあることが、ナシエなどの先行研究から明らかにされている<sup>15</sup>。付記すれば、同時期のイングランド貴族について研究をおこなっているローレンス・ストーンもこうした傾向を指摘し、夫にとって自身の家系の紋を放棄することは家名を放棄することより、精神的に大きなショックをあたえるものであったこと、こうした放棄を強要できるのは、家系の威信と資産においてより低位の、しかも相続人でない次男以下の男性となることを確証している<sup>16</sup>。

## (2) 同族婚

次に、家系存続のために女性相続人を輩出した家系が選択するパターンは、同族婚あるいは族内婚と呼ばれる結婚形態による家産継承である<sup>17</sup>。夫婦ともに父方の親族の一員であることで、すでに同じ家紋と同じ家名を有していることから、生まれてくる子どもへの象徴財の継承が問題にならないことがこの結婚の最大のメリットであった。ただ、同族婚の結婚形態は、家系消滅の危機に備えて創設した分家を主家に回収していくことにもなるので、親族関係が広がらず、結果的に家系が弱体化しやすいというデメリットがあげられる。

具体例をみていこう。ブルボン家の結婚政策には、この形態が顕著にあらわれている。ブルボン公領の女性相続人シュザンヌ・ド・ブルボン、従兄弟にあたるブルボン＝モンパンシエ家のシャルル・ド・ブルボン（ブルボン元帥、後に神聖ローマ帝国皇帝カール5世に仕えることになる人物）と1505年に結婚する<sup>18</sup>。1521年にシュザンヌが子どもを残さないまま亡くなると、ときのフランス国王フランソワ1世はブルボン公領が親王領であることを理由に、公領の王国への返還を求めた。同族結婚による親族関係の縮小によって、ブルボン家は、王権に対抗できるほどの強大な力をそのときにはもう持っておらず、広大な公領は国王に召しあげられてしまうことになる。シュザンヌ・ド・ブルボンの実の母、アンヌ・ド・フランスは「今、私たちがこのような事態に陥り、訴訟騒ぎを起こされているのは、婚姻政策が誤り（faute d'alliance）であったからにはほかなりません」<sup>19</sup>と娘の同族婚が誤りであったと認める。

このアンヌ・ド・フランスは、夫の亡くなった1503年以後、娘シュザンヌの後見人として所領管理をはじめ、家系の維持に力を注いでいる。たとえば、1504年にはすでに所領購入なども彼女自身の名でおこない<sup>20</sup>、一族の所領拡大に女性相続人の後見人として彼女が役割を果たしていたのだが、娘の結婚は、彼女の思惑とは異なり、家系維持と発展の点からみて失敗であった。フランス国立公文書館に残るブルボン家の会計史料集のなかには、1521年4月28日の娘の死後、所領を次々と売却していくアンヌ・ド・フランスの姿が、署名入り土地売却契約書から垣間見え、当時のブルボン家を襲った情け容赦のない状況が想像できる<sup>21</sup>。このように、同族婚という結婚政策は、親族の了承を得やすい結婚である反面、親族関係の強化をはかって、家系の根を各方面に広げていく考え方からすると脆いものであるといえる。

### (3) 分離型相続

家系存続のために女性相続人を輩出した家系が選択する結婚の第三の類型は、分離型相続を約束させるという方法をとる<sup>22</sup>。これは、通常の男系長子相続をとらず、生まれてくる子どもの長男に父方の財を、次男に母方の財を継がせるという条件を付けた結婚である。序章でみたように、アンヌ・ド・ブルターニュとルイ 12 世とのあいだで 1499 年の 1 月 7 日に交わされた結婚契約書にも、以下のように分離型相続の条件が記されていた。

「もしも、この婦人が、いとも敬虔なキリスト教徒たる国王との間に子どもが生まれないまま、国王より先に死亡するか、あるいは、生まれてもその後、家系が（中略）解体した場合は、くだんのいとも敬虔なキリスト教徒たる国王は（生きている間において）、くだんの婦人が現在、保有するブルターニュ公国およびほかの国と所領にかかる権利を享受する。いとも敬虔なキリスト教徒たる国王の死後は、くだんの婦人の血縁者で真の相続人が、いかなる国の王や継承者たちに叱責されることなく、くだんの公国と所領を相続する。（中略）ブルターニュ公国の名が続き廃止されることなきよう、さらにこの地の民が困難や問題から守られんためにも、くだんの結婚から誕生する次男が、あるいは男子に欠く場合は女子が（中略）この国の君主とならんことに同意す。（中略）もしも、この二人から（中略）、男の子ども一人しか（中略）生まれない場合は、くだんの男の子どもから後に（中略）二人ないし複数の男子あるいは女子が生まれたら、彼らが、先に述べたように、くだんの公国を継承することとする」<sup>23</sup>

この結婚契約書は、ブルターニュ公国とフランス王国が融合することなく、それぞれ独立した状態であることを目的に作成されている。とりわけ第二子に、ブルターニュ公国を継がせることで、公家の家系消滅の危機を回避しようとする家系の意思が強く読み取れる。こうした分離型の相続方法は、15 世紀から 16 世紀にかけて結婚契約書に頻繁に登場した。たとえば、1424 年のジャンヌ・ド・ラヴァルの結婚契約書においても、以下の文言が明記されている。

「妻（ジャンヌ・ド・ラヴァル）の兄弟が子孫を残さずに死亡した場合は、ラヴァルとヴィトレの大所領は、この妻の 2 番目の息子に移すこととする」「（その際、次男は）ギィ・ド・ラヴァルの名と家名を名乗り、ラヴァルの家紋とブルボン家の「百合の花」



紋の四分割紋を用いることとする」<sup>24</sup>

「妻の兄弟」とは、この結婚契約書の当事者ジャンヌ・ド・ラヴァルの兄弟であり、ラヴァル家の筆頭相続人となったガヴルとモンフォールとラ・ロッシュ・ベルナールの領主ギィ・ド・ラヴァルのことである。男系が途絶えたわけでもないにもかかわらず、万一のために、長女の結婚契約書のなかにまで家系の継承方法が明記されていたのである。15世紀から16世紀にかけて、貴族が家系の存続に対して先手をうつ手段に分離型相続を用いたのは、この相続が、代襲相続ほど夫側の家系に受け入れられにくいこともなく同等婚を実践しやすいこと、また同族婚の問題点でもあった、親族関係の縮小をも回避できたからであろう。

ただ、分離型相続においても、貴族が懸念しなければならない問題はあった。長男でないほかの兄弟姉妹が、母方の財を受け継げば、筆頭相続人である長男一人への財の集中はなくなり、(本家の)規模が必然的に縮小せざるをえない。こうした継承方法を選択すると、婚家と出身家系の実質財の併合による家系の発展は将来見込めなくなるのである。また、この継承方法をとることにより、貴族にはさらに直面せざるを得ない問題が立ちはだかってきた。というのも、長男以外にもう一人、子どもが必要になるからである。そもそも女性相続人を多く生み出す状況があるなかで、長男を含めて子どもを二人以上望むのは、そう簡単にはいかないことであった。アンヌ・ド・ブルターニュとルイ12世からは、結局、女子が二名しか成人しなかった。多死多産で、つねに人口的な危機がおそってくる15、16世紀社会のなかで、貴族はなす術がなかったのだろうか。

### 第3節 女性相続人の結婚と混成型相続

#### (1) 相続人同士の結婚の増加と降嫁婚の変化

メグリニ家のケースでも確認されたが、16世紀半ばから18世紀にかけて、フランス貴族の結婚は相続人同士の結婚という組み合わせが、明らかに多くなる。しかもそれらは、混成型の相続を実践している。つまり、男系長子相続の原則に沿う形で相続が実践され、実質財の相続人への一極集中による家系の家産拡大が認められるのである。本章の冒頭で確認した混成型の所領の形成は、一般に同等婚でなされていたが、16世紀半ばから18世

紀にかけては、降嫁婚の形でおこなわれている。従来、降嫁婚は、婚家の家産の大幅な流出を防ぐとともに、一族の意識を強固にし、家長への求心力を高める働きをもつもので、中世を通して一般におこなわれていた結婚方法であったことは、中世史家のデュビィも述べていることである<sup>25</sup>。それと平行して、これまで、繰り返しみてきた、家系の再生産戦略として代襲相続をさせるための降嫁婚も存在した。いずれの降嫁婚の場合も、妻と夫の家系の家格や、夫が長男でないなど配偶者間の社会的身分に非常な隔たりが存在するのが特徴である。その大きな格差を利用して、女性側の家系は社会的な存続を図ろうとしたのである。

ところが、16世紀半ばころからの降嫁婚を詳しく眺めてみると、それまでと大きく性格が変わっている。変化はまず、相続人同士の結婚が多くなったことにあらわれる。その理由として考えられるのは、貴族の人口動態問題である。宗教戦争に代表されるようにきびしい内乱が続いたことで、従軍が義務付けられていた貴族男性の死亡率が高まったこと、決闘の流行や、また、成人年齢に達する1世帯あたりの子どもの数は2人を超えることがなかったなど幼児死亡率の高さが指摘できるだろう<sup>26</sup>。つまり、男女を問わず、相続人自体が増える傾向になったのである。妻が家系に唯一残された相続人であるだけでなく、夫もそのような状態の相続人であることが多くなった。代襲相続や分離型の相続は精神的にも物理的にも難しくなってきた。

ところで、16世紀半ばの女性相続人の結婚と相続における変化は、相続の目的にあらわれるといえよう。これまで、代襲を強いる降嫁婚や同族婚、あるいは分離型の相続を強いる同等婚では、実質財を増やして家系を発展させることを目標とするのではなく、家産の現状維持を主たる目標としてきた。そのようにして、女性相続人を輩出した家系は、消滅の危機に耐えようとしたのである。けれども、16世紀半ばからの降嫁婚はこうした性格が影を潜め、代わりに家産拡大を目的とする混成型の相続の実践がおこなわれるようになった。たとえばメグリニ家では、家長の結婚には繰り返し、女性相続人との降嫁婚が認められたが、女性の家系の象徴財継承の主張は確認されず、結婚によって増加し続ける家産だけが、男性の相続人に一極集中していく様子が確認できる。このように、降嫁婚による相続の目的が変化していくことは何を意味するのだろうか。それを解明するヒントになるのが、1565年のヌヴェール公家の女性相続人アンリエット・ド・クレヴの結婚である。

## (2) アンリエット・ド・クレヴとルイ・ド・ゴンザーグの結婚

家長がヌヴェール公を名乗るクレージュ家は、女性相続人との同等婚を実践することによって家系を発展させてきた典型的な家系である<sup>27</sup>。公領になる以前のヌヴェール伯領は、クレージュ家に由来する所領ではなく、伯領は女性の手を介しながら、1505年にクレージュ家にたどり着いた。1538年に伯領は、王族の一員マルグリット・ド・ブルボンと結婚したフランソワ・ド・クレージュ（1516-1562）への、ときのフランス国王フランソワ 1 世の厚意によって、公領へと格上げされ<sup>28</sup>、フランソワ・ド・クレージュが初代ヌヴェール公と呼ばれるにいたった。フランソワ・ド・クレージュには息子が 2 人と娘が 3 人いたが、1563年に長男のフランソワ 2 世（1539-1563）が、ついで 1564 年にその弟のジャック（1544-1564）が亡くなり、家系は長女のアンリエット（1542-1601）を父と兄弟の筆頭相続人とするようになった<sup>29</sup>。1564年のこの時点で、クレージュ家は、15世紀末の女性相続人との結婚による所領の拡大と、王族との縁戚関係によって、所領収入の面でも、威信に関する社会面でも王国でも有数の大貴族に数えられていた。アンリエットがヌヴェール公家の筆頭相続人となったとたんに、彼女への結婚申し込みが殺到したというエピソードは、女性相続人との結婚が貴族家系に望まれていたことを如実に物語っている。

ヌヴェール公家の研究者アリアン・ポルトンスキの分析によれば<sup>30</sup>、名乗りをあげたものは、まずは、当時寡夫であったコンデ公ルイ 1 世、もしくはその息子、当時 13 歳のアンリ・ド・ブルボンだっただろうという。コンデ家との結婚は、もし実現すれば、女性相続人のもっとも近い親族との同族婚となり、それは象徴相続の実践を望む女性相続人の結婚にとっては、望ましい形の一つであった。ポルトンスキによればさらに、当時、宮廷内で絶大な権力を握っていたギーズ家も 15 歳のアンリ・ド・ギーズを候補者に立てたろうと考えられている。また、モンモランシー家は、長男はすでに結婚していたので、独身の弟が 2 人いるとはいえ、クレージュの女性相続人との結婚に相続人でない弟たちでは身分が釣り合わない、あるいはクレージュ家に呑み込まれてしまうと考える候補をたてなかったようである。これらについては史料が残っていないので、真偽の確かめようがないのだが、候補者として、まことしやかに囁かれた相手は、クレージュの家名に匹敵する大貴族の相続人ばかりということからも、女性相続人との結婚は同等婚がふさわしいとする同時代人の考え方を改めて確認することができる。それとともに、あまりにも大きな家格の差は、一方の家系に呑みこまれる危険性を十分に貴族たちは認識したのである。たとえば、ナヴァール女王ジャンヌ・ダルブレは、長男のアンリ・ド・ブルボンとイングランド女王エリザベスの縁談がもちあがったとき、息子が「ただの女王の夫 (un simple strapontin de prince

consort)」となること、ナヴァールとベアルンがイギリスの一地方に陥ってしまうことを懸念して破談にし、宗教的に対立関係にあったフランス王家との縁組をあえて選択している<sup>31</sup>。

こうした背景のもと、アンリエット・ド・クレヴの結婚相手として、有力貴族でもなければ、長男でもないルイ・ド・ゴンザーグ（1539-1595）が選ばれたのは、青天の霹靂であったといえる。この縁談は、シャルル9世と王母カトリーヌ・ド・メディシス主導のもとで進められた<sup>32</sup>。つまりところ王権は、非常に裕福な女性相続人との結婚によって大貴族がさらに力を蓄えることを阻止しようとしたと考えられる。その時点は、まさに宗教戦争の火蓋が切って落とされた緊迫した時期であった。王権としては、プロテスタントのリーダー、コンデ家にこれ以上の力をつけさせるわけにはいかなかった。カトリック側のリーダー、ギーズ家についても同様である。女性相続人との結婚によって、貴族間の勢力均衡が崩れるのを防ぐために、王権は、影響力の少ないルイ・ド・ゴンザーグに白羽の矢を立てたと考えられる。もっとも、クレヴ家にせよ、ルイ・ド・ゴンザーグにせよ、常に王権に忠実であったという実績があった。フランソワ（1世）・ド・クレヴもルイ・ド・ゴンザーグもアンリ2世のもと、1557年の「サン＝クワンタン」の戦いに参加し、ルイ・ド・ゴンザーグはスペイン側の捕虜となっているのである<sup>33</sup>。王権の側には、彼ら忠臣たちを常に傍らに置いておきたいという思惑があったと考えられる。

王権のお気に入り、ルイ・ド・ゴンザーグとはどういった人物だったのだろうか。特筆すべきは、彼はフランス人ではなくイタリア人として、北イタリアのマントヴァでゴンザガ公の三男として生まれたことである。表向きの理由はフランス王太子の学友となるため、実際にはフランスとマントヴァの外交政策の証として、彼は1549年、10歳のときに、50人の随員を伴って、故郷のマントヴァからフランス宮廷へとやってきた<sup>34</sup>。その翌年にはフランス人への帰化が認められている<sup>35</sup>。公国君主の血筋をひく彼は、「外国君主（*prince étranger*）」という高い格で処遇され、王権のもとで成長していくことで宮廷に受け入れられるなかで、フランス王家への忠誠心が育まれていった<sup>36</sup>。彼の献身ぶりは有名で、当時の宮廷人を描いたプラントームも「アンリ王の宮廷で王太子の傍らでお育ちになったので、大変立派な忠義あふれるフランス人におなりなされた」<sup>37</sup>と記しているほどである。

こうして、ルイ・ド・ゴンザーグはフランス宮廷にゆるぎない居場所を見つけた。彼は、1560年には国王から12,000リーヴルの年金と、国王軍の隊長としての俸給、年1,200リーヴルを得ていた<sup>38</sup>。さらに1563年には、彼は母親から、彼女がフランスに有していた

所領（アランソン公領、アルマニャックの一部、ラ・ゲルシュ、プアンセ、シャトー・ゴンチエ、カニの一部、カニエル、ボジェ）を譲渡されている<sup>39</sup>。それでも、近世史家のドニ・クルーゼが推定したところによる、アンリエット・ド・クレーフが受け継いだ、ヌヴェール公家の総資産 700 万～1050 万リーヴルと比較すると<sup>40</sup>、この結婚は明らかな降嫁婚であり、女性の家系の象徴相続だけが目的に据えられて、ゴンザーグ家のアイデンティティはみるかげもない。

現に、1565 年の結婚契約書の条項には、夫とその子どもは「今は亡きニヴェルネ公であり（中略）くだんのマドモワゼルの父親、いと高きクレーフ様の家の名前と関の声および紋章を」受け継ぐこと、とする<sup>41</sup>、代襲相続におなじみの文面が顔をのぞかせる。さらに、1566 年にシャルル 9 世が発布したニヴェルネの同輩衆領を新しい公夫妻が保持し続けることを認める特許状には、「現在はクレーフと呼ばれている」ルイ・ド・ゴンザーグという言葉が見受けられ<sup>42</sup>、結婚契約書の条項が遵守されているようである。ただし、史料にあらわれる範囲で、ルイ・ド・ゴンザーグがクレーフと呼ばれるのはこの一度限りである。なぜなら、新しいヌヴェール公夫妻は、クレーフ家のヌヴェール公家を維持するのではなく、クレーフ＝ゴンザーグ家が合体してヌヴェール公家を作り上げていくからである。それが端的にあらわれるのは、家政に関する部門である。どのようなものか具体的にみていこう。

公家に仕えた人たちに支払われた 1565 年から 1571 年間の給金を記した帳簿を調べたボルタンスキは、この時期、公夫妻に仕える人たちが 3 つのカテゴリに分類できることを指摘している<sup>43</sup>。第一に、公家が拠点を置くニヴェルネ地方の出身者である。とりわけ財務や裁判所の官僚はヌヴェール公領内の出身者に限定されている<sup>44</sup>。つまりクレーフ家の時代から公家とクリヤンテルを築いていた人々ということになるだろう<sup>45</sup>。直接、公家に仕える人たちの多くもニヴェルネの出身者であった。とくに、会計官や秘書官は公領内に出自をもつ人ばかりであるので、こちらもクレーフ時代からのクリヤンテルが、そのまま持続していったと思われる。

第二に、その地域で採用された人々である。公家は住まいをヌヴェールにある公宮殿以外にも、パリの城館、レテロワにもつ城など複数所有していたので、それらの管理は、その土地の人に任せられたようである<sup>46</sup>。とりわけ、パリ出身者はパリの居館の家政だけでなく、公国の評定官にも名前を連ねた<sup>47</sup>。

第三に注目すべきは、イタリア人の集団である。この集団は、マントヴァからルイ・ド・

ゴンザーグとともに移住してきた人々が、結婚後も改めてヌヴェール公家のクリヤンとして残ったパターンと、王国に住むイタリア人たちがルイ・ド・ゴンザーグの名声を頼りに彼の庇護を求めて集まったパターンに別れる<sup>48</sup>。公夫妻に仕えるこのイタリア人集団の割合は、かなり高いといえよう。帳簿に記された125名のうち、実に36名(28.8%)がイタリア人である<sup>49</sup>。一言つけ加えておくと、この帳簿には公の軍団に奉仕する人々は記載されていないので、イタリア人の数はさらに多かったと思われる。

このように1565年の公家の女性相続人の結婚後、公領管理に変化が生じているのが分かる。行政や財務の要職は古くからのクリヤンに委ねたままにしておく一方で、新たにイタリア人の集団も採用して公家の活性化をはかったのだろう。それは雇ったイタリア人を通して、マントヴァおよびイタリアの文化をヌヴェールから発信していったことから伺える。公の連隊将校によって、馬術やマントヴァ産の馬の名声はフランス全土に広められ、公宮殿の改築でイタリア風の建築がもてはやされるようになった<sup>50</sup>。ヌヴェール公家はクレーヴ家の記憶にゴンザーグ家のイタリア風の新しい文化を取り入れ、これまでの公家とは別の家系と認識される。以後のヌヴェール公家は「ゴンザーグ=ヌヴェール」と呼ばれ、「クレーヴ=ヌヴェール」とは一線画していくのである<sup>51</sup>。

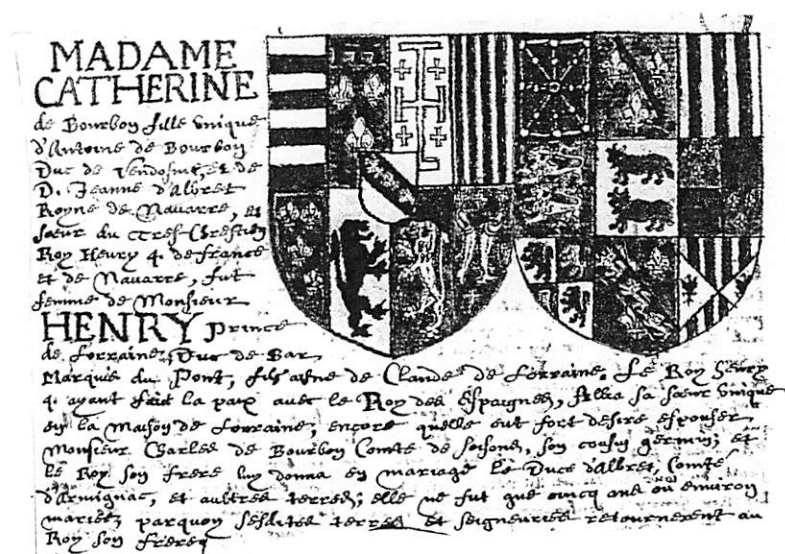
#### 第4節 混成型相続の増加と象徴財との関係

前述したように、アンリエット・ド・クレーヴとルイ・ド・ゴンザーグの結婚は、女性相続人の結婚に典型的な「象徴相続」を目的とする降嫁婚と思われたが、大幅な所領の拡大こそなかったものの、クリヤンテルの拡大にみられるように、その性格は家産の拡大をめざした混成型相続となっている。本章では、ヌヴェール公家の一例を取り上げただけが、貴族家系の子ども数の減少にともない、16世紀半ば頃から増えてくる女性相続人の降嫁婚は、こうした特徴を備えていたとみられる。そうした結婚のメリットとしては、主家に仕える一族郎党とのクリヤンテル関係は封土を媒介にしたものから、官職や家政管理など給金を媒介にしたものへと変化を遂げていったため、必ずしも広大な所領が必要ならなくなったことがあげられよう<sup>52</sup>。

さらに混成型相続をおこなう降嫁婚のメリットとしては、女性の家系の象徴財の継承があまり問題にされない点があげられる。この変化は検討に値する。なぜなら、女性側がこ

だわり続けた象徴財は、主に家名と家紋だった。この二つを夫と子孫が継承する条件は、家格の差の大きな降嫁婚の結婚契約書には必ず登場した。ただ本論第3章でも明らかにしたが、子孫が必ずしもその条件に従ったわけではない。16世紀には、相続人同士の結婚が増え、ストーンが指摘するように貴族の男性にとって家紋を捨てることは精神的なショックに直結するものであっただけに、それを強要しにくかったのであろう。しかし、全体としてこうした変化は、16世紀を境に、貴族の価値観に変化が生じたことを物語っているように思われる。

まず家紋に関しては、16世紀半ば頃から、多くの貴族が家紋を分割紋にして使用することが流行となった。つまり、通常の下分割紋をさらに発展させた十六分割や十八分割紋が頻繁に登場するようになったのである。その細かな紋様の一つ一つは、紋の所持者が保有する領地を象徴的に視覚化したものであり、これまでのように姻戚関係を示す役割をはるかに超えたものとなっている。たとえば、アンリ4世およびその妹のカトリーヌ・ド・ブルボンが用いた彼らの出身家系であるナヴァール王家の紋は、下記の図像となっている<sup>53</sup>。この場合、家紋は男系だけのもの、女系だけのものを継承するのではなく、男系と女系で継承した所領をすべてあわせたものが使用されるようになっている。その現れの解明には、さらなる考察が不可欠であるが、この流行によって、家紋の単一継承に対する相続人たちのジレンマが解消されたとはいえよう。



カトリーヌ・ド・ブルボンとアンリ4世が用いたナヴァール王家の紋章（17世紀初め）

次に家名であるが、降嫁婚で結婚した夫婦の子どもは、母方の家名を名乗るように結婚契約書や遺言書などで定められていても、やはり父方の家名を名乗るケースの多いことは第3章で確認した。ただし、ここで注目したいのは、彼らは父親の家名を継承していても、自らを名乗る際に用いることの多い所領名は母方から受け継いでいる事実である。たとえば、第3章の4節で列挙した家名と家紋を残すために降嫁婚をおこなった6名の女性相続人の例では、相続人となった息子6名のうち1名だけが母方の家名を受け継いでいたが、家名は父方のものを受け継ぎながらも、所領名は母方のものから取っている例は3例と半分をしめる。

あえていえば、16世紀になるとこの所領名こそが家の名を体現していると考えられるようになる。モンテーニュは『エッセー』<sup>54</sup>第1巻第46章「名前について」のなかで、こう警告している。「(今のフランスでみられるように) 各人をその領地の名前で呼ぶことはまずい習慣であり、また、きわめて悪い結果を生むもととなる。それこそ家系を混同させ、間違わせる最大の原因である」<sup>55</sup>。

『エッセー』が出版された1580年代には、領主をその所有する領土名で呼ぶ習慣が確立されていたのである。第3章でも確認したが、中世末期より貴族には名前が3つあった。まずは個人名 (prénom) である。次いで、所領の名前 (nom de terre) があった。そして、先祖より由来する家名 (patronyme) である。この家名こそが家系に属するもの、家産として代々継承されていくべきものとして、長子相続の対象であった。所領名が人を指すようになった背景には「異なる城に住む二人の兄弟を区別するため」であったとカール＝フェルディナント・ヴェルナーは指摘している<sup>56</sup>。15世紀の例で説明すると、オルレアン公シャルルとアングレーム伯ジャンは実の兄弟同士であり、ジャンは、アングレーム伯ジャン・ドルレアンを正式の名前とした。しかし、16世紀に入る前後には、モンテーニュが伝えるように、所領名と家名は混同され、あるいは同一視されたのである。アンヌ・ド・ブルターニュがこだわった「ブルターニュの名と紋」は、ブルターニュ公国という領地の名前と紋であり、本来、彼女はモンフォールという家系の出身であった。アンリエット・ド・クレーヴはクレーヴの家名よりヌヴェール公家としての存続と発展の方向を模索した。

同じことはナヴァール王家の継承にもあてはまる。ナヴァール王位を継いだ家系は、ブルターニュやヌヴェールと同様に一家系だけではなく、フォワ家からアルブレ家、ブルボン家へといった具合に変遷している<sup>57</sup>。しかしいずれの家系もナヴァール王の名前に深い愛着を示し、王国の大半がスペインに奪われてしまったあとも、その奪回を常に夢見て



行動しているのである。ナヴァール王ガストン・ド・フォワの一人娘でフォワ家の女性相続人であり、ナヴァール女王となったカトリーヌ・ド・フォワ（1470-1517）は婿養子を迎える形でアルブレ家のジャン（1477-1516）と縁組するが、しばしば7歳年下の夫に向かってこう言い放っていたと伝わっている。「ああ。私がジャン・ダルブレでああなたが妻の私であったら、私たちはずっと私のナヴァールにいられたでしょうに」<sup>58</sup>。

つまり、彼女にとっては、ナヴァール王家のアイデンティティだけが大切であり、あとはフォワであってもアルブレであっても強いこだわりはないのである。彼女は死ぬ前にこういい残してもいる。「息子がナヴァール王国を再建した暁には、私をパンプローナ（ナヴァール王国の首都）に埋葬してもらいたい」<sup>59</sup>。

彼女は南フランスの名門貴族家系フォワ家の女性相続人だったが、フォワ家よりナヴァール王家に自身のアイデンティティをおいていたといえよう。同じことは、フォワ家からナヴァール王位を継いだアルブレ家にもいえる。アルブレ家の女性相続人ジャンヌ・ダルブレ（1528-1572）はブルボン家と縁組したが、婿養子に来てもらう形をとり、夫となったアントワヌ・ド・ブルボンに対して、ナヴァール王家の宮廷のあるネラックやポー、カステルジャルーといったアルブレ家の勢力範囲のなかに居住を求めた<sup>60</sup>。このナヴァール女王ジャンヌ・ダルブレの長男アンリ・ド・ブルボンがブルボン王朝をひらいた人物であるが、フランス王アンリ4世と呼ばれる以前はアンリ・ド・ナヴァールと呼ばれ、それを通してきている。こうした例からも、所領名が家名と同一視されている様子が理解できよう。

こうした家名と家紋に関する見方の変化を追跡すると、女性相続人の家系が家名と家紋といった従来の象徴財の継承に固執しなくなった理由もわかってくる。つまり、家紋は分割紋を複数用いる、家名は父方の家名を継承しつつ母方の所領名を名乗るといった新しい慣習が貴族層に浸透するようになってくることで、相続の目的としてわざわざ象徴財の継承をあげる必要がなくなったのである。

## 小括

本章では、混成型相続を実践する降嫁婚が16世紀半ばより貴族の女性相続人に増加した理由として、象徴財に対する貴族の価値観に変化が生じたため、実質財の統合だけに集

中して家系を発展させることが可能となったからであることを明らかにした。とはいえ、それですべてが言い尽くされているだろうか。そもそも女性相続人を輩出した家系は、すべてがすべて象徴財の継承にこだわっていたのだろうか。もし、そうなら降嫁婚による混成型相続が増えてくる16世紀半ば以前にも、多くの同等婚による混成型相続が実践されていた説明ができなくなる。逆説的には、女性相続人を輩出した家系には、象徴相続に固執しない家系もかなり多くあったのではないかと推測されるのである。つまり、女性相続人を輩出した家系には、家名や家紋の継承による家系の永続化を望んで象徴相続に固執するタイプと、実質財の増加による家系の発展を望んで混成型相続を実践するタイプの二つに分かれていたと考えられる。

したがって、女性相続人側は象徴財の継承にだけこだわり、家系の存続戦略に固執続けるという通説的な理解は修正される必要があるのではないか。これまでの研究では、名門貴族の結婚契約書などの分析により、代襲や分離型の相続条件の存在が強調されてきた。しかし現実には、象徴財の継承に固執しない家系も一定数存在したのである。そうした家系においては、実質財の増加に基づいた家系の発展を重視している。混成型の所領の誕生においても、女性相続人は、新興の領主の正統性を保証する核となる役割を担ったのである。伝統的に受け継がれてきた家名や家紋を残さずとも、実質財を受け継いだ子孫が繁栄し、安定した所領管理がおこなうことこそ、女性相続人の家系が望んだことだったのではないだろうか。象徴財を確保するための相続を目的とした結婚政策では、家系の発展は望めなかった。代襲相続では、降嫁婚ゆえに夫の家産はほとんどあてにできず、同族婚では、親族関係の縮小ゆえに家系は弱体化せざるをえない。分離型相続も家産が分離されることが前提であったので、家系の発展、拡大はほぼ不可能であった。そうした状態に鑑みれば、家系の発展を実質的な家産で実現させようとする家系にとっては、象徴財の相続を目的とする結婚よりも、混成型の相続を目的とする結婚を実践したのも当然である。それをふまえて、象徴財の捉え方に変化も生じ、混成型相続は同等婚のみならず、降嫁婚においても実践されることとなったのである。

女性相続人の存在は、たとえ象徴としてであっても、たとえ実権を有していなくとも、その正統性ゆえに新興の家系と古い家系を一体に纏め上げる役割を果たした。彼女が後継者を残さずに亡くなるだけで、家系は求心力を失い、一体感を欠き、本当の家系の危機を迎えるのである。さらに、女性相続人は、象徴やお飾りとしての弱々しいだけの存在でもなかった。混成型相続を実践していたとしても、自らが父祖より受け継いだ所領は夫の家

系には組み入れないよう措置をとった女性相続人も少なからずいたからである<sup>61</sup>。状況に応じて結婚と相続の方法を使い分けながら発展していく貴族家系と、その中でたくましく生きる女性相続人の姿を見直す段階に、今きているのではないだろうか。

〈註〉

- 1 M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècle*, Paris, 2000, p.221.
- 2 *Ibid.*
- 3 *Ibid.*, p.219.
- 4 マキアヴェッリの『君主論』第3章のタイトルにもなっている「混成型の君主国 (principauté mixte)」であるが、邦訳によっては「複合的君主権」と訳されることもある。ニコロ・マキアヴェッリ (佐々木毅訳)『君主論』講談社学術文庫、2004年、34頁。
- 5 前掲書、32頁。
- 6 前掲書、36頁。
- 7 同上。
- 8 たとえば、ラ・シェネ・デ・ボワの『貴族辞典』で、MONTGOMMERY を引くと、「ノルマンディ地方を代表する家系のひとつ」と始まり、初代のユーグ・ド・モンゴメリから8代目のガブリエル・ド・モンゴメリ (騎馬槍試合でフランス国王アンリ2世に誤って致命傷を負わせた人物) まで歴代の当主の名前と経歴が記されている。さらに、8代目ガブリエルにはジャックという後継の息子がいたことも記されている。そのジャックの項目は以下のとおりである。「ペロネル・ド・シャンパーニュとの間に娘一人しかできず。その名をロルジュ女性領主マルグリットという。1603年1月20日付と4月12日付の結婚契約書よりデュラ侯爵ジャック・ド・デュルフォールと結婚。1606年9月26日に死亡。子孫あり。デュルフォールを見よ」。そして、モンゴメリ家はここで終わりとなっている。
- 9 B.de Broussillon, «La maison de Laval», *Bulletin de la Commission; Commission historique et archéologique de la Mayenne*, t.14, Laval, 1898, p.151.
- 10 *Ibid.*, p.144.
- 11 *Ibid.*, pp.151-132.
- 12 M. Nassiet, *op.cit.*, p.206.
- 13 Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France (...)*, Paris, 1726-1733, 9 vol, t. VII, p.729.
- 14 たとえばラバテユの公爵同輩衆の研究では、1589年から1723年間で公爵同輩衆であった74家系のうち、11家系 (約15%) に女系継承がみられ、うち3例は圧倒的な降嫁婚による代襲であったことが確認されている。J.-P. Labatut, *Les ducs et pairs de France au XVIIe siècle*, Paris, 1972, p.74, pp.138-139.
- 15 M. Nassiet, « Nom et blason : Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », *L'Homme* 129, janv.-mars XXXIV (1), 1994, p.11.
- 16 L. Stone, « L'Angleterre de 1540 à 1880 : pays de noblesse ouverte ? », *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 40<sup>e</sup> année, N. 1, 1985, p.85.
- 17 同族婚に関しては、M. Nassiet, « Nom et blason... », p.18.に詳しい。事例として、序章にあげたモンテスキュー家では、女性相続人アンヌ・ド・モンテスキューと親族であるファビアン・ド・モンリュックとの結婚 (1570年) が確認できるほか、マルサン領の女性相続人であったジャンヌ・ド・モンテスキューは他家へ嫁ぐも、その孫娘が今度はモンテスキュー家と縁組し、他家へ渡ったマルサン領がモンテスキュー家へ再編されるきっかけとなった結婚 (4親等) もみられる。また、西部ブルターニュ地方では、「女性領主の奉公人」の犯した殺人への罷免の嘆願が国王に聞き入れられて発布された1586年の恩赦状にその女性がモンブルシェの領主であることが記されている。ラ・シェネ・デボワの『貴族辞典』によると、この女性フランソワーズ・ド・モンブルシェは、

- 同じくモンブルシェを名乗るルネ・ド・モンブルシェと結婚しているが、彼らは9～10親等の親族同士であり、またプロテスタントという点でも共通していた。M. Nassiet, *Guerre civile et pardon royal en Anjou (1589-1600)*, Paris, 2013, p.66.
- <sup>18</sup> この結婚にいたる過程および結婚政策については、M. Nassiet, *Parenté,...*, p.312 に詳しい。
- <sup>19</sup> Procès criminel du connétable de Bourbon, B.N.F., col. Dupuy, vol. 484, f°230 cité par M. Nassiet, *Parenté,...*, p.315.
- <sup>20</sup> A.N.F., P 1364 acquisition faite par la duchesse de Bourbonnois (1504).
- <sup>21</sup> A.N.F., P 1364 à P 1399: titres de la maison ducal de Bourbon.たとえば、ブルボネ公領におけるアンヌ・ド・フランスの署名が入った公文書15通のうち1521年の日付の入る売買契約書は9通におよぶ。
- <sup>22</sup> このタイプの相続に関しては、M. Nassiet, « Nom et blason... », p.19.に詳しい。
- <sup>23</sup> D. Le Page et M. Nassiet, *L'union de la Bretagne à la France*, Morlaix, 2003, p.124, p.125.
- <sup>24</sup> B.de Broussillon, *op.cit.*, p.152.
- <sup>25</sup> G. Duby, « Le mariage dans la société du haut Moyen Age », in *Qu'est-ce que la société féodale ?*, Paris, 2002, pp.1426-1427.
- <sup>26</sup> M. Nassiet, « Nom et blason... », pp.21-22..
- <sup>27</sup> A. Boltanski, *Les ducs de Nevers et l'Etat royal; genèse d'un compromise (ca. 1550-ca. 1600)*, Genève, 2006, p.27, p.29.
- <sup>28</sup> 公領への昇格を告げる書状については、Père Anselme, *op.cit.*, t.III, pp. 686-687 に抜粋が記載されている。 *Extrait des Lettres d'érection du duché de Nevers octroyées par le roy François I. de ce nom, au mois de janvier 1538 à dame Marie d'Albret, & François de Cleves, fils unique de laditte dame.*
- <sup>29</sup> A. Boltanski, *op.cit.*, p.25.
- <sup>30</sup> *Ibid.*, pp.33-34.
- <sup>31</sup> S. Bertièrre, *Les Reines de France au temps des Valois « Les années sanglantes »*, 1994, Editions de Fallois, Paris, p.186.
- <sup>32</sup> A. Boltanski, *op.cit.*, pp.47-77.
- <sup>33</sup> *Ibid.*, pp.43-44.
- <sup>34</sup> *Ibid.*, pp.39-40.
- <sup>35</sup> *Ibid.*, p.46.
- <sup>36</sup> *Ibid.*, p.45.
- <sup>37</sup> P. de Bourdeille, sr. de Brantôme, *Oeuvres complètes*, L. Lande (éd.), Paris, 1864-1882, 11vol., t4 (1868), p.379.
- <sup>38</sup> A. Boltanski, *op.cit.*, p.46.
- <sup>39</sup> *Ibid.*, p.57.
- <sup>40</sup> クルーゼは、アンリエットが二人の妹の相続分としてトータルで約70万リーヴルの価値の家産を譲渡していることに注目し、そこからヌヴェール公家の総資産が、譲渡した家産の10～15倍になると算定した。D. Crouzet, « Recherches sur la crise de l'aristocratie en France au XVIe siècle : les dettes de la maison de Nevers », *Histoire, Economie et Société, I*, 1982, p.32.
- <sup>41</sup> A. Boltanski, *op.cit.*, p.62.
- <sup>42</sup> Père Anselme, *op.cit.*, p. 667.
- <sup>43</sup> A. Boltanski, *op.cit.*, p.188.
- <sup>44</sup> *Ibid.*, p184.
- <sup>45</sup> *Ibid.*, p179.
- <sup>46</sup> *Ibid.*, p186.
- <sup>47</sup> *Ibid.*, p187.
- <sup>48</sup> *Ibid.*, p189.

- 
- 49 *Ibid.*
- 50 *Ibid.*, p192.
- 51 アンセルムにおいても「ゴンザーグ家出自のヌヴェール公 (Ducs de Nevers, sortis de la maison des Gonzague)」と項目を新たにたてて、新しいヌヴェール公家の家系および紋章(これまでのものにゴンザーグ家のものが加わる)を記している。Père Anselme, *op.cit.*, p. 712.
- 52 R. Descimon et E. Haddad (éd.), *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010, p.301.
- 53 *Abrégé de l'Histoire du Royaume de Navarre, Armes de Catherine de Bourbon et de Henri IV* (détail), Manuscrit-224 écus coloriés, photo Musée national du château de Pau, Paris, 2000.
- 54 本稿では 1922 年にパリの Félix Alcan 社から出版された *Les Essais de Michel de Montaigne*, éd. Pierre Villey を邦訳したモンテーニュ (原二郎訳) 『エッセー (二)』[全 6 冊]、岩波書店、1991 年を参考とした。
- 55 前掲書、121 頁。
- 56 K. F. Werner, « Liens de parenté et noms de personne » (Seconde partie), in *Famille et parenté dans l'Occident médiéval, Actes du colloque de Paris (6-8 juin 1974)*, Rome, 1977, p.27.
- 57 ナヴァール王家の歴史に関しては、M.Levasseur, *Histoire des d'Albret et des rois de Navarre*, Biarritz, 2006 に詳しい。
- 58 *Ibid.*, p.270.
- 59 *Ibid.*, p.265.
- 60 とはいえ、アントワヌ・ド・ブルボンが結婚後すぐ対スペインとの戦争など、軍を率いてフランス北部を転々とし、その間、ジャンヌ・ダルブレも夫の所領で暮らしている。1554 年以降、夫妻がナヴァール王国へ戻っても居城を移動する生活様式は変わらず、一カ所に 2 月以上滞在することはなかった。*Ibid.*, p.310.
- 61 序論で述べた、フェリエール女性領主の例をはじめ、デュフルの研究によると、1580 年から 1620 年間のノルマンディ地方で、夫の財と自らの財を分置する方策をとった女性相続人は 9 % 存在する。A. Dufour, *Le pouvoir des « dames » : femmes et pratiques seigneuriales en Normandie (1580-1620)*, Rennes, 2013, p.78.

終 幕

近年の研究からも明らかにされてきたように、フランスの貴族層は多種多様な集団であった。ただそれでも、相続や結婚という観点から眺めれば、同属性をまとった一つの大きな社会集団であることに違いはないだろう。家門貴族か法服貴族であるか、富裕であるかそうでないか、地方の所領に暮らすか宮廷に居をもつかにかかわらず、貴族層を自任するものたちには、共通の「家門」の概念が意識されていた。その形成に少なからず影響を与えたのが、「貴族の相続」と呼ばれる相続方法であったといえる。男系の長子相続を原則とするこの法によって、貴族の父系意識は強められていったと考えられる。「非常に高貴であり古い家系は、人の記憶に遡れないほど太古の時代より、脈々と男系で垂直に継承され」ていく、というラヴァル家の結婚契約書にみられた文言や、モンテスキュー家の左端の長い家系図は、貴族の家系に対する概念を雄弁に物語るだろう。

ただし、この時代を人口動態的に眺めてみると、「貴族の相続」が速やかに実践できる状況には決してなかった。成人年齢に達することのできる人口自体が2名を超えないなか、貴族男性に特有の行動様式（従軍義務、馬上槍試合、決闘）が、彼らの死亡率を押し上げたからである。しかし、男性を欠いたからといって、貴族の家系が消滅するわけではなかった。男性のかわりに、女性を相続人として「家」を存続させる制度が機能していたからである。「女性相続人 (héritière)」の制度である。この制度によって、婚外子相続、養子や一夫多妻の制度を認めないキリスト教社会に生きるフランス貴族たちの家系も、簡単に消滅することが避けられた。問題は、女性相続人の結婚によって家産が動くことである。

貴族の家産には、所領などの不動産や動産、夫婦の共有財といった実質的な財のほか、家名や家紋といった象徴的な財の2種があった。女性相続人は、その2種の財を一身に引く受け、どちらも子孫へ受け継がせようとする。フランソワ・ルブランが貴族の長男に課せられていた使命として掲げた「家名の誇りと、それを永遠に継承し、それにともなう財産、領地、特権、官職、地位を子孫に遺し、さらにもし可能ならばそれらを増やしていく」ことは、女性相続人にも適用され得たのである。しかし、女性相続人の財の委譲には弊害が待ち受けていた。相続の男系原理が、女性側の、とりわけ「家名の誇り」を表象する象徴財の継承に難色を示した。

そこで、女性相続人側は、象徴相続を認めてもらいやすくするために、「身分違い」といったいいほどの大きな降嫁婚の形をとり、代襲相続の制度を使用して自らの家系を存続させようとする。大きな降嫁婚を用いるのは、夫に無理な願いを聞き入れてもらうのに、



そのほうが都合がよかったからである。ただ、そこまでしても、象徴財の女系継承は上手く続かないことのほうが多かった。結婚契約書に代襲相続の記載があっても、それはほとんど遵守されていない。

それでは、女性相続人は、せっかく降嫁婚までしておきながら、目的もかなわず、騙されるだけで、馬鹿をみる存在に過ぎなかったのだろうか。家系に男性がいなくなるということは、こうも脆い状態に簡単に陥ってしまうことを意味するのだろうか。

か弱い女性の立場に同情する前に、この時代の貴族社会には女性相続人が少なからず存在したことを思い起こさなければならないだろう。全員の全員が象徴財の女系継承を主張したわけではなかった。彼女たちの結婚の実践を分析すると、女性相続人を輩出した家系は、家系の永続化を目的に「象徴相続」を重要視するタイプと、所領の利益と安泰を目的に「実質相続」を重要視する家系の2タイプに、区別することができたのである。

「象徴相続」を重視するタイプの女性相続人の結婚政策は、さらに3タイプに分けられる。一つ目は、問題の結婚時に夫側の家系に代襲相続を要求するパターンである。代襲相続で核となるのは、家名や家紋といった家系に象徴的な家産の相続のされ方を厳格に定めることである。母系の「象徴相続」を実践することで、女性相続人の家系は次世代にも存続するはずであった。さらに、代襲相続を要求する場合、女性相続人側の家系は圧倒的に夫側の家系より社会的身分が高くなるのが特徴である。ほかにも、夫は相続人ではなく、通常は独身を強いられることの多かった次三男であることもこの結婚形態に特筆すべき点であろう。つまり、降嫁婚という結婚形態で、母系の家産継承がおこなわれた。代襲相続の実践は、家名と家紋といった象徴財を失うことへの貴族の一般的な恐怖心と関係している。それゆえ、男性側の家系も女性相続人との結婚には慎重であった。圧倒的な降嫁婚のもとでは、男性側の家系のアイデンティティが完全に消失する可能性もあり、「貴族の相続」で父系のアイデンティティを育まれてきたぶん、男性にとっての妻の家系の代襲相続は、相当ハードルの高いものだったようである。

二つ目は、女性相続人の夫が妻の男系親族である同族婚の形をとる結婚政策である。これは、夫婦ともに同じ紋と家名を有していることから、生れてくる子どもは確実に母親の（父親のでもあるが）家名と家紋を継ぐことになった。ただし、この結婚形態は、貴族の社会構造を形作っていた親族関係が内向きに縮小していくという面で、家系が弱体化しやすいという欠点が見てとれる。

三つ目は、将来的に長男に夫の家系を継がせ、次男に女性相続人の家系を継がせる分離

型の相続をめざした結婚政策である。この相続形態は、両家系ともに象徴財が確保できるという点から、男性側にも女性側にも受け入れやすいものであったが、人口動態的な問題を抱えるこの時代に必ずしもマッチした政策だったとはいえなかった。

以上、「象徴相続」を重視するタイプの結婚政策は、「名門」と呼ばれる、由緒ある古い家系にしばしば見られる印象を受ける。ただしこの政策は、降嫁婚を選択することで夫の家産を期待できない点、同族婚を選択することで親族関係が縮小していく点、分離型の相続を選択することで家系の繁栄が見込めない点において、家系の弱体化を招くというリスクがあった。

次に「実質相続」を重視するタイプの女性相続人の結婚政策は、「混成型の相続」がおこなわれる結婚である。混成型とは、彼女が相続した、前の領主の財が、夫となった新しい領主の財と一つになる形である。それをスムーズにするのは、「女性相続人」の表象としての存在ゆえである。彼女を介して、新しい領主は正統性を手に入れるのである。また、この場合、女性相続人は象徴財の確保にはこだわらず、自身が相続した実質財を夫の家系のもものと併せて一つとする。家産は増加し、家系は発展していく。女性相続人との婚姻関係が、新しい領主の正統性の拠り所となるのである。

注意したいのは、混成型の相続がおこなわれる結婚においても、女性相続人が出身家系の財に無頓着であったわけではないということである。両家系の財を独立させたままにする、財産分離の方を選択する女性相続人たちも存在した。アンヌ・ド・ブルターニュの例でも分析したように、夫の家系を味方につけることで、自らの家系の存続を確かなものにして、女性相続人側のほうでも利用できるものは利用したのである。

また、混成型の相続では、家名と家紋には、夫のものに妻のものを並存させる方法をとることもあった。なかでも、所領名と家名を混同する傾向が、女性相続人側が「象徴相続」に固執する理由を減少させたといえよう。

ややもすれば、家系の維持をめざした象徴財の継承ばかりを意識していたと考えられがちな女性相続人であるが、その実、実質財の保持からも家系の繁栄をとらえていたのである。自身の家系の存続だけに注意を払うのでも夫の家系に利用されるのでもない両家系を併合したうえで、新たな家系の発展を模索していく近世フランス貴族の姿が、女性相続人の結婚政策からは垣間見える。

とはいえ、本論でおこなったように、家系の結婚政策のなかでだけで女性相続人をみると、どのような結論に達しても、結局は家の存続のために利用されるだけの「駒」にすぎ

ない、と受け止められかねないことも承知している。また、当の女性相続人が何を考えていたのか、彼女たちの主体性にまで踏みこんでその像を把握しきれなかったこと、あるいは社会との関わり方に女性相続人がどう関与していたのかまで考察が及ばなかったことなど、反省点は挙げればきりがない。ただ、貴族女性を対象とした研究は、端緒についたばかりであること、今後、後進が続くことを期待する意味で、本研究が何らかの問題提起となればいいと願い、本稿を閉じることにする。

## 史料・参考文献一覧表

### 手稿史料

- Aveu de Charlotte des Ursins, baronne de Ferrières (Archives départementales de Seine-Maritime, 2 B 431, pièce 36, le 25 juin 1604).
- Contrats de mariage de Gilette de La Houssaie (Archives départementales d'Ylle-et-Vilaine, 23 J 112, le 24 juin 1509).
- Contrats de mariage de Katherine de Quedillac (Archives départementales de Loire-Atlantique, E 3801, le 1er juin 1512).
- Contrats de mariage de Marie de Bourbon( Bibliothèque nationale de France, Clairambault 726, f°62, le 14 juin 1557).
- Contrats de mariage de Marie de Bourbon ( Bibliothèque nationale de France, Clairambault 726, f°65, le 2 octobre 1560).
- Contrats de mariage de Marie de Bourbon ( Bibliothèque nationale de France, Clairambault 726, f°66, le 8 juillet 1563).
- Contrats de mariage de Renée d'Averton (Archives départementales de Sarthe, 111 AC 157/158, le 10 décembre 1564).
- Contrats de mariage de Renée d'Averton (Archives nationales, M.C., ét. VIII, 111, f°CVII-CIX, le 14 août 1582).
- Contrats de mariage de Marguerite de Foix ( Bibliothèque nationale de France, Fr 17557 f°137, le 22 août 1587).
- Contrats de mariage de Marguerite de Rohan (Archives nationales, Y 184 f°343, le 6 juin 1645).
- Mesgrigny (généalogie de la maison, contrat de mariage, etc.) (Bibliothèque nationale de France, le cabinet des titres, Dossiers bleus 445, dossier 11953).
- .Réformation de 1513, paroisse de Plouër( Bibliothèque Municipale de Rennes, Ms 192, I, 270.)
- Testament de Charlotte de La Marck, (Archives nationales, 273. A.P. 176, le 8 avril 1594 )/

Titres de la maison ducale de Bourbon, (Archives nationales, P 1364 à P 1399)

刊行史料

- BRANTÔME (Pierre Bourdeille seigneur de), *Oeuvres complètes*, L. Lande (éd.),  
11vols., Paris, 1864-1882.
- BROUSSILLON (Bertrand de), «La maison de Laval », *Bulletin de la Commission:  
Commission historique et archéologique de la Mayenne*, t.14, Laval, 1898.
- CHERIN (L.N.H.) et VERGES (Abbé de), *Généalogie de la maison de  
Montesquiou-Fezensac, suivie de ses preuves*, Paris, 1784.
- ISAMBERT, DECRUSY, ARNIET, Recueil général des anciennes lois françaises depuis  
l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789, Paris, 1821-1823.
- JUSTEL (Christophe), *Histoire généalogique de la Maison d'Auvergne justifiée par les  
chartes, titres, et histoires anciennes, et autres preuves authentiques*, Paris, 1645
- LA ROQUE (Gilles de ), «Traité de l'origine des noms, de leur diversité, de leurs  
changements » dans *Traité de la noblesse et de toutes ses différentes espèces*,  
Rouen, 1735.
- LE LABOUREUR (J.), *Les mémoires de messire Michel de Castelnau, Seigneur de  
Mauvissière*, Paris, 1659.
- MORICE ( Hyacinthe ), *Mémoires pour servir de preuves à l'Histoire ecclésiastique et  
civile de Bretagne*, t;3, Paris, 1746.
- SAINT-SIMON (Louis de Rouvroy, duc de), *Mémoires*, édition établie par Yves Coirault,  
t. II, Paris, 1983, 1701- 1707.
- SAULX (Jean de ), *Mémoires de très-noble et très-illustre Gaspard de Saulx, seigneur  
de Tavannes, maréchal de France...*, Nouvelle Collection des Mémoires pour servir  
à l'histoire de France depuis le XIIIe siècle jusqu'à la fin du XVIIIe, par MM.  
Michaud et Poujoulat, t.8, Paris, 1838.
- SECRETAIRES DE SULLY, *Mémoires des sages et royales oeconomies d'estat de  
Henri le Grand*, dans la *Collection des Mémoires relatifs à l'histoire de France*,  
*depuis l'avènement de Henri IV, jusqu'à la paix de Paris, conclue en 1763*, par M.

Petitot, t.II, Paris, 1820.

TALLEMENT DES REAUX (Gédéon), , *Historiettes*, texte intégral établi et annoté par Antoine Adam, 2 vols., paris, 1960-1961.

マキアヴェッリ、佐々木毅訳『君主論』講談社（講談社学術文庫）、2004年。

モンテーニュ、原二郎訳『エッセー（二）』〔全6冊〕、岩波書店（ワイド版岩波文庫）、1991年。

### 辞典（家門、紋章）

ANSELME DE SAINTE-MARIE ( Pierre de Guibours, dit le Père), *Histoire généalogique et chronologique de la Maison royale de France, des Pairs, grands officiers de la Couronne et de la Maison du Roy et des anciens barons du royaume, avec les qualitez, l'origine et le progrès et les armes de leurs familles...*, 9 vols., Paris, 1721-1733.

COURCELLES (Jean-Baptiste Pierre Julien de, dit le Chevalier), *Histoire généalogique et héraldique des Pairs de France, des grands dignitaires de la couronne, des principales familles nobles du royaume*, 12 vols., Paris, 1822-1833.

LA CHESNAYE DES BOIS (François Alexandre Aubert de), *Dictionnaire de la noblesse contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de France*, 15 vols., Paris, 1770-1787.

LEVASSEUR (Michel), *Histoire des d'Albret et des rois de Navarre*, Biarritz, 2006.

MARTIN (Georges), *Histoire et Généalogie de La Maison de Cossé-Brissac*, La Ricamarie, 1987.

MORERI (Louis), *Le Grand Dictionnaire Historique, ou le Mélange curieux de l'Histoire Sacrée et profane...*, 10 vols., Paris, 1759.

COURCY (Pol Potier de), *Nobiliaire et armorial de Bretagne*, 2 vols., Mayenne, 1846 (2000).

COURCY (Pol Potier de), *Dictionnaire héraldique de Bretagne*, Rennes, 1895 (2000).

LAIGUE (René de), *La noblesse bretonne aux XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles. Réformations et*

- montres évêché de Vannes*, 2 vols., Bretagne, 1900 (2001)
- NASSIET (Michel), « Dictionnaire des feudataires des évêchés de Dol et Saint-Malo en 1480 », *Bulletin de l'Association bretonne*, 1990, pp.183-203, 1991, pp.265-296, 1992, pp.221-251.
- NASSIET (Michel), « Dictionnaire des feudataires de l'évêché de Tréguier en 1481 », *Société d'Emulation des côtes d'armor: Histoire et archéologie*, t.CXXVII, 1998, pp.3-76.
- NASSIET (Michel) et GERARD Sèvegrand, « Les montres de l'archidiaconé de Dinan en 1534-1535 », *Bulletin et Mémoires de la Société archéologique d'Ille-et-Vilaine*, t. CV, 2002, pp.7-55.
- THOU (Jacques-Auguste de), *Histoire universelle depuis 1543 jusqu'en 1607*, Londres, 1734.
- ANONYME, *Abrégé de l'Histoire du Royaume de Navarre, Armes de Catherine de Bourbon et de Henri IV ( détail )*, Manuscrit-224 écus coloriés, photo Musée national du château de Pau, Paris, 2000.

## 研究文献

- BEAUNE (Colette), *Jeanne d'Arc*, Paris, 1994.
- BEAUXVALET-BOUTOUYRIE (Scarlette), *Les Femmes à l'époque moderne (XVIe-XVIIIe siècles)*, Paris, 2003.
- BEAUXVALET-BOUTOUYRIE (Scarlette), *Etre veuve sous l'Ancien Régime*, Paris, 2001.
- BENEZECH (Yannick), « Dieu bat et n'abat » : *la Principauté de Sedan, Raucourt et Saint-Menges sous les La Tour d'Auvergne (1591-1652)*, thèse univ. de Reims-Champagne-Ardenne U.F.R. 2006.
- BENVENISTE (Henriette), « Les enlèvements: stratégies matrimoniales, discours juridiques et discours politique en France à la fin du Moyen Âge », *Revue historique*, 283/573, 1990, pp.13-35.
- BERTIERE (Simone), *Les Reines de France au temps des Valois « Les années*

- sanglantes* », Paris, 1994.
- BOLTANSKI (Ariane), *Les ducs de Nevers et l'Etat royal: genèse d'un compromis (ca 1550 - ca 1600)*, Genève, 2006
- BOURDIEU (Pierre), « Les stratégies matrimoniales dans le système de reproduction », *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, vol. 27, n° 4-5, 1972, pp.1105-1127.
- BOURQUIN (Laurent), *Noblesse seconde et pouvoir en Champagne aux XVIe et XVIIe siècles*, Paris, 1994.
- BOURQUIN (Laurent), « Partage noble et droit d'aînesse dans les coutumes du royaume de France à l'époque moderne » dans Université du Maine (éd.), *L'identité nobiliaire ; dix siècles de métamorphoses (IXe-XIXe siècles)*, Le Mans, 1997, pp. 136-161.
- BOURQUIN (Laurent), *Les nobles, la ville et le roi: L'autorité nobiliaire en Anjou pendant les guerres de Religion (1560-1598)*, Paris, 2001.
- BRAUN (Rudolf), « « Rester au sommet » : modes de reproduction socioculturelle des élites du pouvoir européennes », dans W. Reinhard (dir. ), *Les Elites du pouvoir et la construction de l'Etat en Europe*, Paris, 1996, pp. 323-354.
- BURGUIERE (André), « La démographie » dans J. Le Goff et P. Nora (éd.), *Faire de l'histoire*, t.II, Paris, 1974, pp.74-104.
- CHARBONNIER (Pierre), *Une autre France : La seigneurie rurale en Basse-Auvergne du XIVe u XVIe siècle*, 2 vols., Clermont-Ferrand, 1980.
- CONSTANT (Jean-Marie), *Nobles et paysans en Beauce aux XVIe et XVIIe siècles*, Lille, 1981.
- CONSTANT (Jean-Marie), *La Noblesse en libeté XVIe-XVIIe siècle*, Rennes, 2004.
- COSANDEY (Fanny), *La Reine de France : Symbole et pouvoir (XVe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2000.
- CROUZET (Denis), « Recherches sur la crise de l'aristocratie en France au XVIe siècle : les dettes de la Maison de Nevers », *Histoire, économie et société*, vol.1, n° 1, 1982, pp.7-50.
- DESCIMON (Robert), « La haute noblesse parlementaire parisienne : la production d'une aristocratie d'Etat aux XVIe et XVIIe siècles », dans Ph. Contamine (éd.),



- L'Etat et les aristocraties ; XIIe-XVIIe siècle*, Paris, 1989, pp.357-384.
- DESCIMON (Robert), « Chercher de nouvelles voies pour interpréter les phénomènes nobiliaires dans la France moderne. La noblesse, « essence » ou rapport social ? », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 46-1, janvier-mars 1999, pp.5-21.  
ロベール・デシモン、林田伸一訳「貴族は「種族」か社会関係か？—近世フランス貴族を捉えるための新しい方法を探る—」『思想』No.959、88—109頁。）
- DESCIMON (Robert) et HADDAD (Elie)(éd.), *Epreuves de noblesse : Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010.
- DEWALD (Jonathan), *The Formation of a Provincial Nobility: the Magistrates of the Parlement of Rouen, 1499-1610*, Princeton, 1980.
- DUBY (Georges), « Structures de parenté et noblesse dans la France du Nord aux XIe et XIIe siècles » dans *Qu'est-ce que la société féodale ?*, Paris, 2002, pp.1159-1175.
- DUBY (Georges), « Le mariage dans la société du haut Moyen Age », dans *Qu'est-ce que la société féodale ?*, Paris, 2002, pp.1417-1432.
- DUCHENE (Roger), *Ninon de Lenclos : La courtisane du Grand Siècle*, Paris, 1987.
- DUFOUR (Anaïs), *Le pouvoir des « dames » femmes et pratiques seigneuriales en Normandie (1580-1620)*, Rennes, 2013.
- ESPINAY (Gustave-Marie de), *Le droit d'aînesse en Anjou*, Paris, 1890.
- FIGEAC-MONTHUS (Marguerite), *Les Lur Saluces d'Yquem. de la fin du XVIIIe siècle au milieu du XIXe siècle*, Bordeaux, 2000.
- FONTAINE (Laurence), « Droit et stratégies : la reproduction des systèmes familiaux dans le Haut-Dauphiné (XVIIe-XVIIIe siècles) », *Annales ESC*, n° 47-6, 1992, pp. 1259-1277.
- FLANDRIN (Jean-Louis), *Familles : Parenté, maison, sexualité dans l'ancienne société*, Paris, 1995.
- GALLET (Jean), *La seigneurie bretonne (1450–1680) : L'exemple du Vannetais*, Paris, 1983.
- GERMA-ROMANN (Hélène), *Du « Bel Mourir » au « Bien Mourir » Le sentiment de la mort chez les gentilshommes français (1515-1643)*, Genève, 2001.
- GODINEAU (Dominique), *Les Femmes dans la société française : 16<sup>e</sup>-18<sup>e</sup> siècle*, Paris,

2003.

GOUBERT(Pierre), *Beauvais et la Beauvaisis de 1600 à 1730*, Paris, 1960.

GREILSAMMER (Myriam), « Rapt de séduction et rapt violents en Flandre et en Brabant à la fin du Moyen-Age », *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 56, 1988, pp49-84.

GREILSAMMER (Myriam), « Les familles en guerre contre la doctrine consensualiste » dans *L'envers du tableau : Mariage et maternité en Flandre médiévale*, Paris, 1990, pp65-85.

GRESSET (Maurice), *Le monde judiciaire à Besançon de la conquête de Louis XIV à la Révolution française (1674-1789)*, Paris, 1978.

HADDAD (Elie), *Les comtes de Belin. Fondation et ruine d'une « maison » (1582-1706)*, thèse univ. Limoges, 2005.

HADDAD (Elie), *Fondation et ruine d'une «maison »: Histoire sociale des comtes de Belin(1582-1706)*, Limoges, 2009.

HADDAD (Elie), « Les Mesgrigny ou le coût social et moral des prétentions à l'épée », dans R. Descimon et E. Haddad((éd.), *Epreuves de noblesse : Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVIe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2010, pp.211-231.

HADDAD (Elie), « Faire du mariage un acte favorable. L'utilisation des coutumes dans la noblesse française d'Ancien Régime », *Revue d'histoire moderne & contemporaine*, 58-2, avril-juin 2011, pp.72-95.

HARDING (Robert), *Anatomy of Power Elite : The Provincial Governors of Early Modern France*, New Haven and London, 1978.

HAASE-DUBOSC (Danielle), *Ravie et enlevée : De l'enlèvement des femmes comme stratégie matrimoniale au XVIIe siècle*, Paris, 1999.

HERLIHY (David), *Women, Family and Society in Medieval Europe; Historical Essays, 1978-1991*, Providence & Oxford, 1995.

HOUDAILLE (Jacques), « La noblesse française 1600-1900 », *Population*, 44<sup>e</sup> année, n°3, 1989, pp.501-513.

HOUDAILLE (Jacques), « La noblesse française avant 1600 », *Population*, 45<sup>e</sup> année,

- n°6, 1990, pp.1070-1074.
- IMBERT (Jean), *Histoire du droit privé*, Paris, 1950.
- JOUANNA (Arlette), *L'Idée de race en France au XVIe siècle et au début d XVIIe siècle*, Montpellier, 1981.
- KERMINA (Françoise), *Les Montmorency : Grandeur et déclin*, Paris, 2002.
- KETTERING (Sharon), *Patrons, Brokers and Clients in Seventeenth-century France*, Oxford, 1986.
- LABATUT (Jean-Pierre), *Les ducs et pairs de France au XVIIe siècle : étude sociale*, Paris, 1972.
- LAMBIN (Rosine A.), *Femmes de paix : La coexistence religieuse et les dames de la noblesse en France 1520-1630*, Paris, 2003.
- LARCADE (Véronique), « Comment le premier duc d'Épernon se fit prince d'Aquitaine (1587-1604) » dans *A la recherche de l'Aquitaine*, textes réunis par J. Pontet, J.-P. Jourdan, M. Boisson, Bordeaux, 2003, pp.170-204.
- LE MOEL (Michel), *La Grande Mademoiselle*, Paris, 1994.
- LE PAGE (Dominique) et NASSIET (Michel), *L'union de la Bretagne à la France*, Morlaix, 2003.
- LE ROY-LADURIE (Emmanuel), *Les paysans de Languedoc*, 2 vols., Paris, 1966.
- LEVY (Claude) et HENRY (Louis), « Ducs et pairs sous l'Ancien Régime. Caractéristiques démographiques d'une caste », *Population*, 15<sup>e</sup> année, n°5, 1960, pp.807-830.
- LEVI-STRAUSS (Claude), *Les Structures élémentaires de la parenté*, Paris, 1949. (クロード・レヴィ＝ストロース、福井和美訳『親族の基本構造』青弓社、2000年。)
- MATHIEU (Rémi), *Le système héraldique français*, Paris, 1946.
- MELCHIOR-BONNET (Sabine), *L'Art de vivre au temps de Diane de Poitiers*, Paris, 1998.
- MEYER (Jean), *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Paris, 1985(1966).
- MOUSNIER (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue 1598-1789*, tome 1, Paris, 1972.
- NASSIET (Michel), « Histoire sociale et méthode lignagère : L'exemple de la petite

- noblesse de Haute-Bretagne », *Histoire, économie et société*, 1990, n°4, pp.545-554.
- NASSIET (Michel), « Signes de parenté, signes de seigneurie : un système idéologique (XVe-XVIe siècle) », *Mémoires de la Société d'histoire et d'archéologie de Bretagne* 68, 1991, pp.175-232.
- NASSIET (Michel), « Les activités d'un petit noble au début du XVIe siècle d'après son inventaire après décès », *Annales de Bretagne*, 1993, pp.165-178.
- NASSIET (Michel), *Noblesse et pauvreté : La petite noblesse en Bretagne : XVe-XVIIIe siècles*, Rennes, 1993.
- NASSIET (Michel), « Parenté, temps et démographie dans les noblesses à la fin du Moyen Age et à l'époque moderne », *Le Temps et la Démographie. Chaire Quételet*, Louvain, 1993, pp.143-154.
- NASSIET (Michel), « Alliance et filiation dans l'héraldique française des XIVe-XVe siècles », *Revue française d'héraldique et de sigillographie*, N°64, 1994, pp.9-29.
- NASSIET (Michel), « Inventaire du manoir breton de La Chesnaye(1541) », *Histoire et Sociétés Rurales*, n°2, 2<sup>ème</sup> semestre 1994, pp.191-204.
- NASSIET (Michel), « Noblesse et offices de justice en Bretagne au XVIe siècle », *Bulletin de la Société d'Histoire Moderne et Contemporaine*, 1994, N.3-4, pp.9-16.
- NASSIET (Michel), « Nom et blason Un discours de la filiation et de l'alliance (XIVe-XVIIIe siècle) », *L'Homme* 129, janv.-mars XXXIV (1), 1994, pp.5-30.
- NASSIET (Michel), « Le problème des effectifs de la noblesse dans la France du XVIIIe siècle », *Association des historiens modernistes des universités, Bulletin n°18*, 1995, pp.97-121.
- NASSIET (Michel), « Parenté et successions dynastiques aux 14<sup>e</sup> et 15<sup>e</sup> siècles », *Annales HSS*, mai-juin 1995, n°3, pp.621-644.
- NASSIET (Michel), « Un cas de manipulation de la parenté : la maison de Derval », *Bulletin de la Société archéologique et historique de Nantes et de Loire-Atlantique*, 131, 1996, pp.59-68.
- NASSIET (Michel), « 'Représentation' funéraire et portrait au tournant des XVe et XVIe siècles » dans *Bretagne, Art, création, société. En l'honneur de Denise Delouche*, Rennes, 1997, pp.91-95.

- NASSIET (Michel), « Fidélités et perspectives dynastiques dans la noblesse bretonne lors de la crise de succession (1470-1491) » dans J. Kerhervé (éd.), *Noblesses de Bretagne du Moyen Age à nos jours*, Rennes, 1999, p.103-128.
- NASSIET (Michel), « La littérature orale bretonne et l'histoire », *Annales de Bretagne et des Pays de l'Ouest*, tome 106, n°3, 1999, pp.35-64.
- NASSIET (Michel), *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVe-XVIe siècle*, Paris, 2000.
- NASSIET (Michel), « Pedigree and valor. Le problème de la représentation de la noblesse en France au XVIe siècle », dans J.Pontet, M.Figeac, M.Boisson(éd.), *La Noblesse de la fin du XVIe au début du XXe siècle, un modèle social ?*, Bordeaux, 2002, t.1, pp.251-269.
- NASSIET (Michel), « Les rôles féminins dans les manoirs de l'Ouest au XVIe siècle » dans A.M. Cocula et M. Combet (éd.), *Le Château au féminin, Actes des rencontres d'archéologie et d'histoire en Périgord (26-28 septembre 2003)*, Bordeaux, 2004, pp.83-94.
- NASSIET (Michel), « Parenté et pouvoir local en Méditerranée occidentale », *Annales HSS*, mai-juin 2006, n°3, pp.633-645.
- NASSIET (Michel), « Les luttes anti-seigneuriales dans l'Ouest aux XVIe-XVIIe siècles » dans G.Brunel et S. Brunet (éd.), *Les luttes anti-seigneuriales dans l'Europe médiévale et moderne*, Toulouse, 2009, pp.45-59.
- NASSIET (Michel), « Anne de Bretagne, A Woman of State » in C.J. Brown (éd.), *The Cultural and Political Legacy of Anne de Bretagne : Negotiating Convention in Books and Documents*, Suffolk, 2010.
- NASSIET (Michel), *La violence, une histoire sociale : France, XVIe-XVIIIe siècles*, Seyssel, 2011.
- NASSIET (Michel), « L'honneur au XVIe siècle : un capital collectif » dans H. Drévilion et D. Venturino (dir.), *Penser et vivre l'honneur à l'époque moderne*, Rennes, 2011, pp.71-90.
- NASSIET (Michel), *Guerre civile et pardon royal en Anjou (1580-1600) : Lettres de pardon entérinées par le présidial d'Angers*, Paris, 2013.

- OZOUF (Mona), *Les Mots des femmes : essai sur la singularité française*, Paris, 1995.
- PETTITJEAN (Michel), *Essai sur l'histoire des substitutions du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Dijon, 1975.
- PONTET (Josette), FIGEAC (Michel), BOISSON (Marie) (éd.), *La Noblesse de la fin du XVIe au début du XXe siècle, un modèle social ?*, 2 vols., Bordeaux, 2002.
- POUMAREDE (Jacques), *Les Successions dans le Sud-ouest de la France au Moyen Age : géographie coutumière et mutations sociales*, Paris, 1972.
- POUTRIN (Isabelle) et SCHAUB (Marie-Karine), *Femmes & pouvoir politique : Les princesses d'Europe XVe-XVIIIe siècle*, Rosny-sous-Bois, 2007.
- PRINET (Max), « Les armoiries écartelées des conjoints d'après les sceaux français », *Revue numismatique, 4e série*, 13, 1909, pp.372-382.
- RIBORDY (Geneviève), *"Faire les nopces" Le mariage de la noblesse française (1375-1475)*, Tronto, 2004.
- ROELKER (Nancy L.), « Les femmes de la noblesse huguenote au XVIe siècle », *Actes du colloque L'amiral de Coligny et son temps (1972)*, Paris, 1974, pp.227-250.
- SARTELET (Alain), *Le château-fort de Sedan*, l'Association pour la Valorisation des Atouts Culturels de la Champagne-Ardenne (AVACCA), 1998.
- SCHALK (Ellery), *L'épée et le sang: Une histoire du concept de noblesse (vers 1500 - vers 1650)*, Seyssel, 1996 ( traduit de l'anglais *From Valor to Pedigree*, 1986).
- STONE (Lawrence), « L'Angleterre de 1540 à 1880 : pays de noblesse ouverte ? », *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 40e année, N. 1, 1985, pp.71-94.
- VIRET (Jérôme L.), « La reproduction familiale et sociale en France sous l'Ancien Régime. Le rapport au droit et aux valeurs », *Histoire et Sociétés Rurales*, n°29, 2008, pp. 165-188.
- WERNER (Karl F.), « Liens de parenté et noms de personne » dans *Famille et parenté dans l'Occident médiéval, Actes du colloque de Paris ( 6-8 juin 1974 )*, Rome, 1977, pp.13-34.
- WOOD (James B.), « Endogamy and Mésalliance, the Marriage Patterns of the Nobility of the Election of Bayeux, 1430-1669 », *French Historical Studies*, Vol.10, No.3, 1978 p.375-392.

阿河雄二郎「レイ十四世時代の「貴族改め」の意味」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、2000年49-73頁。

江川温「見よ、この種にしてこの草あり」——一二世紀北仏貴族の親族・祖先意識——前川和也編著『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房、1993年、126-127頁。

嶋中博章『絶対王政期フランス貴族の研究—コンデ親王と回想録作者たち—』（関西大学審査博士学位論文）、2008年。

林田伸一「ロラン・ムーニエと絶対王政期のフランス」、二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会 権力の社会史へ』山川出版社、2003年、195-215頁。

フランソワ・オリヴィエ＝マルタン（埴浩訳）『フランス法制史概説』創文社、1986年。

マイケル・L・ブッシュ（指昭博、指珠恵訳）『ヨーロッパの貴族 歴史に見るその特権』刀水書房、2002年。

ピエール・ブルデュー（丸山茂、小島宏、須田文明訳）『結婚戦略—家族と階級の再生産』、藤原書店、2007年。

フランソワ・ルブラン（藤田苑子訳）『アンシアン・レジーム期の結婚生活』慶應義塾大学出版会、2001年。